

平成 30 年度業務実績等報告書

令和元年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収 1
2. 都道府県等に対する納付金の納付 14

<公害健康被害予防事業>

1. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保 20
2. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善 23
3. 調査研究 28
4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供 35
5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成 41
6. 関係地方公共団体の事業に対する助成 47

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項 51
2. 振興事業に係る事項 69
3. 地球環境基金の運用等について 84

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務> 94

<維持管理積立金の管理業務> 99

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施 103
2. 救済給付の支給に係る費用の徴収 115
3. 制度運営の円滑化等 117
4. 救済制度の広報・相談の実施 129
5. 安全かつ効率的な業務の実施 136
6. 救済制度の見直しへの対応 139

<環境研究総合推進業務>

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施 143
2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進 161

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 組織運営	168
2. 業務運営の効率化	178
3. 業務における環境配慮	192
III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 予算、収支計画、資金計画	197
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	213
IV. 短期借入金の限度額	219
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	221
VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	221
VII. 剰余金の使途	221
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設及び設備に関する計画	222
2. 職員の人事に関する計画	223
3. 積立金の処分に関する事項	230
4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項	232

<参考>

○別紙 1 主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況	234
○別紙 2 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に係る措置状況について（平成 30 年 7 月 1 日時点）	239

（注）平成 30 年度業務実績及び自己評価の概要については、「第 3 期中期目標期間業務実績等報告書」1～17 ページをご覧ください。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜公害健康被害補償業務＞

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

■中期目標

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等について分析を行うなど適切な対策を講じること。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収関連業務については、前中期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。

また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に 70%以上の水準に引き上げることを目標としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

■中期計画

公害健康被害者（被認定者）への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。

② 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50%増の実地調査等を計画的に実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5%以上の委託費の縮減を図る。

② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とし、業務の効率化を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。

■平成 30 年度計画

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、特に、引き続き多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行う。

ア. 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対し委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告・納付督促をさらに強化する。

イ. 未納の納付義務者に対しては、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」により、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。

これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。

② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績（63 件）に比し中期計画の目標である 50%増（95 件以上）の实地調査を計画し実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 24 年度実績に比し、本年度においても 5%以上の委託費の縮減を達成する。

② オンライン申告等の電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、申告納付説明・相談会、オンライン申告セミナー等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、業界団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力要請を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図る。

中期計画に掲げた電子申告率 70%以上の目標を 2 年前倒しで達成しており、引き続き、オンライン申告等の一層の普及及び定着に向けた取組を行う。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者に対するサービスの向上を図るために、以下の取組を行う。

ア. 納付義務者のニーズに基づき、インターネットを利用した汚染負荷量賦課金の電子納付（Pay-easy（ペイジー）収納サービス）を開始したことから、利用促進のための周知を行う。

イ. 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」について、納付義務者からの照会事項、意見等を把握し、改訂する。

ウ. 申告の手続などを説明した動画サイトを申告納付説明・相談会等を通じて、納付義務者に周知する。

エ. 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、他の機関情報システムでのサイバー攻撃による情報漏えいの事案の発生を踏まえ、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。

オ. 委託商工会議所と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。

② 汚染負荷量賦課金の徴収関係業務を円滑に推進するため、以下の取組を行う。

- ア. 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託業者担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。
- イ. 委託商工会議所との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 57 条、第 62 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	申告額に係る収納率 99%以上を維持	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%	99.988%	99.986%
	実地調査の確実な実施	平成 24 年度実績に比し 50%増 (95 事業所)	58%増 (100 事業所)	65%増 (104 事業所)	70%増 (107 事業所)	70%増 (107 事業所)	67%増 (105 事業所)
汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	徴収業務に係る委託費の縮減	平成 24 年度実績に比し平成 30 年度末までに 5%以上の縮減	8.61%	8.69%	8.33%	8.71%	9.20%
	電子申告の促進	電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上	68.2%	69.8%	71.0%	71.8%	72.4%

<その他の指標>

- 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収
- 納付義務者等に対して提供するサービスの向上

<評価の視点>

- 被認定者に対する補償給付費等の財源のうち 8 割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化等を図るための質の高いサービスを提供すること

■ 評価と根拠

< 自己評価 >

B

< 根拠 >

以下のとおり、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を現す申告率・収納率は、目標を上回る水準を達成しており、機構の不断の取組を反映したものであること、実地調査件数及び委託費縮減は数値目標を大きく上回る水準となっていること、電子申告率も中期計画に定める目標を前倒しで達成し、その水準を維持していること並びに納付義務者の意見・要望に基づき、質の高いサービスを提供するための様々な取組を行ったことから、自己評価を「B」とした。

- 制度発足から 44 年が経過し、本制度が作られた当時の状況・経緯等を理解している納付義務者が少なくなっていることから、都度、制度内容を説明することとしており、また、多くの企業が厳しい経営環境にあるのが現状である。そのような状況の中で、粘り強い対応を行い、申告率・収納率ともに 99% を上回り、特に収納率は中期計画に定める目標を上回る 99.986% となっている。
- 申告内容の適正性を確保するため、実地調査を計画的に実施し、平成 24 年度実績（63 件）に比し 50% 増（95 件）の目標を大幅に上回る 67% 増（105 件）の調査を実施した。
- 民間競争入札による徴収業務に係る委託費については、平成 24 年度比 9.20% の縮減となり、中期計画に定める目標（5% 以上の縮減）を大幅に上回り、目標に対する達成率は 184% となった。
- 納付義務者の利便性を高めるオンライン等による電子申告の推進については、オンライン申告促進計画を策定し、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨などの取組を行った結果、中期計画に定める電子申告率 70% の目標を平成 28 年度に前倒しで達成し、平成 30 年度も申告件数で 72.4%、申告金額で 92.1% を確保し、目標水準を継続して維持することができた。
- 「申告・納付の手引き」及び「申告書類作成マニュアル」について、申告者の利便性をより高めるため、問合せや誤りの多い事項を反映するなどの改訂を行った。

■ 課題と対応

- 制度発足から 44 年が経過し、本制度が作られた当時の状況・経緯等を理解している納付義務者が少なくなっていることから、都度、制度内容を説明することとしており、また、多くの企業が厳しい経営環境にあるのが現状である。そのような状況の中で、補償給付費等の財源である汚染負荷量賦課金の申告・納付について、納付手続きの効率化や、未申告納付義務者に対する粘り強い督促の実施などを行い、納付義務者の理解と協力を得て、高い申告率・収納率を確保することができている。

今後も高い申告・収納率等を維持していくため、これらの取組を継続的に実施する。

- 申告・納付を行う納付義務者の担当者が適正に申告が行えるように、引き続き分かりやすい資料等が提供できるよう見直しを行うなど、質の高いサービスを提供していく必要があり、今後も納付義務者のニーズを的確に把握し、各種の取組を行っていく。

■ 主要な業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ① 被認定者に対する補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行った。

ア. 未申告納付義務者に対する申告督促の実施

汚染負荷量賦課金申告を期日（5月15日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を行った。

その結果、納付義務者数 8,165 件の事業所のうち、未申告者は 414 事業所であったが、法に基づく重要な制度であること、厳しい経済状況ではあるが申告・納付の必要なことなどを粘り強く丁寧に説明した。その結果、未申告者のうち 386 事業所が申告に応じ、清算結了等で納付義務の消滅した 1 非該当事業所を除いた 27 事業所（0.3%）まで縮小させ、99.7%と高い申告率を確保している。

また、「汚染負荷量賦課金未申告事業者に関する事務処理マニュアル」に基づき、個々の未申告者の実情に応じた対策を行っている。

<未申告者に対する督促の実施結果（平成 31 年 3 月末現在）>

区 分	督促対象 事業所数	申告に 応じた事業所数	非該当 事業所数
商工会議所による督促 〔6/14 まで〕	414 (391)	350 (312)	0 (0)
機構による督促 〔6/15 以降〕	64 (79)	36 (43)	1 (5)
督促実施後 未申告事業所数	27 (31)		

※（ ）書きは、平成 30 年 3 月末の数値

イ. 未納の納付義務者に対する納付督促の実施

法律、内部規程及び「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」に基づき、汚染負荷量賦課金を納付しない納付義務者（以下「滞納事業者」という。）に対する納付督促を行った。

(ア) 現事業年度分

- ・電話による督促を 150 件の滞納事業者（納付期限までに納付していない者及び未申告事業者が申告後、当月中に納付していない者）に対して行った。
- ・現地訪問による督促を 2 件行った。

以上の取組により、142 件の収納を行った。これらの取組の結果、3 月末で収納率は

99.986%となった。

＜汚染負荷量賦課金の収納状況（平成31年3月末現在）＞ （単位：千円、％）

年度	計画額 (a)	申告額 (b)	収納済額 (c)	計画額に対する申告率 (d=b/a*100)	申告額に対する収納率 (e=c/b*100)
平成30年度	(30,895,901)	(30,904,219)	(30,900,390)	(100.027)	(99.988)
	30,046,996	30,140,159	30,135,927	100.310	99.986

※()書きは、平成30年3月末の数値

(イ) 過年度分

期首9件の滞納事業者については、破産、清算終了等により2件の滞納が解消し、残り7件のうち、3件は分割により支払中で、残り4件が破産手続中である。

(ウ) 災害対応

「平成30年7月豪雨」及び「平成30年北海道胆振東部地震」により被害を受けられた事業者に向けて、機構ホームページに納付期限の延長についての連絡文書を掲載するとともに、延納事業者については、災害状況を注視しながら文書による通知を行った。

また、地域指定された地域については、公害健康被害の補償等に関する法律第60条の規定に基づく国税徴収の例により、納付期限延長措置の対応を行った。なお、納付期限延長措置の終了日までに全件の納付が完了した。

(資料編 P1_補償 1 公害健康被害補償制度の概要)

(資料編 P2_補償 2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)

(資料編 P2_補償 2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

(資料編 P3_補償 3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)

② 申告内容の審査及び実地調査の実施状況

汚染負荷量賦課金の適正・公正な申告を確保するため、申告書の内容を審査するとともに、申告内容を詳細に確認する必要があるものは実地調査を行った。

ア. 申告書審査による修正及び更正の状況（平成31年3月末現在）

（単位：件）

区分	机上審査	実地調査	計
当年度修正	29	5	34
当年度更正	42	4	46
過年度修正	2	13	15
過年度更正	0	5	5
計	73	27	100

イ. 実地調査の状況

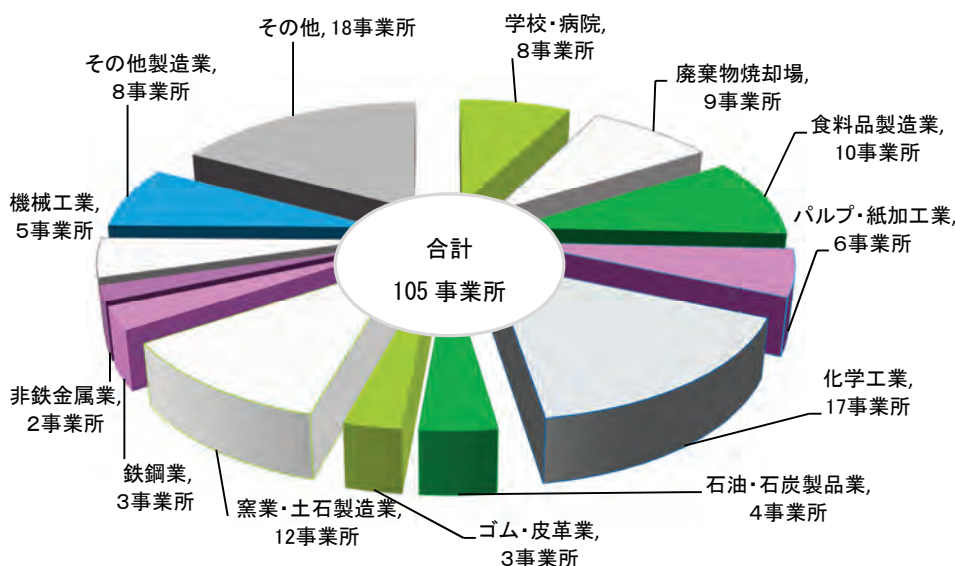
実地調査件数については、平成 24 年度実績（63 件）に比し 50%増（95 件）とする目標に対し、平成 30 年度においては目標を上回る 67%増（105 件）の調査を完了した。

なお、実地調査においては、製造工程及びばい煙発生施設等の稼働状況の説明を受け、施設や排ガス工程を現場で詳細に確認している。さらに、申告書作成の根拠となった原始帳票類（105 事業所×5 年分=525 件）を精査するなど、申告内容を詳細に調査した。

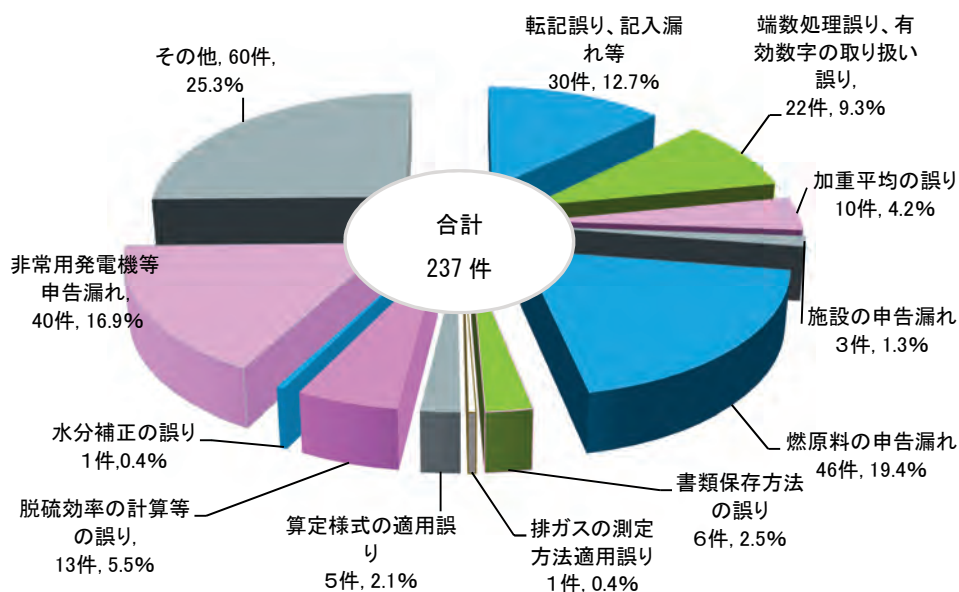
その結果、賦課金額に変更があるものは、修正及び更正処理を行うとともに、適切な申告となるよう指導を行った。

なお、修更正が発生する原因等を分析した結果、転記誤り、端数処理誤りなど誤りが多かった内容については、翌年度の申告納付・説明相談会において注意喚起している。

平成 30 年度に実施調査を実施した 105 事業所の業種別内訳



平成 30 年度の実施調査における指導内容



(資料編 P4__補償 4 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等)

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収業務に係る委託費の縮減

汚染負荷量賦課金の申告・納付に当たっては、民間競争入札の結果、日本商工会議所に徴収業務の一部を委託した上で各地の商工会議所と連携し、申告納付説明・相談会の開催、申告書類の收受、簡易な申告・納付に係る相談、未申告者への督促を行っている。

平成30年度徴収業務に係る委託費については、次表のとおりであり、中期計画に定める平成24年度比5%減を大幅に上回る9.20%を縮減した。

<委託費の縮減(平成31年3月末現在)>

(単位:円、税抜)

平成24年度	平成29年度 (平成24年度比縮減率)	平成30年度 (平成24年度比縮減率)
169,507,228	154,740,035(▲8.71%)	153,904,688(▲9.20%)

また、現契約が平成30年度末で終了するため、令和元年度以降の徴収業務の委託先決定のために民間競争入札制度を活用して手続を実施した。その結果、日本商工会議所と契約を締結した。

○主なスケジュール

平成30年1月～3月	実施要項(案)の作成
3月19日 ～4月9日	実施要項(案)に係るパブリックコメント募集
6月13日	総務省入札監理小委員会で実施要項(案)の付議及び審議
7月10日	総務省官民競争入札等監理委員会で実施要項(案)の了承
9月19日	入札公告(官報掲載)
10月10日	入札説明会の開催
11月8日	企画提案書の提出期限
11月21日	評価委員会で企画提案書の審査
12月7日	開札
12月18日	暴力団排除条項該当性意見書の審査
平成31年1月10日	契約締結(～令和5年度・日本商工会議所)

② オンライン申告の促進

平成29年度までの取組により、平成30年度申告では電子申告率は72.4%に達し、申告件数・申告金額で70%以上を平成28年度に前倒しで達成して以降この水準を維持しており、引き続き定着に向けた取組を行っている。

平成30年度は、「オンライン申告促進計画(7月12日)」を策定し、「納付義務者の要望・ニーズを把握・整理し、オンライン申告を行う可能性がある事業所には積極的にオンライン申告を促し、電子申告率70%以上の水準を維持する」との目標を定め、各種の取組を行った。

(資料編 P6__補償 5 2019年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について)

- ア. オンライン申告セミナーの開催
用紙申告並びにFD・CD
申告を行っている事業所担当
者だけでなく、オンライン申告
に不慣れな方にも理解してもら
うため、オンライン申告事業
所担当者も対象に、オンライン
申告セミナーを開催した。



オンライン申告セミナー 大阪会場

○主な実施内容

平成30年度は、商工会議所の協力を得て、9月から12月の間に全16地域で開催した（開催回数：24回、参加者236名（平成29年度 16回、193名））。

- ・8月にセミナー参加アンケートを実施し、希望者の多い地域で開催した。
- ・申込者が多いさいたま、東京、名古屋、大阪については、2日間の開催、午前・午後で開催するなど、出席しやすい日程や時間帯で開催した。
- ・7月豪雨による被災地域（岡山、広島）については、実施時期を変更（12月）して開催した。
- ・セミナーで使用するテキストについて練習問題を追加するなどの改訂を行うとともに、デモ用ファイルは、認証情報の取扱いを体験できるように改修した。
- ・参加した事業者が使用するパソコンに全ての様式を用意し、参加した事業所が実際に使用している申告様式の演習ができるようにした。
- ・セミナー終了後のアンケートによる満足度については、参加者の87.4%から「有意義だった・やや有意義だった」との評価を得た。

時期	開催場所
9月	・横浜・さいたま・名古屋（午前・午後） ・東京（午前・午後）・大阪（午前・午後）
10月	・神戸・鹿児島・熊本・川崎・札幌・大分・福岡
11月	・さいたま・東京（午前・午後）・大阪（午前・午後） ・仙台・静岡
12月	・岡山・広島

（資料編P7_補償6 オンライン申告セミナー開催のご案内）

イ. 徴収・審査システムの改修の検討

納付義務者からの要望を踏まえ、今後利用の増加が見込まれるウェブブラウザ（GoogleChrome）への対応を図り、11月1日から開始のExcel雛型ファイルの早期ダウンロードに合わせて実装した。

ウ. オンライン申告から用紙申告又はFD・CD申告に、FD・CD申告から用紙申告に移行した事業所への対応

平成30年度、オンライン申告から用紙申告又はFD・CD申告に移行した事業所(61件)及びFD・CD申告から用紙申告に移行した事業所(1件)に対し、アンケート調査を実施した。今後はオンライン申告への再移行の方策と実施に向けて検討を進めて行く。

(ア) 申告方式を変更した理由(主な意見)

- ・事業場内セキュリティ強化対策によりインターネット接続に制限ができたため、オンライン申告ができなくなった。
- ・セキュリティ強化対策により、マクロの無効化(無害化)処理がされたため利用できなくなった。

(イ) オンライン申告を再度行うための条件等

- ・事業場側のシステム担当者にファイル無害化処理回避などの例外措置の許可が出れば再度オンライン申告は可能。

エ. 実地調査におけるオンライン申告の推奨

実地調査に際して、用紙又はFD・CDで申告している事業所(34件)に対し、オンラインでの申告を依頼した。

<申告方式別の申告件数及び申告金額(平成31年3月末現在)> (単位:件、%、千円)

区分	平成29年度				平成30年度			
	件数	構成比	申告金額	構成比	件数	構成比	申告金額	構成比
オンライン申告	5,308	64.6	24,490,807	79.2	5,323	65.4%	23,882,277	79.3%
FD・CD申告	591	7.2	3,832,604	12.4	573	7.0%	3,845,690	12.8%
電子申告	5,899	71.8	28,323,411	91.6	5,896	72.4%	27,727,967	92.1%
用紙申告	2,312	28.2	2,580,808	8.4	2,244	27.6%	2,394,330	7.9%
合計	8,211	100.0	30,904,219	100.0	8,140	100.0%	30,122,298	100.0%

※ 平成29年度は平成30年3月末の数値。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者に対するサービスの向上

納付義務者に対し、申告事務の効率化、手続の簡素化などの質の高いサービスを提供するため、納付義務者のニーズに基づき次の取組を行った。

ア. 汚染負荷量賦課金の納付手続きの効率化

汚染負荷量賦課金は、所定の納付書により金融機関で納付が行われているが、昨今、インターネットバンキングによる決済が主流になりつつあり、納付義務者からインターネット等を利用した納付についての要望を踏まえ、インターネットを利用したペイジー(電子納付)収納サービスを開始したことから、利用促進のための各種周知を行った(ペイジー利用者数460件 3月末時点)。

○ペイジー周知の取組

- ・ 申告納付説明・相談会でペイジーによる電子納付説明用チラシを配布（4月）
- ・ 機構ホームページにペイジー電子納付の取扱金融機関を随時更新
- ・ 汚染負荷量賦課金の延納分の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を表記（8・11・2月）
- ・ 延納事業者に対してリーフレットを作成し配布（8・11・2月）
- ・ 雛型ファイル早期ダウンロードの案内文書にリーフレットを同封（10月）
- ・ 利用促進に係るアンケート調査の実施（7月・1月）
- ・ 申告納付説明・相談会で配布する「手引き」及びパワーポイント資料に操作方法や注意事項を更新



ペイジーの利用案内 リーフレット



延納分の納付書発送用封筒



イ. 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂

年度更新及びシステム改修に伴う修正事項に加えて、問合せや誤りの多い事項を反映するため、これらの冊子の2019年度版の改訂を行った。主な改訂内容は次のとおりである。

(ア) 和暦表示から西暦表示へ変更

新元号への対応については、関係機関と調整の上、年度表示については西暦表示で統一することとした。それに伴い年度に関する表記「平成XX年(度)」を全て「20XX年(度)」に変更した。

(イ) 問合せや誤りの多い事項の追記

誤りの多い事例	
オンライン申告	
誤用をいっていない	必ず添付画像で添付の確認をしてください。
算定課税ファイルの登録を忘れた	必ず前年度までの算定課税ファイルの登録を忘れずに、再算定申告書Excel様式ファイルと算定課税Excel様式ファイルを選択してください。送付する際は、申告書と算定課税Excel様式ファイルの両方をよく確認してください。
内容に誤りがある申告書Excel様式ファイルがアップロードした	アップロードする前に、必ず入力内容に誤りがないかを確認してください。内容に誤りがないかを確認する際は、Excel様式ファイルを開き、入力内容に誤りがないかを確認してください。また、印刷した申告書と算定課税Excel様式ファイルとを照合し、内容に誤りがないかを確認してください。
電子申告書を行うが変更になった	電子申告書を行う際は、代官が変更した内容が正しいかを確認し、電子申告書送付後に必ず変更内容を確認してください。
FD-CD申告	
メディアに申告書または算定課税ファイルが保存されていない	環境の異なるPCでファイルを開くと、ファイルの登録が確認できず、印刷ができません。
FD-CD申告書であるにもかかわらず、申告ファイルを選択したメディアが提出されていない	FD-CD申告書では、印刷した申告書と算定課税Excel様式ファイルを併せてメディアに提出する必要があります。
算定課税Excel様式ファイルの形式と、FD-CD申告書のExcel様式ファイルが異なる	どちらか一方の申告書形式を選択して印刷してください。
算定課税Excel様式ファイルは算定課税Excel様式ファイルから算定課税Excel様式ファイルを選択して印刷する	Excel様式ファイルは、毎年更新されています。必ず最新版にダウンロードしたExcel様式ファイルを使用してください。
算定課税Excel様式ファイルは算定課税Excel様式ファイルから算定課税Excel様式ファイルを選択して印刷する	Excel様式ファイルは、毎年更新されています。必ず最新版にダウンロードしたExcel様式ファイルを使用してください。
算定課税Excel様式ファイルは算定課税Excel様式ファイルから算定課税Excel様式ファイルを選択して印刷する	Excel様式ファイルは、毎年更新されています。必ず最新版にダウンロードしたExcel様式ファイルを使用してください。
用紙申告	
計算誤り、漏れ、重複の申告がある	再算定申告においては、算定課税ファイルのような自動計算機能や印刷機能のない申告書をご利用ください。印刷機能のない申告書をご利用の場合は、印刷した申告書と算定課税Excel様式ファイルを併せて提出してください。
漏れ、重複の申告がある	再算定申告においては、算定課税ファイルのような自動計算機能や印刷機能のない申告書をご利用ください。印刷機能のない申告書をご利用の場合は、印刷した申告書と算定課税Excel様式ファイルを併せて提出してください。
代官が印刷した申告書の確認がある	申告書については、代官または代官の印刷が必要になりますので印刷確認をお願いします。

8. 誤りの多い事例

- 申告書類の記入事項について
 - 申告書の代理人欄、最大排出ガス量欄、算定様式の施設名欄の記載なし
- 汚染負荷量賦課金の計算について
 - ① 現在分の賦課金額の計算において、現在分SOx排出量の欄に前年度(2017.1~12月)に申告したSOx排出量を記入
 - 正: 前年(2018.1~12月)の排出量を算定し記入
 - ② 過去分および現在分賦課金額が1円未満を四捨五入
 - 正: 1円未満を四捨五入
 - 正: 100円未満を四捨五入
- 算定様式の作成について
 - ① 端数処理誤り
 - ② 非常用発電機等の申告漏れ
 - ③ 硫黄分0.1%未満の燃燃料(軽油、都市ガス等)の申告漏れ
- 添付書類について
 - ① 加重平均二酸化炭素の添付なし
 - ② 自社測定している燃燃料・製品の硫黄分について、測定結果の添付なし
- その他 オンライン申告で算定書類や添付書類のアップロード忘れ

申告納付説明・相談会用 資料

←マニュアル「手続き」編

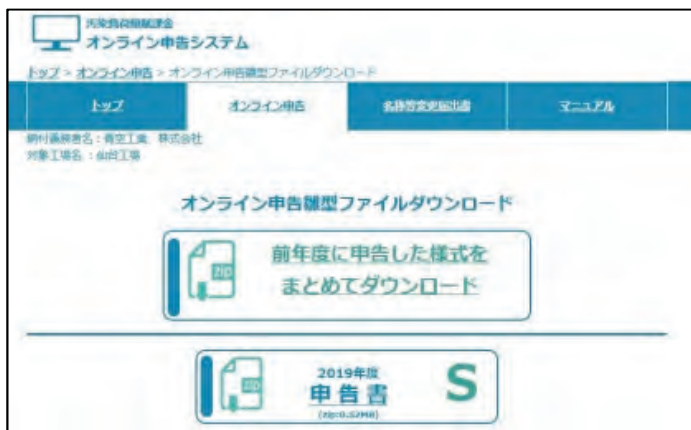
ウ. 汚染負荷量賦課金動画サイトの周知

公害健康被害補償制度や申告書類の作成方法・手続等を解説した汚染負荷量賦課金動画サイトについて、申告納付説明・相談会で一部動画を利用するなど様々な場面で周知を図り、約2,200件の閲覧があった(平成31年3月末現在)。

エ. 徴収・審査システムの改修等

徴収・審査システムのペイジー利用に係る改修及びセキュリティ対策の強化を行った。

- (ア) 改元に伴う西暦表示対応及び内部システムのWindows10、Office2016対応にかかるシステム改修、実装を行った。
- (イ) 徴収・審査システムのセキュリティレベルの高度化を図るため、セキュリティ専門業者より提案のあった事項を元に策定した「セキュリティ対策計画」に基づき、アプリケーションやファイルの整理など、順次対応した。
- (ウ) 納付義務者の情報を取り扱うため、情報セキュリティポリシーの遵守を職員に徹底させるとともに、機構が実施する情報セキュリティ研修の受講に加え、新任職員に対するシステム研修を実施した。



オンライン申告システムの西暦表示画面

オ. 納付義務者からの問合せへの対応

申告・納付期間である4月1日から5月15日までの間に機構や商工会議所に対する問合せについて、適切に対応した。商工会議所で回答できない事項は機構が引き継ぎ、当該納付義務者に直接説明を行った。

なお、申告において誤りや照会が多かった事項については、商工会議所担当者研修会や次年度の申告納付説明・相談会を通じて説明及び注意喚起していく。

○問合せ件数

フリーダイヤル：735件（平成30年4月2日～5月31日）

業務課メール：101件（平成30年4月2日～5月15日）

② 汚染負荷量賦課金の徴収業務の円滑な推進

汚染負荷量賦課金の徴収業務を円滑に推進するため、次の取組を行った。

ア. 委託商工会議所担当者に対する研修会の実施

納付義務者が制度や申告の手続について、正しい理解が得られるよう委託商工会議所担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を平成31年3月5日に開催（参加者数：132名）した。

イ. 申告納付説明・相談会の実施

委託商工会議所と連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国151商工会議所103会場（出席納付義務者数：2,521事業所）で4月に申告納付説明・相談会を開催し、制度や申告方法・手続きを説明し、納付義務者からの質問等に対して適切に対応した。

なお、説明・相談会参加者に対し、アンケート調査を行い意見・要望を把握し、これらを基に既述の取組を行ったほか、より効果的な説明・相談会の実施に向け、事後検討会（6月19日）で意見を集約し、平成31年度の説明・相談会資料等に反映している。

（資料編 P10_補償7 平成30年度汚染負荷量賦課金申告説明・相談会での対応について）



担当者研修会

2. 都道府県等に対する納付金の納付

■中期目標

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。

■中期計画

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに関係情報を国及び都道府県等に提供する。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。

■平成 30 年度計画

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45 都道府県等に対する現地指導を原則として3年に1回のサイクルで実施する。

また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。

さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、都道府県等に対して事業計画の参考となるよう情報提供を行う。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付業務システムについて、都道府県等の意見・要望を把握し、事務処理の効率化が図れるよう改修する。また、45 都道府県等の担当者が納付業務システムを円滑に利用できるよう、要望がある担当者全員を対象に研修を実施する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
現地指導の 実施都道府 県等数	原則3年間で全ての都道府県等に実施。（旧第一種地域39都道府県等、第二種地域6都道府県等）	旧第一種地域13都道府県等 第二種地域2都道府県等	旧第一種地域14都道府県等 第二種地域2都道府県等	旧第一種地域10都道府県等 第二種地域2都道府県等	旧第一種地域15都道府県等 第二種地域2都道府県等	旧第一種地域14都道府県等 第二種地域1都道府県等	旧第一種地域12都道府県等 第二種地域3都道府県等
オンライン申請を行う都道府県等数	全ての納付金納付対象都道府県等	100%	100%	100%	100%	97.8%	97.8%

<その他の指標>

- 納付業務システムの適切な利用のため、研修要望に対応した研修会の実施。

<評価の視点>

- 3年に1回計画的に現地指導を実施することにより、適正な補償給付費等の納付業務の事務処理を確保する。
- 納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施する。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、補償給付費等の納付業務に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、自己評定を「B」とした。

- 納付業務の適正性を確保するため、全45都道府県等のうち15都道府県等に対して現地指導を実施し、必要に応じ適正な事務処理がなされるよう指導を行った。
- 公害保健福祉事業については、5都道府県等（平成29年度：6都道府県等）の実態調査を行い、事業計画の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。

- 納付業務システム担当者研修については、対象となる 45 都道府県等の研修ニーズを聴取り、研修要望があった都道府県等の全ての者を対象に研修を行った。なお、アンケートの要望を踏まえ、東京、大阪、名古屋の会場で納付申請時期の前の 5 月に補償給付担当者向けの研修を、7、8 月に福祉事業担当者向けの研修をそれぞれ開催した。

■課題と対応

- 補償給付費納付金の納付業務については、毎年度指導が必要な都道府県等があることから、適正性を確保するため、今後も指導調査を実施していく必要がある。
また、被認定者の高齢化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況の中、公害保健福祉事業について、創意工夫のある事例等を収集し事業計画の参考となるよう情報提供を行っていく。
- 毎年、複数の都道府県等で担当者が交代するため、納付申請等の手続きを適切かつ効率的に行うための「納付業務システム担当者研修」を継続して実施する。研修の実施に当たり、実施場所、実施時期及び研修内容等、研修ニーズを把握しきめ細かな対応を行っていく。
また、研修の満足度の減少があったことから、原因を分析して、研修内容の充実を図っていく。

■主要な業務実績

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

① 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る現地指導

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の実績は、次のとおりである。

(平成 31 年 3 月末現在) (単位：百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
補償給付費納付金	38,521	37,615
公害保健福祉事業費納付金	82	77
合 計	38,603	37,692

この納付金について、納付申請から実績報告までの手続が適正に行われているか確認するため、対象となる 45 都道府県等に対し原則として 3 年に 1 回のサイクルで現地指導を実施しており、平成 30 年度は 15 都道府県等（平成 29 年度 15 都道府県等）に対して実施し、適宜、指導を行った。

- ・旧第一種地域（かつて著しい大気汚染によって疾病が多発した地域）12 都道府県等
- ・第二種地域（汚染原因者との因果関係が明らかな地域）3 都道府県等

なお、現地指導調査の結果については、全調査の終了後、取りまとめ、環境省に報告した。

(資料編 P11__補償 8-① 旧第一種地域被認定者数の年度別推移)

(資料編 P11__補償 8-② 旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移)

(資料編 P12__補償 9 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移)

(資料編 P13__補償 10-① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(旧第一種地域))

(資料編 P14__補償 10-② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(第二種地域))

② 公害保健福祉事業の実態把握

被認定者の健康を回復させ、健康を保持・増進し、必要なりハビリテーション等を行う公害保健福祉事業について、他の都道府県等に実施状況等を周知し、参考としていただくことを目的とした実態調査及び情報提供を行った。

平成 30 年度は、5 都道府県等（平成 29 年度 6 都道府県等）の実態調査を実施した。

月日	都道府県等	事 業 名
8 月 23 日	川崎市	呼吸機能訓練教室（気功療法）
9 月 11 日	八尾市	健康回復教室（歌体操）
10 月 24 日	品川区	呼吸器リハビリ教室（歌を歌って腹式呼吸を身につけましょう）
11 月 27 日	富士市	呼吸機能訓練教室（理学療法）
11 月 29 日	北区	呼吸器健康教室（ヨガ）

平成 30 年度の実態調査結果については、特に公害保健福祉事業で創意工夫のある事項等を整理し、事業実施の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。

また、今後の公害保健福祉事業の効果的な実施の参考とするため、指導調査の場を利用して都道府県等に対し必要な情報や自治体間の情報交流の場などの要望について聴取を行い、環境省へ情報提供を行った。



公害保健福祉実態調査（品川区）



（八尾市）

（２）納付申請等に係る事務処理の効率化

① 納付業務システムについて

平成 30 年 2 月に実施したアンケート調査や現地指導調査、納付業務システム担当者研修会を通してシステムに関する意見・要望を踏まえ、次の対応を行った。

- ・帳票作成にあたり、作業効率を図るため一部のセルに計算式を設定しているが、全てのセルが入力可能であるため計算式の入ったセルに入力してしまう誤りが多く見られた。
誤りを防ぐため、計算式の入ったセルは入力不可とする措置を講じた。

② 納付業務システムに係る研修の実施

納付業務システムに係る研修要望等のアンケート調査により、開催場所、開催時期など参加のしやすさの意見・要望を把握し、対象となる 45 都道府県等中 20 都道府県等から研修要望があった 33 人（平成 29 年度：22 都道府県等から 37 人）全ての者を対象に研修を行った。

同研修については、各納付申請時期の前に、5 月に補償給付担当者向け研修を 7、8 月に福祉事業担当者向け研修を全国 3 箇所（東京地区 4 回、名古屋地区 1 回、大阪地区 2 回）でそれぞれ開催したほか、2 県市（愛知県、名古屋市）においては、各自治体個別方式で実施した。

補償給付担当者向け	福祉事業担当者向け
<ul style="list-style-type: none"> ・東京地区 2 回（5/17、5/29） ・大阪地区（5/17） ・名古屋地区（5/18） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京地区 2 回（7/31、8/24） ・大阪地区（8/9）
	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体個別方式 愛知県（8/10 午前） 名古屋市（8/10 午後）

ア. 納付業務システムを理解してもらうため、デモファイル（補償給付・福祉事業）を新たに作成（納付業務システムへのアクセスから福祉事業システムのダウンロード、システムへのデータ入力、データのアップロードまで）、このファイルを使って、納付業務システム研修会で説明した。

イ. 公害健康被害補償制度や納付業務の仕組みについてパワーポイント資料で説明を行い、納付業務について再認識を促した。

なお、研修終了後のアンケートによる「研修の満足度」は、参加者の70%から「有意義・やや有意義であった」との評価を得た。平成29年度の評価（86%）より下がった理由は、平成30年度から初めての担当者が複数名参加され、納付業務システムの利用方法だけでなく納付業務に係る事務手続についての研修やPCそのものに不慣れでもっと演習を増やして欲しいとの要望があったことなどによる。参加者の意見・要望を踏まえ、1月に実施するアンケートでは、より詳細な研修ニーズを把握し、令和元年度の納付業務システム担当者研修に反映していくこととしたい。

＜納付業務システム研修 アンケート結果＞

項目	評価	集計結果
研修開催時期	適当	28名/33名（85%）
研修の満足度	有意義・やや有意義	23名/33名（70%）

③ 都道府県等のセキュリティ強化策への適応

都道府県等における情報セキュリティ強化策として、インターネット使用制限等の措置が講じられたことにより、納付業務に係るオンライン申請がスムーズに行えない事案が発生していることから、電子ファイルの送受信方法の改善等について検討し、可能な限り個別対応を行った。

<公害健康被害予防事業>

1. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保

■中期目標

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

■中期計画

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。

公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。

また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。

■平成 30 年度計画

（1）事業の重点化

予防事業の実施内容を、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。

（2）収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金について、市場等の動向に適時・的確に対応して、運用方針に基づき安全で有利な運用を行う。

また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、事業財源の安定的な確保を図る。

（3）公害健康被害予防事業の基本方針に基づく次期中期計画の作成

次期中期計画の作成において、平成 29 年度に取りまとめた公害健康被害予防事業の基本方針を反映させる。また、事業移行に当たり、関係団体等と必要な調整を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

＜その他の指標＞

—

＜評価の視点＞

事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の見直しの具現化の重要性・困難さ。

■評定と根拠

＜自己評定＞

B

＜根拠＞

以下のとおり、ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、事業内容に反映させるとともに、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を行い、休止する事業については事業関係者と調整を図り、事業費については、市場において低金利が続く中、基金の安全で有利な運用に努め、安定的に確保したため。

- 引き続き、ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながるソフト3事業・知識の普及、予防事業に資する人材育成のための研修に重点化・効率化を図った。
- 基金の運用については、低金利の状況が続く中、市場の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めた。また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び第2期中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、事業に必要な財源を確保した。
- 運用収入が減少する中でも、地域住民のぜん息の発症予防や健康回復に直接つながる事業は規模を維持しつつ、その他の事業は縮減を図るなど「公害健康被害予防事業の基本方針」を踏まえ、第4期中期計画を策定し、「ぜん息児水泳記録会」など休止する事業について関係者との調整を図った。

■課題と対応

- 低金利の状況が継続していることから、引き続き市場の動向を注視し、安全で有利な運用による運用益の確保、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び目的積立金の取崩しにより安定した財源を確保する必要がある。
- 更なる事業の重点化・効率化のため、例えば、地方公共団体が行うイベント等とあわせて事業を展開するなど、他機関との連携や協力の可能性について継続して検討する必要がある。

■主要な業務実績

（1）事業の重点化・効率化

- ① 機構が自ら行う予防事業については、ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、事業内容に反映させる取組を引き続き行うとともに、各事業について次の重点化・効率化を図った。
 - ・知識の普及については、ぜん息・COPDの発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化し実施した。

- ・調査研究については、予防事業の重点施策に沿った調査研究を継続し、外部有識者による事後評価を実施した。
- ・研修については、平成 27 年度に策定した予防事業研修の体系に基づき、ソフト 3 事業を担う地方公共団体の職員のほか、看護師、理学療法士などコメディカルを対象とした専門研修を実施した。

② 地方公共団体が行う事業への助成について、特に地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業を重点事業として、医療機関を対象とした医療機器整備への助成は見合わせたうえで交付決定を行った。

(2) 収入の安定的な確保

低金利の状況が続く中、市場の状況や金利の優位性を勘案して債券を購入するなど、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び第 2 期中期目標期間から繰り越された目的積立金（約 674 百万円（公健勘定））の取崩しにより、事業に必要な財源を確保した。

なお、第 3 期中期目標期間終了後に主務大臣の承認を受けた目的積立金（約 562 百万円（予定）（公健勘定））は、引き続き第 4 期中期目標期間の事業実施の財源としていく。

（単位：百万円）

	29 年度			30 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
基金運用収入	559	562	1.25	502	509	1.13
補助金	200	200	—	200	200	—
積立金取崩	251	31	—	183	85	—
計	1,010	793	—	885	794	—

（資料編 P16__ 予防 2 公害健康被害予防基金債券運用状況）

（資料編 P111__ 共通 9 運用方針について）

(3) 公害健康被害予防事業の基本方針に基づく第 4 期中期計画の作成

今日の低金利の状況による運用益の減少を踏まえ、今後の予防事業の実施に向け公害健康被害予防事業の基本方針を、第 4 期中期計画に反映させた。また、予算編成に当たり「ぜん息児水泳記録会」など休止する事業について関係者との調整を図った。

2. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善

■中期目標

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。

■中期計画

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行き、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

■平成30年度計画

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の各種事業を効果的かつ効率的に実施するため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。

平成26年度に見直した助成事業のメニューを地方公共団体がより効果的に実施できるよう支援に取り組む。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行き、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

本事項「ニーズの把握と事業内容の改善」は、予防事業の役割からして、本来的に基本とすべき重要な取組であるということ。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。

■ 評価と根拠

< 自己評価 >

B

< 根拠 >

以下のとおり、ぜん息患者、地域住民及び関係機関・団体など事業参加者のニーズを把握し、可能なものから事業へ反映するとともに、ソフト3事業の実施効果測定を行い、その結果を地方公共団体へフィードバックした。さらに事業参加者アンケートの改訂を進め、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、効果的に予防事業を実施できるよう事業内容の改善等について地方公共団体に中間報告できたため。

- 引き続き、事業参加者のニーズを把握し、知識の普及、研修の各事業内容に反映した。また、平成29年度の研修受講者のアンケートを整理・分析し、カリキュラムに反映した。
- ソフト3事業の実施効果の測定と把握のため、地方公共団体が事業の評価・分析を直接できる集計・分析システムを活用し、事業の実施効果の測定を行い、その測定結果について地方公共団体にフィードバックを行った。
- また、地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票（事業参加者アンケート）の改訂を進めるとともに、令和元年度からの運用を図るため集計・分析システムの改修準備を行った。
- ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。

■ 課題と対応

- 事業参加者へアンケートを実施しニーズの把握を引き続き行い、より効果の高い事業を展開していく。
- ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性について、その具現化を図るため、実務者連絡会議などを通じて、事業展開例を含め地方公共団体へ周知していく必要がある。
- 予防事業の対象となるぜん息患者とその家族、地域住民及び関係機関・団体の意見・要望を引き続き把握し、それらのニーズに基づき効果的かつ効率的な事業を実施するなど、今後も事業参加者に対して質の高いサービスを提供していく。

■ 主要な業務実績

(1) ニーズの把握と事業への反映

① 患者等のニーズに基づき実施した事業

これまで患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいるNPO法人等から把握したニーズについて、次のとおり実施可能なものから事業内容に反映した。

<把握したニーズを反映した事業>

把握したニーズ	ニーズを反映した事業	事業区分
1. 専門医への相談・交流機会の確保	公益財団法人日本アレルギー協会との連携による講演会を開催。 <専門医による講演会> 平成 31 年 2 月 17 日（日本アレルギー協会共催）	知識の普及
2. 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供	水泳記録会に参加の小学生と中学生を対象に、「ぜん息体験教室」「実技講習」を通じ保健指導を実施。 平成 30 年 8 月 11 日 関西地区 平成 30 年 10 月 13 日 関東地区	知識の普及
3. COPD に対する認知度の向上、重症化の防止	COPD の認知度向上、呼吸リハビリテーションの普及・定着を図るため、地域の特性を熟知した NPO 法人等との協働事業として、COPD の普及啓発、呼吸リハビリテーション教室を実施。	知識の普及
	予防事業人材バンクを活用して、地方公共団体との共催による肺年齢測定会を実施。	研修
4. ぜん息患者教育スタッフの養成*	厚生労働省との共催で、保健所に所属する保育士・栄養士・看護師等を対象とした講習会を開催。 平成 31 年 2 月 8 日 東京（厚生労働省共催）	知識の普及
	ぜん息に関するメディカルスタッフを養成するための研修を一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会の協力を得て、岡山で実施。 平成 30 年 12 月 12 日～12 月 13 日 岡山市	研修
5. 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成*	COPD に関するメディカルスタッフを養成するための研修を日本呼吸器学会の協力を得て、東京で実施。 平成 30 年 10 月 30 日～31 日 東京	研修

* 研修受講者には予防事業人材バンクへの登録を依頼

② 事業参加者へのアンケート

知識の普及及び研修の参加者に対するアンケート調査（対象者：計 2,342 人、回収率：82.6%）を実施し意見等を収集した。

平成 29 年度の地方公共団体からのアンケートにおいて、研修日程が長いため受講しづらいとの意見があり、平成 30 年度の事業において、従来の 3 日間の研修について、初任者を対象とした基礎研修を新たに設け、1 日で受講可能なカリキュラムに見直しを行い、あわせて開催地を分散化することで、研修参加者を 51%増加させることができた。

- (資料編 P15__予防 1 公害健康被害予防事業の概要)
- (資料編 P17__予防 3 意見交換を実施した団体)
- (資料編 P23__予防 7 平成 30 年度 知識の普及事業実施状況)
- (資料編 P25__予防 8 平成 30 年度 研修事業実施状況)

(2) 予防事業の第3期中期目標期間(平成26~30年度)における見直し

地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業は優先的に実施し、調査研究、知識の普及及び研修は縮減又は統廃合により合理化を進め、他の主体とも連携を図りながら、次のとおり事業の重点化及び効率化を図った。

① 調査研究

平成30年度は、2年間の研究期間の最終年度に当たり、ソフト3事業の効果的な実施に向けた調査研究を継続して行った。また、令和元年度から実施する調査研究について、調査研究期間を十分に確保できるように、関係機関と調整の上、公募を前倒しで行い、外部有識者による事前評価を行った。

また、環境改善調査研究については、研究の質を確保するため採択方針を見直した。

② 知識の普及

複数の冊子を統合し、最新の情報を加えて再編した「成人ぜん息ハンドブック」を発行するとともに、ウェブコンテンツも全面リニューアルした。さらに、他機関からスライドデータや冊子等の転載依頼に応えるため、転載ルールを明確にして2次利用しやすい環境を整えた。

また、機構ホームページの「ぜん息などの情報館」に加えて、ぜん息情報のポータルサイト「ぜん息・COPDプラットフォーム」を運用し、国、地方公共団体、学術研究団体及び患者団体等が発信するぜん息・COPDの予防等に関する最新の情報を集約した上で、さらにSNS(ツイッター)でも積極的に提供した。

③ 予防事業を担う人材の育成

患者教育を行うための人材育成研修を継続して実施するとともに、患者教育・指導の専門ライセンスを有する看護師・理学療法士等とも連携を図り「ERCA予防事業人材バンク」(以下「予防事業人材バンク」という。)を運営し、将来の予防事業の担い手となる人材の育成強化を図ったほか、地方公共団体が行う講演会や肺年齢測定会へ人材を派遣した。

④ 地方公共団体が行うソフト3事業への支援

ソフト3事業を効果的に推進するため、地方公共団体職員を対象とした研修の充実や取組事例の紹介など情報提供等に取り組んだ。

(3) ソフト3事業の効果測定等

ソフト3事業の評価・分析のための集計・分析システムを活用し、事業の実施効果の測定を行い、測定結果は地方公共団体にフィードバックした。

また、地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票（事業参加者アンケート）の改訂を進めるとともに、令和元年度からの運用を図るため集計・分析システムの改修準備を行った。

さらに、ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。

（資料編 P26__予防9 平成30年度 ソフト3事業等実施状況）

（資料編 P27__予防10 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況）

（資料編 P28__予防11 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―
（平成30年度本格調査結果―中間報告―））

3. 調査研究

■中期目標

(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成 24 年度実績に比し、10%削減すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

■中期計画

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題や今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。

なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。

新規に採択する調査研究課題については、公募制を継続し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。

■平成 30 年度計画

(1) 調査研究の実施

平成 29 年度から開始した環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究について、引き続き着実に実施する。

また、次期中期計画で実施する調査研究について、調査研究計画を作成し、評価委員会の審議を経て今年度中に募集を開始する。

なお、調査研究課題の重点化や実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。

(2) 外部有識者による評価

各調査研究課題について、外部有識者による平成 29 年度評価結果を各調査研究の実施者にフィードバックして平成 30 年度の調査研究の内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

また、調査研究課題の終了時期である平成 30 年度末に事後評価を実施する。

(3) 調査研究成果の予防事業への反映

調査研究の成果は、ホームページや研究発表会で公表するほか、パンフレットなどの作成により、広く情報提供を行う。

また、その結果に応じて、研修事業や助成事業の向上、知識の普及等事業で行う取組の内容に的確に反映させる。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

(30 年度削減値は、24 年度予算対比)

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
調査研究 費の総額 の削減	平成 24 年度比 で 10%以上削 減する	同左	39% 削減	37% 削減	50% 削減	61% 削減	63% 削減
課題の採 択までの 事務処理 期間	外部有識者に よる評価を行 い、公募締切 日から 60 日以 内に決定する	同左	59 日	—	—	55 日	48 日

注 1) 議題の採択までの事務処理期間が「—」となっているのは、27 年度及び 28 年度は課題の採択年ではないためである。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

今後の予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られているか。調査研究の成果が予防事業の他の事業に活かされているか。

■ 評価と根拠

< 自己評価 >

B

< 根拠 >

以下のとおり、予防基金の運用収入が減少する中、研究の質の確保を図りつつ、年度計画に定めた「調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。」との目標を達成したほか、各課題において平成 29 年度の年度評価結果を平成 30 年度の研究計画に反映させ、年度末には事後評価を実施したほか、令和元年度から実施する第 12 期調査研究の研究期間を十分に確保するため、新規課題の募集を平成 30 年度内に行い、評価委員会及び採択決定を前倒して年度内に取りまとめが図れたため。

- 調査研究費の総額については、研究の質を確保しつつ、平成 29 年度の採択決定に基づき進めた結果、平成 24 年度比 10%以上の削減となった。
- 第 12 期調査研究の研究期間を十分に確保するために、第 11 期採択時より約 3 か月、新規課題公募、評価委員会及び採択決定を前倒しで取り組み、公募の締切日から採択日までに要した日数は 48 日で目標を達成した。
- 研究課題について、環境保健分野では高齢ぜん息患者の増加に着目した研究課題を設定し、環境改善分野では、地方公共団体からの要望を踏まえ、光化学オキシダントについて研究課題を設定した。

■ 課題と対応

- 高齢ぜん息患者に対応した予防事業を展開していくためには、成人ぜん息の中でも高齢ぜん息患者の治療実態を把握するための調査研究が必要である。

■ 主要な業務実績

(1) 第 11 期調査研究の実施

① 環境保健分野に係る調査研究

・平成 29 年度から 2 年間で実施した第 11 期調査研究について、環境保健調査研究評価委員の年度評価を踏まえ、平成 30 年度においても予防事業に資する次の 3 分野の調査研究を実施した。

分野 I 気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査研究		
課題名	研究代表者	実施研究機関
1. 乳幼児期にぜん息のハイリスク群を鑑別するための肺音解析を用いた客観的評価法の検討	望月 博之	東海大学
2. 環境因子による増悪予防のための健康管理手法	相良 博典	昭和大学

分野Ⅱ ぜん息・COPD患者の患者教育及びアドヒランスの向上に関する調査研究		
課題名	研究代表者	実施研究機関
1. 小児ぜん息患者のアドヒランス向上のための個別化プログラム開発と学校との連携による支援体制構築	藤澤 隆夫	国立病院機構 三重病院
2. COPD患者のアドヒランス向上を目指した医療・教育・行政機関連携による新たな双方向支援システムの構築	神津 玲	長崎大学
3. -①アレルギー専門メディカルスタッフのスキルアップのための教育研修プログラムの開発とその検証	赤澤 晃	東京都立小児 総合医療センター
3. -②就学期の喘息患者の予後悪化因子対策モデルの構築	小田嶋 博	国立病院機構 福岡病院
4. ぜん息・COPD患者に対する患者教育の実践	千住 秀明	(公財)結核予防会 複十字病院
分野Ⅲ 気管支ぜん息の動向等に関する調査研究		
課題名	研究代表者	実施研究機関
1. -①気管支ぜん息の動向等	谷口 正実	国立病院機構 相模原病院
1. -②バイオマーカーを含めたぜん息増悪因子の同定と層別化指導指針の策定-多施設ぜん息コホートの検討から-	長瀬 洋之	帝京大学

② 大気環境の改善分野に係る調査研究

・平成29年度から2年間で実施した調査研究では、環境改善調査研究評価委員の年度評価を踏まえ、平成30年度においても引き続き、今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題の分野について、調査研究を実施した。

分野Ⅰ 局地的な大気汚染地域の大气汚染の改善 (採択せず)	
分野Ⅱ 今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題	
課題名	実施研究機関
1. 粒子状汚染物質の低減を目指した大気浄化植樹事業の新たな展開	(株)プレック研究所

③ 調査研究費総額の削減

平成29年度の採択決定に基づき、調査研究費の総額は平成24年度比で10%以上の削減となった。

④ 調査研究にかかる経理の適正化、透明性の確保

調査研究に係る会計処理を適正に行うため、会計担当者からの質問等に対して迅速かつ適切に対応したほか、委託機関6機関に対して現地指導調査を実施し、支出証拠書類、帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等について確認を行った。

(資料編 P19__予防5 第11期環境保健、改善調査研究概要等)

(2) 外部有識者による評価

環境保健分野、環境改善分野ともに、調査研究成果発表会を通じて評価委員による事後評価を行い、研究代表者へ今後の研究に役立ててもらうため、評価結果をフィードバックした。



(資料編 P18__予防4 調査研究の評価方法について)

(3) 調査研究成果の予防事業への反映

- ① 環境保健分野、環境改善分野とも、研究成果については成果集に取りまとめ、関係地方公共団体及び関係学会等に配布するとともに、機構ホームページに掲載し、知識の普及で制作するパンフレットへ反映したほか、研修において紹介した。
- ② 調査研究の成果は、学会発表(77件:平成30年度実績)や論文発表(45件:同)に引用されている。

(4) 第12期調査研究の公募及び採択

① 環境保健分野に係る調査研究

- ・令和元年度から3年間で実施する第12期調査研究について、環境省とも連携を図った上で外部有識者の意見も踏まえ分野や課題を設定し公募を行い、外部有識者による事前評価を行った。
- ・課題設定では、アドヒアランス・患者教育の分野に重点を置いた第11期の課題設定から、第12期はより応募してもらいやすい疾病ごとの分野にテーマを整理して公募を行った。

- ・評価方法は、従来の総合評価に加え、予防事業や社会・経済に対する貢献度などの各評価軸の内容が反映できるように改訂した。
- ・24件の応募があり次表の7課題を採択した。なお、事前評価点が5段階中3.5未満の1課題は不採択とした。

分野Ⅰ 小児・成人ぜん息に関する調査研究		
課題名	研究代表者	実施研究機関
1. 小児ぜん息のハイリスク群を鑑別するための評価手法とフォローアップ指導法の検討	望月 博之	東海大学
2. 高齢者ぜん息を含む成人ぜん息患者の個別化治療を目指した治療実態の把握及び効果的な治療・療養方法の策定	鈴木 真穂	国立病院機構 東京病院
3. 高齢ぜん息患者の自己管理支援策	(採択せず)	
分野Ⅱ COPDに関する調査研究		
課題名	研究代表者	実施研究機関
1. COPD患者の自己管理と重症化予防 COPD身体活動性関与因子の詳細分析と目標値設定に基づく自己管理法の構築	南方 良章	国立病院機構 和歌山病院
2. 喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価	相良 博典	昭和大学
分野Ⅲ 気管支ぜん息・COPDの動向等に関する調査研究		
課題名	研究代表者	実施研究機関
1. 気管支ぜん息の動向等 1. -①ライフサイクルから考えるぜん息の長期予後と寛解・増悪に関わる因子の解明に関する研究	藤澤 隆夫	国立病院機構 三重病院
1. -②表現型別のぜん息増悪因子の同定と長期予後の解析-非2型炎症を有するぜん息病態の検討を含めて -	長瀬 洋之	帝京大学
2. 乳幼児ぜん息の一次予防に向けた適切な乳幼児健診のあり方の検討 乳幼児健診から探索するぜん息発症の関連因子の同定及び予防への応用	山本 貴和子	国立成育医療 研究センター

② 大気環境の改善分野に係る調査研究

- ・令和元年度から2年間で実施する研究課題について、地方公共団体の要望や環境省関係部局とのヒアリング及び外部有識者の意見を踏まえ課題を設定し公募を行い、外部有識者による事前評価を行った。

- ・評価方法については、従来の総合評価に加え、予防事業や社会・経済に対する貢献度などの各評価軸の内容が反映できるように改訂した。
- ・また、応募件数が1分野1件のケースでは、全体評価（各評価軸の平均）で高い評価を得ているものであっても、予防事業や社会・経済への貢献度が低いなど、研究目的、記述評価の内容等が不適切な課題は採択しないことを採択方針に定めた。
- ・公募の結果、6件の応募があり次表のとおり1課題を採択した。なお、事前評価点が5段階中3.5未満の1分野（分野Ⅰ）は不採択とした。

分野Ⅰ 交通が大気環境に及ぼす影響に関する調査研究	
（採択せず）	
分野Ⅱ 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究	
課題名	実施研究機関
1) 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究	一般社団法人環境情報科学センター

（資料編 P18__ 予防 4 調査研究の評価方法について）

（資料編 P21__ 予防 6 第 12 期環境保健、改善調査研究概要等）

4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供

■中期目標

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。

また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

■中期計画

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。

また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な提供方法や内容の充実を図る。

■平成 30 年度計画

(1) 知識の普及事業等の実施

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復等に係る知識普及事業については、ぜん息等の患者の自己管理の重要性に鑑み、これまでに作成した成人ぜん息に関する複数の啓発冊子を一冊に統合・再編したパンフレットの発行、ぜん息・呼吸器専門医等による講演会等の開催、ぜん息・COPD 電話相談室などの事業を積極的に実施する。

また、講演会等への参加者等に対するアンケート調査を実施する。アンケートの有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得るとともに、引き続き事業効果の把握に努める。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

(2) ホームページ等による情報提供

予防事業の Web ページである「大気環境・ぜん息などの情報館」において、各種パンフレット類の紹介や講演会の開催等に関する情報提供を行う。

また、ぜん息・COPD に関する情報ポータルサイト「ぜん息・COPD プラットホーム」を引き続き運用するとともに、SNS やメールマガジンなど複数のツールを複合的に活用し、ぜん息・COPD に関連する情報を速やかに利用者に発信する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報						
達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
講演会の参加者等 に対してアンケート 調査を行い、有効 回答者の 80 パーセ ント以上から 5 段 階評価で上位 2 段 階までの評価を得 る。	同左	94%	95%	97%	98%	96%

※数値は 5 段階評価で上位 2 段階までの評価の率

<その他の指標>

—

<評価の視点>

ぜん息及び COPD の予防、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組が効果的・効率的に行われているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復等に資する知識の普及及び情報提供を実施し、各種事業参加者から年度目標よりも高い評価を得ることができた。成人ぜん息に関する複数の啓発冊子を統合・再編したパンフレット「成人ぜん息ハンドブック」を発行し、関連してウェブコンテンツも全面リニューアルして、患者団体や医療機関から患者教育に役立つとの好評を得たほか、知識の普及としてこれまで制作したパンフレット及びウェブコンテンツからの転載依頼も多くあり、知識の普及を図れたため。

- ぜん息患者等の地域住民に対し、市民公開講座、ぜん息児水泳記録会、アレルギーの日関連行事等の各種事業を展開し、通年でぜん息・COPD 電話相談を実施したほか、保育士等

の専門職を対象とした保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会を開催し、これらの参加者から高い評価（満足度 96%）を得た。

- 複数の冊子を統合し、最新の情報を加えて再編した「成人ぜん息ハンドブック」を発行するとともに、ウェブコンテンツも全面リニューアルした。
- 他機関からのスライドデータや冊子等の転載依頼に応えるため、ウェブコンテンツの充実を図り、転載ルールを明確にして2次利用しやすい環境を整えた。厚生労働省からも依頼があり、平成31年4月改定の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に転載された。

■課題と対応

- 多様化する地域住民のニーズに応えるために、引き続きアンケート等を通じてニーズ調査を実施するとともに、他機関との連携を図り、情報発信の幅を広げる。
- NPO法人の知見等を活用した「地域におけるCOPD対策推進事業」について、今後は予防事業人材バンクを活用して事業未実施の対象地域に拡大していく必要がある。

■主要な業務実績

(1) 患者教育を含む確かな医療情報等の提供

① パンフレット類の作成

ア. 過去に制作したパンフレットを効果的かつ効率的に頒布するため、成人ぜん息患者向けの啓発冊子を再編・統合するに当たり、最新の医療情報を加え、医学的知見に基づく確かな情報を「成人ぜん息ハンドブック」として当初7千部を発行し、その後増刷をして約1万4千部を提供した。また、紙媒体のほかウェブコンテンツも全面リニューアルし、スマートフォンにも対応した。あわせて指導用スライドやイラストも掲載し、指導者向けのコンテンツも充実させた。



「成人ぜん息ハンドブック」



「成人ぜん息のウェブコンテンツ」

イ. ぜん息及びCOPDの最新情報の発信媒体として生活情報誌「すこやかライフ」を発行（春・秋/年2回）し、ウェブコンテンツも制作し公開した。

② パンフレット類の提供先

- ・パンフレットの提供先は、予防事業対象地域の患者のほか、患者に近い医療機関や医療

従事者、又は予防事業を行う地方公共団体に優先配布し、平成 30 年度は約 46 万部を提供した。また、一般からの要望にも対応するため、ホームページから PDF データで提供して、さらなる活用を促した。

- ・さらに、他機関からのスライドデータや冊子等の転載依頼に応えるため、ウェブコンテンツの充実を図り、転載ルールを明確にして 2 次利用しやすい環境も整えた。厚生労働省からも依頼があり、平成 31 年 4 月改定の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に転載された。【再掲】

パンフレット類の提供先と部数

(単位：部)

提供先	部数	利用目的
地方公共団体等 (保健所、学校を含む。)	118,449 部	ソフト 3 事業の参加者に対する教育ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓発資料
医療機関	235,227 部	受診患者への患者教育・指導等
個人等	108,745 部	患者の自己管理用等
計	462,421 部	(環境保健分野 461,432 部、環境改善分野 989 部)

③ ぜん息専門医等による講演会・講座の開催

ア. 市民公開講座の開催

- ・ぜん息等のアレルギー疾患や患者等の自己管理支援に関して正しい知識の提供を行うため、第 35 回日本小児臨床アレルギー学会との共催で、地域住民を対象とした市民公開講座を福岡市で開催した。(7 月)

イ. ぜん息児水泳記録会

- ・機能訓練事業に参加のぜん息の小学生と中学生を対象に、健康回復のための自己管理の啓発・継続を図ることを目的に、水泳記録会を関西地区(大阪プール：8 月)及び関東地区(東京辰巳国際水泳場：10 月)で開催し、計 253 人の参加を得た。
- ・会場ではぜん息児及び保護者への保健指導・患者教育の機会として、吸入手技指導を交えた体験教室及びピークフローメーターの使用実技指導を併せて実施した。



ピークフローメーターの使用実技指導



ぜん息児水泳記録会

ウ. アレルギーの啓発に関する講演会

「アレルギーの日」に合わせ、公益財団法人日本アレルギー協会と連携し、ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会を東京で開催した。(2月)

エ. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、厚生労働省と連携し、保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に講習会を東京で開催した。(2月)

④ ぜん息・COPD電話相談室

ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、看護師(常勤)及び医師(非常勤:日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医)によるぜん息・COPD電話相談室を通年で開設し、計1,022件の相談に対応した。



新聞広告でぜん息・COPD電話相談室をPR

⑤ エコドライブ普及ツールの貸出し

地方公共団体が地域の事業者や住民を対象として実施する各種環境イベントにおいて行うエコドライブの啓発事業の支援を行うため、機構が所有するエコドライブシミュレーターを地方公共団体等に対し31件の貸出しを行った。

⑥ 事業参加者の評価

各種事業において、事業参加者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の80パーセント以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。

事業参加者によるアンケート結果

事業分類	対象	開催数	参加者数	アンケート回答率	上位2段階の評価率
アレルギーの日 関連行事(講演会)	ぜん息患者やその家族、地域 住民、保健師、看護師等	1回 (1回)	142人 (239人)	66.2% (67.8%)	90.4% (90.1%)
保育所等における 普及啓発講習会	保育士、栄養士、看護師 等	1回 (3回)	470人 (627人)	90.4% (92.0%)	97.2% (99.3%)
ぜん息児 水泳記録会	ぜん息を持つ児童・生徒	2回 (2回)	253人 (273人)	92.1% (91.6%)	93.6% (97.6%)

事業分類	対象	開催数	参加者数	アンケート 回答率	上位2段階 の評価率
市民公開講座	ぜん息患者やその家族、地域 住民、保育士、看護師等	1回 (1回)	158人 (130人)	51.3% (42.3%)	91.4% (89.1%)
ぜん息・COPD 電話相談室	ぜん息・COPD患者と その家族等	12か月 (12か月)	1,022件 (1,218件)	73.6% (81.4%)	97.7% (98.2%)
合計(平均)	—	—	2,045人 (2,487人)	77.5% (81.8%)	96.2% (97.5%)

※ () 書きは平成29年度実績

(資料編 P23__予防7 平成30年度 知識の普及事業実施状況)

(2) 他の主体との連携による知識の普及の展開

① 「ぜん息・COPDプラットフォーム」の運用

- ・国、地方公共団体、学術研究団体及び患者団体等が発信するぜん息・COPDに関する最新の情報などを集約し、積極的に提供した。(提供回数121回)
- ・同サイトの利用促進を図るため、SNS(ツイッター)やメールマガジンを用いて積極的に情報発信を行った。(SNS発信件数142回、同フォロワー298人、メールマガジン発信回数21回、同登録者数5,089件)

② NPO法人等との協働事業の実施

- ・ぜん息等のアレルギー疾患や患者等の自己管理支援に関して正しい知識の提供を行うため、第35回日本小児臨床アレルギー学会との共催で、地域住民を対象とした市民公開講座を福岡市で開催した。(7月)【再掲】
- ・「アレルギーの日」に合わせ、公益財団法人日本アレルギー協会と連携し、ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会を東京で開催した。(2月)【再掲】
- ・乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、厚生労働省と連携し、保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に講習会を東京で開催した。(2月)【再掲】
- ・NPO法人の知見等を活用するとともに、地域の行政・医療機関・住民と連携し、COPD患者や医療従事者等に呼吸リハビリテーションを普及させ、自己管理能力とQOLの向上を図るための「地域におけるCOPD対策推進事業」を平成29年度から引き続き、大阪市及び倉敷市の2地域で実施した。同事業で行ったCOPD患者の早期発見の取組では、肺年齢測定結果から医療機関への受診勧奨をした結果、参加者からCOPDの早期発見につながった。
- ・予防事業人材バンクを活用して、地方公共団体が主催する健康イベント等において肺年齢測定会を行い、596人の事業参加者を得るなどCOPDの普及啓発を図った。

③ eラーニング学習システム

地方公共団体のソフト3事業の従事者及び医療従事者に、ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発したeラーニング学習システムを機構ホームページに公開している。

5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成

■中期目標

地方公共団体が実施する公害健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

■中期計画

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

■平成30年度計画

(1) 研修による人材の育成

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得するための研修を実施する。

また、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師・理学療法士等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

実施に当たっては、アンケート調査により理解度や研修ニーズ等を把握し、カリキュラム作成等に反映させる。

なお、アンケート調査では、有効回答者のうち 80%以上の研修生から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。

さらに、ソフト3事業の従事者を対象とした研修については、研修を修了し業務に復帰してから一定期間経過後に追跡調査を実施し、平均 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

(2) 地方公共団体に対する支援

地方公共団体が実施するソフト3事業を支援するため、ぜん息やCOPDに係る患者教育の知識、助成事業実施上の医療専門的スキル・技術を習得するための看護師・理学療法士等を対象とした研修を実施する。また、研修履習者等について「予防事業人材バンク」に新たに100人の登録を目指す。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
研修受講者 による評価	研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	96%	98%	98%	99%	99%
地方公共団 体を実施す るソフト 3 事業の従事 者を対象と した研修受 講者の所属 上長による 評価	左記の研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から「研修成果を効果的に活用できている。」などのプラス評価を得る。	同左	95%	96%	100%	99%	98%

※数値は 5 段階評価で上位 2 段階までの評価の率

<その他の指標>

—

<評価の視点>

予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。また、実際に効果的な研修となっているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、地方公共団体の予防事業担当者及び地域の医療機関に所属する看護師や理学療法士等を対象に研修を行い、受講者から高い評価を得るとともに、受講者に予防事業人材バンクへの登録を促し、登録者の増加を図れたため。

- 地方公共団体のソフト3事業及び大気環境改善事業の担当者を対象とした研修と看護師や理学療法士等を対象とした研修を実施し、参加者満足度については年度計画より高い値(99%)を達成した。
- 研修受講者から予防事業人材バンクに年度計画を上回る115人の登録を得た。

■課題と対応

- 予防事業人材バンクの登録リストを最新情報とするため、現在の登録者に1年間の活動状況と登録の継続意向について確認し、更新を行う。
- 予防事業人材バンクをより活用してもらえよう、地方公共団体への指導調査やヒアリング時に課題や要望等を聴取し、利用促進を図っていく必要がある。

■主要な業務実績

(1) 効果的な研修の実施

- ① 地方公共団体（助成対象地方公共団体数：46団体）が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象とする研修

ア. 環境保健分野

(ア) 地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得してもらうことを目的として、ソフト3事業研修及び環境改善研修を実施した。

なお、受講者アンケートにおいて、研修日程が長いため受講しづらいとの意見があり、平成30年度の事業において、従来の3日間の研修について、初任者を対象とした基礎研修を新たに設け、1日で受講可能なカリキュラムに見直しを行い、あわせて開催地を分散化することで、研修参加者を51%増加させることができた。【再掲】

(イ) 地方公共団体における予防事業担当者の研修の受講機会を確保するため、地方公共団体が年度当初に研修計画や研修内容を把握し、計画的に受講ができるよう配慮するとともに、各研修開催前に再度案内を行った。

(ウ) 研修に参加できない予防事業担当者に対し、ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発したe-ラーニング学習システムを機構ホームページに公開し、地方公共団体に周知した。

イ. 環境改善分野

環境改善事業の従事者を対象に、平成29年度の実績アンケート結果及び大気環境改善分野に関する最新の国等の動向等を踏まえ、PM2.5に関する最新の知見、地域における環境改善の取組事例として北九州市における計画作成事業をカリキュラムに反

映した。また、長年にわたり国や地方公共団体の審議会等で環境行政に携わってきた大学名誉教授を招き 60 年以上にわたる大気環境行政についての特別講演も実施した。

ウ. 研修受講者による評価

受講者に対してアンケート調査を実施し、有効回答者のうち平均 97.6%の方から 5 段階評価で上位 2 段階までの高評価を得た。

また、ソフト 3 事業の従事者を主な対象とした研修受講者については、研修受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関する調査を実施し、「研修成果を効果的に活用できている」ことについて有効回答者のうち平均 98.0%の方から 5 段階評価で上位 2 段階までの高評価を得た。

研修受講者の所属上長のアンケート結果からは、地域住民への対応や事業の企画立案において成果がみられるとの意見があった。

【アンケート調査結果①（研修受講者の評価）】

地方公共団体従事者向け 研修コース	30 年度			
	研修日程	受講者数	アンケート 回答率	上位 2 段階 の評価率
ソフト 3 事業基礎研修	6 月 8 日	19 人	100.0%	100.0%
ソフト 3 事業研修	7 月 19 日～20 日	31 人	100.0%	100.0%
環境改善研修	12 月 20 日～21 日	81 人	95.1%	96.1%
合計（平均）	—	131 人	96.9%	97.6%

【アンケート調査結果②（追跡調査（研修受講者の所属上長の後日評価））】

地方公共団体従事者向け研修コース	30 年度	
	アンケート 回答率	上位 2 段階 の評価率
ソフト 3 事業基礎研修	100.0%	100.0%
ソフト 3 事業研修	100.0%	96.8%
合計（平均）	100.0%	98.0%

② 看護師・理学療法士等を対象とする研修

ア. 呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修

ぜん息・COPD 患者の療養指導に必要な知識、技術を習得してもらうことを目的に、10 月に東京で実施。

イ. ぜん息患者教育スタッフ養成研修

ぜん息患者の療養指導に必要な知識、技術を習得してもらうことを目的に、12 月に岡

山市で実施。

ウ. 研修受講者による評価

受講者に対してアンケート調査を実施し、有効回答者のうち平均 99.4%の方から 5 段階評価で上位 2 段階までの高い評価を得た。

【アンケート調査結果③（研修受講者の評価）】

（単位：人，％）

研修コース	30 年度			
	研修日程	受講者数	アンケート回答率	上位 2 段階の評価率
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	10 月 30 日～31 日	101 人	100.0%	99.0%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	12 月 12～13 日	65 人	100.0%	100.0%
合計（平均）	—	166 人	100.0%	99.4%



ソフト 3 事業研修



呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修

（資料編 P25__ 予防 8 平成 30 年度 研修事業実施状況）

（2）ネットワークを活用した人材支援の強化

① 予防事業人材バンクへの登録

地方公共団体のソフト 3 事業等に従事する講師や指導スタッフに係る予防事業人材バンクについて、平成 30 年度も研修受講者に登録を促し、115 人（小児ぜん息 27 人、成人ぜん息等 88 人）の登録を獲得し、これまでに 626 人（小児ぜん息 205 人、成人ぜん息等 421 人）の登録を得た。また、登録者に活動報告アンケートを実施した。

② 予防事業人材バンクの活用

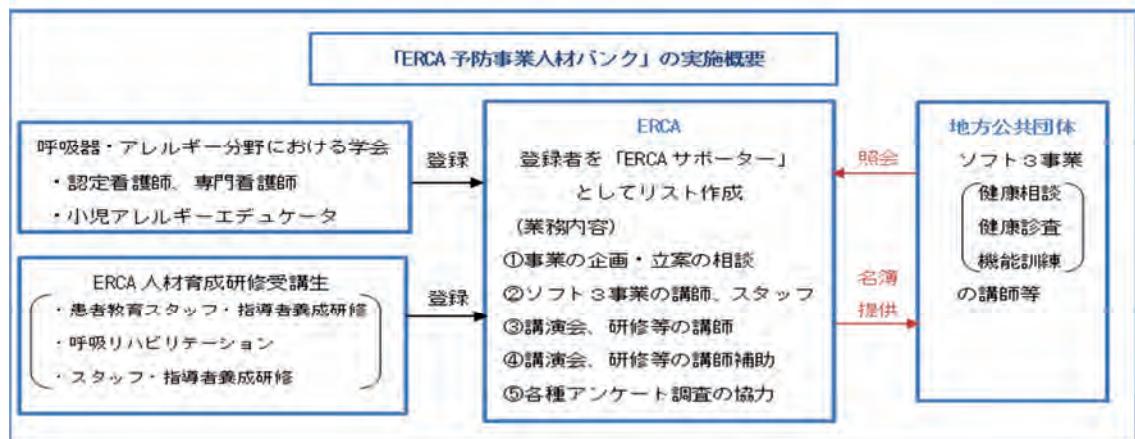
実務者連絡会議、指導調査、助成金要望ヒアリング等の場を通じて予防事業人材バンクの紹介を行い、地方公共団体による活用を推進したほか、機構が地方公共団体の事業実施を支援する際には予防事業人材バンクの登録者を活用することで、健康相談事業の講演や肺年齢

測定などへ平成 30 年度には、10 の地方公共団体の 14 事業に延べ 38 人を派遣し、当該事業へ 691 人の参加を得た。

③ 地方公共団体担当者との意見交換

地方公共団体において予防事業人材バンクを積極的に活用してもらうため、利用実績のある地方公共団体の担当者との意見交換会を開催し、課題や要望について聴き取りを行った。

地方公共団体からは、予防事業人材バンク登録者との交流を求める意見が寄せられたことから、令和元年度以降、実務者連絡会議等において、予防事業人材バンクの活動状況について登録者から講演を行うなどを通じて、活動状況を伝えていく予定である。



6. 関係地方公共団体の事業に対する助成

■中期目標

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。

■中期計画

環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。

なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。

環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。

■平成30年度計画

(1) 助成事業の効果的・効率的な実施

① 環境保健分野

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的な事業の実施に向けた取組を推進する。

② 環境改善分野

地域における大気環境改善施策を実施するための計画作成事業について、環境改善研修等の機会を通じて地方公共団体に活用を推奨する。

(2) ソフト3事業の効果の把握・分析等

ソフト3事業については、地方公共団体の協力を得て事業実施効果の測定及び分析等を継続して行うとともに、地域住民のニーズや事業を取り巻く状況を調査分析し、実務者連絡会議などの機会を通じて、地方公共団体の事業内容の参考となるよう情報提供する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ソフト3事業が助成事業費全体に占める割合	80%以上	同左	92.8%	95.4%	96.3%	95.1%	94.7%

<その他の指標>

—

<評価の視点>

関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえた、より効果的・効率的実施に向けた取組がされているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、ぜん息患者等を対象とした環境保健分野では、ぜん息の発症予防、健康回復に直接つながるソフト3事業に重点をおいた助成を行うとともに、環境改善分野では、地方公共団体と打合せを重ね、大気汚染対策のための計画作成事業の実施につなげたため。

- 平成29年度と同額程度の助成額を確保し、その結果、ソフト3事業が助成事業全体に占める割合については、94.7%となった。
- 地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票（事業参加者アンケート）の改訂を進めるとともに、令和元年度からの運用を図るため集計・分析システムの改修の準備を行った。
- ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。

■課題と対応

- 地域住民の意識やライフスタイルが多様化する中、地方公共団体で行うソフト3事業の今

後の方向性について、実務者連絡会議の開催を通じて、事業実施事例等の情報提供を行い、地域住民のニーズを踏まえた事業の展開に向けて支援する。

■主要な業務実績

(1) 予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成

① 環境保健分野の助成

- ・平成 30 年度も予防事業を実施する地方公共団体の助成要望について、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト 3 事業を優先的に採択した。
- ・平成 29 年度と同額程度の助成額を確保し、その結果、ソフト 3 事業が助成事業費全体に占める割合については、94.7%となった。

(単位：上段：百万円、下段：人)

事業名等		29 年度	30 年度
健康相談事業	助成額	106	85
	相談参加人数	32,146	26,367
健康診査事業	助成額	110	111
	スクリーニング参加人数	83,279	84,195
機能訓練事業	助成額	143	142
	事業参加延べ人数	22,588	22,076
合 計	助成額	359	338
	参加人数	138,013	132,638

② 環境改善分野の助成

- ・平成 30 年度は、計画作成事業 16 百万円（10 百万円）、大気浄化植樹事業 2 百万円（2 百万円）の助成を行った。

※（ ）は平成 29 年度実績

- ・環境改善研修を通じて、北九州市で行った計画作成事業の事例発表を行い、計画作成事業の活用について推奨した。

(2) 見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップを図るための積極的な支援

- ・新たな助成事業メニューの定着やレベルアップを図るため、地方公共団体との実務者連絡会議（11 月開催）、指導調査（8～11 月実施）、助成要望のヒアリング（1～2 月実施）及び研修の機会などを通じて、見直し後の助成事業メニューの各地方公共団体における取組状況を共有するとともに、積極的に取組事例などを紹介した。
- ・ソフト 3 事業の評価・分析のための集計・分析システムを活用し事業の実施効果の測定を行い、地方公共団体にフィードバックした。
- ・また、地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票（事業参加者アンケート）の改訂を進めるとともに、令和元年度からの運用を図るため集計・分析システムの改修準備を行った。【再掲】
- ・ソフト 3 事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開につい

て外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。【再掲】

(3) 見直し後の環境改善分野の助成事業の活用の推進

大気汚染の発生源対策などに関して地方公共団体との意見交換を積極的に行った結果、平成30年度は2地方公共団体（3事業）において計画作成事業を実施した。

(資料編 P26__予防9 平成30年度 ソフト3事業等実施状況)

(資料編 P27__予防10 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況)

(資料編 P28__予防11 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―
(平成30年度本格調査結果―中間報告―))

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

■中期目標

(1) 助成の重点化等

助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。

(2) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間の限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間については、4週間以内とすること。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

■中期計画

環境保全に取り組む民間団体（NGO／NPO）の活動を支援するため、民間団体による環境保全活動に対する助成（助成事業）を行うとともに、環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修（振興事業）を実施する。

(1) 助成の重点化

助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。

(2) 助成先固定化回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

- ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。

■平成30年度計画

(1) 助成の重点化等による効果的な実施

- ① 助成対象については、引き続き国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成ではアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。また、企業等からの寄付金を直接助成事業に充てる企業協働プロジェクトを引き続き推進する。
- ② 将来の環境保全活動を担う若手人材を育成するため、振興事業と連携した「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」（年10件程度の採択を目指す。）を実施する。

(2) 助成先固定化の回避

環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体への助成（全体の20%を目指す。）に努めるとともに、引き続き、助成事業に係る周知広報を図る。また、助成継続年数の上限について募集要領に明記し厳正に履行する。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支払に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、支

払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

助成した事業の成果の向上を促進するため、有識者等により構成する第三者委員会と連携し、事業実施期間に応じて、事前目標共有（初年度）、中間コンサルテーション（2年度目）、書面評価（3年度終了時）、実地評価（終了の翌年度）等を実施し、評価結果を公表する。また、評価結果を毎年策定する募集要領及び審査方針に反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

- ① 募集時期の早期化などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- ② 助成金の各種申請書等様式のダウンロード、中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体等の利便性を図る。
- ③ 民間の助成団体や地方環境パートナーシップオフィス等関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、情報交換を行うとともに、助成金説明会等を連携して開催し、より広範な情報提供に努める。
- ④ 助成金の支払事務が適正に行われ、計画どおりに執行されている団体については、団体の求めに応じて概算払を実施する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第3号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクトの実施による助成増加額	—	—	—	900万円	900万円	900万円	1,350万円
若手プロジェクトリーダー育成人数	毎年度 10 人程度	—	16 人	24 人 （新規採択者 10 人）	33 人 （新規採択者 12 人）	40 人 （新規採択者 10 人）	40 人 （新規採択者 7 人）
評価対象団体数	—	8 団体	98 団体	140 団体	182 団体	209 団体	198 団体
概算払い団体数	—	—	—	18 団体	33 団体	31 団体	17 団体
他の主体との連携会議実施回数	—	—	3 回	5 回	13 回	13 回	9 回

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
Excel マクロファイル 利用率	—	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%	93.2%	93.2%
助成対象分野への重点化	—	83.2%	79.7%	80.1%	95.9%	98.1%	97.6%
海外助成アジア太平洋 地域への重点化	—	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%	72.3%	70.2%
これまで助成を受けた ことのない団体への助成件数	全助成件数の 2割以上	20%	26.4%	23.7%	26.8%	20.3%	12.6%
達成度	—	—	132%	119%	134%	100%	63%
交付決定処理期間	平均処理期間 30日間以内	30日	28日	27日	26日	26日	27日
支払申請処理期間	平均処理期間 4週間以内	28日	27.7日	25.4日	23.7日	24.4日	27.3日

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

地球環境基金は、「民間団体（NGO・NPO）による環境保全活動が持続的継続的に実施されるようになる」ことを目指し、ミッションとして、環境NGO・NPO活動の①質的・量的な充実、②組織機能の強化、③地域での連携・協働、④国際的な展開の4つの支援を掲げ、活動資金の助成、研修等を行っている。

上記ミッションに基づく事業を展開してきた結果、助成終了後のフォローアップ調査では、82.6%の団体が助成終了後も活動を継続しており、民間団体による環境保全活動の持続的・継続的な実施に、地球環境基金事業は着実な役割を果たしている。

このようなミッション及び事業の展開等を踏まえ、以下のとおり、平成30年度も年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

1. 環境NGO・NPO活動の質的、量的な充実

●企業協働プロジェクトによる助成

環境NGO・NPO活動の量的な充実を図るため、平成26年度から開始した、地球環境基金企業協働プロジェクトを活用し、平成30年度も引き続き（一社）日本釣用品工業会の寄付による「LOVE BLUE助成」を実施した。寄付金のうち、1,350万円を助成費に充て、助成総額の拡大を図った。（主要な業務実績（1）①エ参照）

●これまで助成を受けたことのない団体への助成件数

平成29年度に創設した「つづける助成」が複数年の計画を基本としているものであるため採択件数に一定の制約がある中で、なるべくこれまで助成を受けたことのない団体の採択に努めたものの、一方では採択審査により活動の質の確保も図らねばならず、結果としてこれまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体への助成件数は26件（全助成件数の12.6%）となった。（主要な業務実績（2）①参照）

●評価対象団体数

環境NGO・NPO活動の質的な充実を図り、助成活動の成果を向上させるため、平成26年度に評価要領を改正し、新たな評価制度を順次導入した。平成30年度は、対象となる198団体を評価し、評価結果のフィードバックや評価専門委員によるアドバイスなどにより助成活動の質の向上、活動の改善を支援した。（主要な業務実績（4）参照）

2. 環境NGO・NPO活動の組織機能の強化

●若手プロジェクトリーダー育成人数

環境NGO・NPOの組織機能の強化を図るため、今後の環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上を支援する若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムを実施している。平成30年度は、応募20名の中から7名の対象者を新たに採択した。平成30年度までに育成又は育成対象とした人数は40名（1期生12名、2期生8名、3期生8名、4期生7名、5期生5名）となった。（主要な業務実績（1）②参照）

3. 環境NGO・NPO活動の地域での連携・協働及び国際的展開の支援

●他の主体との連携会議実施回数

環境NGO・NPOの地域での連携・協働を促進し、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、環境NGO・NPOと企業との連携を促進するため、企業CSR担当者など他の主体との連携会議等により意見交換を行った。(連携会議合計9回)。(主要な業務実績(5)④参照)

●国際的展開の支援

海外における活動への助成は47件実施しており、そのうち重点地域であるアジア太平洋地域における助成活動は33件(70.2%)であった。(主要な業務実績(1)①参照)

4. 助成制度の安定的運営

●概算払い団体数

助成金交付団体の利便性向上を図るため、助成金の一部概算払いを、支給要件を満たす17団体に対して実施した。(主要な業務実績(5)②参照)

●交付決定処理期間

助成金交付団体の利便性向上を図るため、助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間27日で実施し、平均処理期間の目標(30日以内)を達成した。(主要な業務実績(5)①参照)

●支払申請処理期間

助成金交付団体の利便性向上を図るため、助成金の支払申請の迅速な処理に努めた結果、支払申請書受付から支払までの平均処理期間27.3日で処理し、平均処理期間の目標(4週間以内)を達成した。(主要な業務実績(3)参照)

■課題と対応

次期中期目標期間も引き続き、助成事業の効果的な実施の観点から、寄り添い型の支援を行うべく体制の整備や成果や効果の向上に着目した取組、人材育成を視野に入れた活動への支援を実施する。

■主要な業務実績

(1)助成の重点化等による効果的な実施

① 助成対象について

ア. 概況

平成30年度の地球環境基金では、207件、総額623百万円の交付決定を行った。その内訳は、イ案件(国内の団体が開発途上地域で活動するもの)が32件総額122百万円、ロ案件(海外の団体が開発途上地域で活動するもの)が15件総額47百万円、ハ案件(国内の団体が国内で活動するもの)が160件総額452百万円である。

また、平成27年12月に設置した、外部有識者で構成する「団体の成長と自立に向けた助成方針検討委員会」からの提言を受け、平成29年度より開始した新たな助成メニュー(つづける助成※)について、34件総額67百万円の交付決定を行った。

※つづける助成

地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が、継続し、持続的な活動への定着することを支援する制度

＜平成 30 年度地球環境基金助成金実施状況＞ （単位：件、百万円、小数点以下切捨て）

年度	はじめる (旧入門) 助成		つづける 助成		ひろげる (旧一般) 助成		特別 助成		復興 支援 助成		プラット フォーム 助成		フロント ランナー 助成		LOVE BLUE 助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H29	20	31	25	41	149	441	2	8	10	25	3	14	4	29	8	9	221	601
うち 新規	20 (20)	31 (31)	25 (8)	41 (12)	41 (10)	124 (26)	2 (0)	8 (0)	7 (4)	17 (8)	2 (0)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	3 (1)	100 (44)	236 (81)
H30	10	12	34	61	133	427	2	7	8	22	3	14	5	31	12	12	207	591
うち 新規	10 (10)	12 (12)	11 (5)	18 (5)	38 (7)	116 (24)	2 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (1)	3 (3)	6 (3)	6 (3)	69 (26)	169 (50)

(注) 括弧書きは、初めて地球環境基金の助成を受けた団体数。端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

*平成 29 年度、初めて地球環境基金の助成を受ける団体として 45 件採択したが、その後 1 件取り下げとなったため 44 件となっている。

(注) 金額については額の確定（決算）ベースの値である。

イ. 助成対象の重点化

(ア)平成 30 年度の助成については、助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して作成された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定 207 件（国内案件：160 件、海外案件：47 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は、202 件（97.6%）となった。

＜平成 30 年度助成要望審査にあたっての重点配慮事項＞

1. 活動分野の配慮事項

- ①地球温暖化防止に資する活動へ支援
- ②生物多様性の保全に資する活動への支援
- ③循環型社会の形成に資する活動への支援
- ④有害物質による被害防止のための取組
- ⑤東日本大震災及び熊本地震に関連する環境保全活動への支援

2. 分野横断的な活動に対する配慮事項

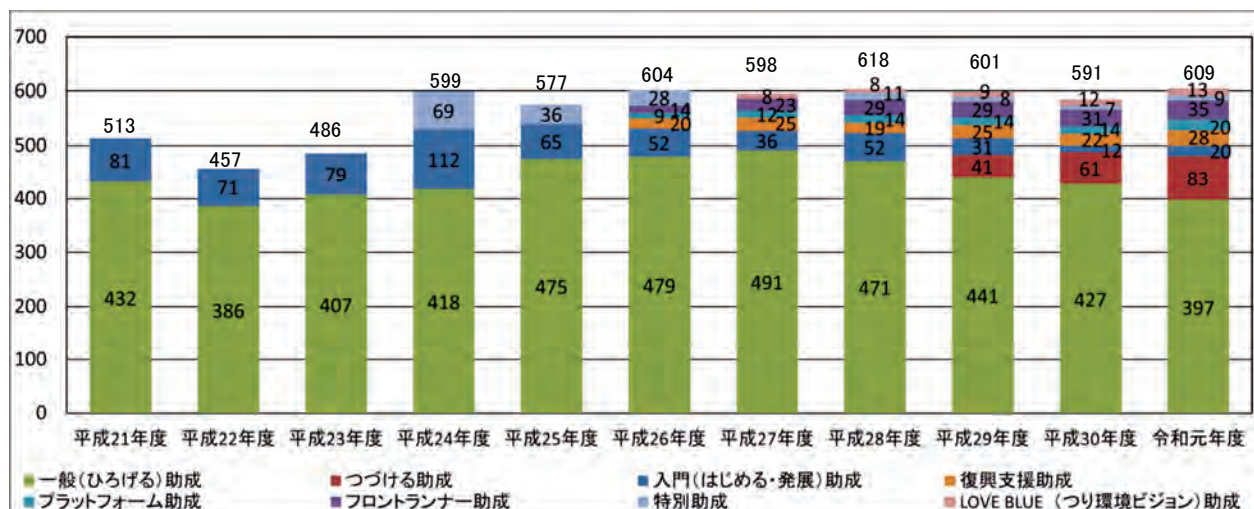
- ①パートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動への支援
- ②環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援
- ③東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動
- ④国際的な視点を持つ活動への支援

(イ)海外の助成活動 47 件については、アジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 33 件（70.2%）となった。

(資料編 P30_地球 1 平成 30 年度助成金分野別件数内訳)

＜地球環境基金助成金額の推移＞

(単位：百万円、小数点以下切捨て)



(注) 平成21年度から平成30年度は実績ベース 令和元年度は内定ベース

(資料編 P32_地球2 地球環境基金助成金の推移)

ウ. 特別助成の実施

平成30年度も引き続き、東京2020大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出等を目指す環境活動に対して支援を行う「特別助成」を実施し、2件の活動へ助成を行った。

エ. LOVE BLUE助成の実施

平成27年度に創設した「LOVE BLUE(旧釣り環境ビジョン)助成」は、(一社)日本釣用品工業会による寄付額の大半を、寄付者の希望する水辺の清掃活動をはじめとした環境保全活動に助成するものである。平成30年度も引き続き、寄付金のうち1,350万円を12件の環境保全活動への助成に充てることにより、助成総額の拡大を図ることができた。

② 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム

平成26年度に、助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた3年間の人材育成プログラムである「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」を開始し、平成30年度の助成団体から新たに5期生として7名を採択した(応募20名)。平成30年度末時点における育成支援プログラム在籍者人数(過年度の修了者を含む)は40名(1期生12名、2期生8名、3期生8名、4期生7名、5期生5名)となった。

また、平成30年度は、3年間の育成支援プログラムが修了となる3期生の若手プロジェクトリーダー9名が、12月に開催したエコプロ2018のメインステージ(東京ビックサイト)において、3年間のプログラムを振り返るとともに所属する団体活動の成果を発表した。

<若手プロジェクトリーダー育成人数の推移>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	採択 人数	途中 離脱	(修了者) 30年度末在籍者
第1期	16	14	12	(12)	(12)	(12)	16人	4人	(12人)
第2期		10	9	8	(8)	(8)	10人	2人	(8人)
第3期			12	10	8	(8)	12人	4人	(8人)
第4期				10	7		10人	3人	7人
第5期					5		7人	2人	5人
年度末 在籍者	16	24	33	40	40		-	-	40人

※離脱者はすべて自己都合による団体退職者

<主な若手プロジェクトリーダーの研修成果の例（受講生の声）>

- (ア) 研修で学んだクラウドファンディングを活用して資金調達を实践できた。それに対して多方面から支援をいただき、複数のメディアに活動を取り上げていただけた。
- (イ) 若手プロジェクトリーダー研修で学んだプロジェクトマネジメントの思考を生かし、担当間の負荷の分担やリスク回避の観点から、プロジェクトをより多角的に見つめる力を養うことができた。
- (ウ) 他のメンバーの活動の振り返り、活動報告について相互フィードバックするうちに事業に対する見方や考え方が大きく変化し、自身を含め団体の事業内容や方針の意思決定に主体的に関われるようになった。
- (エ) 3年間の事業が団体の目指すビジョン・目標にどのように貢献するのか改めて団体内へ情報共有を行い、他事業についても職員が組織のビジョン・ミッションについて考える機会となった。
- (オ) リーダーシップ、ファシリテーター的な場づくりの研修を通して、意見を言いやすい雰囲気づくりの重要性を学び、活動現地において話しやすい雰囲気づくりを心掛け、地域の方とできる限り近い存在になれるよう努力し、そのことで良好な関係性を築くことができた。
- (カ) 資金や団体を応援してくれるファンが必要であることを再認識し、情報発信ツール（WEB、Twitter、Facebook）の整備を行い、少しずつSNSのフォロワーが増えてきている。

③ 令和元年度助成活動の採択

- ア. 令和元年度の助成について助成専門委員会（8月31日）において国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む平成31年度助成金募集案内を決定した。
（資料編 P34_地球3 平成31（2019）年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たった重点配慮事項）

イ. 令和元年度の助成について、助成専門委員会（2月20日）において採択案を決定し、運営委員会（3月14日）での審議を経て、3月20日に198件の交付を内定した。

(2) 助成先固定化の回避

① 助成対象の裾野の拡大

平成30年度の助成金採択に当たり、運営委員会（平成30年3月8日）の審議を経て内定した208件の助成案件のうち（平成30年3月16日）、207件に対して交付決定（6月4日）しているが、環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象に26件の助成（全助成件数207件の12.6%（新規活動件数69件のうち26件、37.7%））を行った。

② 助成事業の周知広報

ア. 助成金説明会の開催

環境NGO・NPOの数が多地域、要望件数の少ない地域を中心に、地球環境基金主催の説明会を9箇所、セブンイレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を3箇所を実施した。地球環境基金主催の説明会では、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の活動及び地域循環共生圏の創造に繋がる活動が重点配慮事項に加わったことの周知を図った。また、環境NGO・NPOによるSDGs（持続可能な開発目標）への取組を促進することを目的としたセミナーを同時開催した。

<助成金説明会実施状況>

開催方法	開催場所及び開催日
地球環境基金主催 9箇所 (地方EPO等と連携)	函館(10/23)、松山(10/24、四国地方は、四県サテライト中継を実施)、名古屋(10/25)、佐賀(10/25)、前橋(10/26)、仙台(10/27)、広島(10/28)、大阪(10/29)、東京(11/1)
他のNGO・NPO支援団体との共同実施 3箇所	東京(9/1)、札幌(9/22)、大阪(10/6)



(基金主催助成金説明会)



(助成団体合同説明会)

イ. 各種媒体による周知広報

令和元年度地球環境基金助成金募集の周知を図るため、10月に募集案内を約1,500箇所へ送付した。このほか、Twitterや機構ホームページ等を活用し、募集の案内を行った。

<募集案内送付先>

自治体等134件、全国NPOセンター等623件、省庁・委員59件、直近助成先766件

また、大手検索サイトYahoo! JAPANとGoogleでウェブ上での広告展開（ディスプレイ広告、リスティング広告）を平成30年11月5日～12月5日の期間に実施した。



(リーフレット)



(Yahoo! JAPANディスプレイ広告)

(3) 処理期間の短縮

助成金の支払申請に係る事務(年5回)については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、平均処理日数を計画どおり4週間以内で実施した。

<平成30年度支払申請に係る事務処理日数>

	目標	平成30年度
平均日数	4週間(28日)	27.3日

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

① 評価の実施

平成26年度に改定した新たな評価要領に基づき、対象となるすべての団体(198団体)の評価を実施した。

■ 助成事業と評価の流れ

(主に3年計画の案件の場合)



ア. 事前目標共有

事前目標共有は、新規で採択した69件を対象に行った。内定(平成30年3月16日)から個別面談(平成30年4月中旬)の約1ヶ月程度の短期間に、助成専門委員会審査分科会委員が、新規活動の要望書の目標設定について確認し、コメントを作成するものである。その後、個別面談において機構職員から助成団体にフィードバックを行い、活動目標の共有を図った。

最終的に、助成団体は、合意形成した内容を交付申請書の記載に反映させており、活動の目標設定をより明確化・具体化した。

委員からのコメントの中で多い例として、「活動終了時に実現していると期待できる成果目標(アウトカム)をなるべく数値化し、活動前の数値(ベースライン)を定めること」、「アウトカムとアウトプット(活動目標)が混在しているので峻別すること」等があった。

イ. 中間コンサルテーション

平成30年8月~11月に、平成30年度に活動2年目を迎えるひろげる助成39団体、つづける助成20団体、プラットフォーム助成2団体、復興支援助成7団体の計68団体に対し、直接、評価専門委員より45分間のヒアリングを行い、改善のためのコンサルテーションとアドバイスを行った。

中間コンサルテーションによる活動への効果を高めるため、助成団体が中間コンサルテーションにおける評価専門委員のアドバイスを踏まえた具体的な取組を記載する「振り返りシート」を試行的に導入した。

中間コンサルテーションにおける評価専門委員のアドバイスは、例えば、次のように活動の改善に活かされている。

●ごみ減量に向けた人材の育成等に係る活動に対する中間コンサルテーションの例

(評価専門委員のアドバイス)

- ・ 大学生を巻き込んだ地域のイベントにごみ削減の取組を連動させることにより、ユースを含む幅広い世代が参画し、課題解決に向けた進展が期待できる。

(団体の対応)

- ・ ボランティアで参加した大学生などの若者を市民リーダーの候補として位置付け、人材育成講座において、地域のイベントとのコラボレーションについて協議している。

ウ. 事後評価 (書面評価)

平成 29 年度に活動 3 年目を終了した 53 団体を対象に、平成 30 年度に事後評価 (書面評価) として評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性に関して団体から提出された書面を元に評価を行った。

エ. 事後評価 (実地評価)

平成 29 年度に活動 3 年目を終了し、上記ウ. の事後評価 (書面評価) を行った 53 団体の中から書面評価の得点の上位、中位、下位から抽出した 6 団体と、台風による天候不良により平成 29 年度に実地評価を実施できなかった 1 団体、あわせて 7 団体を対象に、評価専門委員が、平成 30 年 11 月～12 月の間、活動現場や団体事務所を訪問し、ヒアリング調査を行った。

ヒアリングでは、評価専門委員が活動の課題や問題点、今後の活動の発展のために必要な事柄を聴取し、必要に応じて、改善のためのアドバイスを行った。

(資料編 P36_地球 4 平成 29 年度事後評価実施結果、平成 30 年度事後評価実施結果)

オ. 継続評価

平成 26 年度から始まったフロントランナー助成は、他の助成メニューと異なり、日本国内において新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動に対して支援しており、3 年目に行う第三者評価 (評価専門委員による評価) の結果によっては、最大 5 年間までの助成が可能となっている。平成 30 年 9 月に、助成 3 年目を迎える 1 団体に対して、評価専門委員が助成団体を直接訪問し、活動の目標の達成度及び実施の効率性をヒアリング調査し、助成活動の効果、自立発展性を評価し、その結果をすぐに助成団体へフィードバックした。また、この結果は、平成 31 年 2 月 20 日開催の助成専門委員会に対して提出した。

<実地評価>



インドネシア

(南タンゲラン市の住民参加型環境改善推進事業)



岐阜県

(小水力発電導入のための人材育成)

<継続評価>



(木質バイオマス熱利用を行う地域アライアンスの普及)

カ. 助成終了後のフォローアップ調査

平成 26 年度から 28 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた団体について、助成事業実施後の活動状況について、平成 30 年 6 月にフォローアップ調査を実施した。

調査対象 46 団体(全ての団体より回答)から回答を得た調査結果は、以下のとおりであり、助成終了後も活動を継続している団体が 8 割を超えている。

また、他団体等とのネットワークが構築されるなど助成活動の波及効果があったことがうかがえる。

	回答項目	件数	対象団体数 に対する率
1)	活動が現在も継続している (うち、助成を受けた当時と同等以上の規模で実施) (目的を達成し活動を継続していないのは 4 団体)	38 (32)	82.6% (69.6%)
2)	他団体等とのネットワークが構築された	23	60.5%

3)	他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった	20	52.6%
4)	組織が成長し、受託事業が増えた。もしくは、地域のための業務が増えた。	17	44.7%

※対象団体数：設問1) 46件、設問2)～4) 設問1について「継続している」と回答した38件（複数回答可）

（資料編 P38_地球5 助成事業に関するフォローアップ調査結果（平成30年度））

② 評価専門委員会の開催

平成30年8月2日に第1回評価専門委員会を開催し、中間コンサルテーション、実地評価の評価対象活動の選定等について審議した。また、4月の助成団体との内定団体説明会において合意形成を図った事前目標共有の実施報告を行った。

平成31年3月8日に第2回評価専門委員会を開催し、中間コンサルテーション及び実地評価の振り返りや、フォローアップ調査の結果を踏まえて活動の自立や継続性の観点で優良な事例を現地で確認する「フォローアップ実地調査」を新たに設けるため評価要領の一部改正等を行った。

③ 平成29年度事後評価（実地評価）の確定

平成28年度に一般助成3年目を終えた46活動のうち、全活動を対象に、平成29年度に事後評価（書面評価）を行ったところ、20点満点中、平均点は14.2点であった。（①計画の妥当性、②目標の達成度、③実施の効率性、④助成活動の効果、⑤自立発展性の視点から算出）

これら46活動の中から得点の上位、中位、下位からそれぞれ2件抽出した計6件と、海外情勢により平成28年度に現地調査を実施できなかった1団体、あわせて7団体を対象に、平成29年度に評価専門委員による事後評価（実地評価）を実施したところ、A評価1件、B評価1件、C評価1件、D評価2件、E評価1件であった（AからEの5段階）。なお、1件については台風による天候不良により平成30年度実施に延期した。

この結果を平成30年度第1回評価専門委員会（平成30年8月2日）で取りまとめ、確定した（8月13日）。

（5）利用者の利便性向上を図る措置

① 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間27日（平均処理期間30日以内）で実施した。

② 一部概算払の実施

平成29年度も助成を受けていた団体のうち、ア「平成29年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘案し、結果17団体（2,960万円）に対して、助成金50%を上限に概算払いを実施した。

③ 助成金支払申請等の利便性向上

- ア. 助成金支払申請書の利便性を向上させるために構築したExcelマクロファイルについて、4月の内定団体説明会において利用方法の説明を行うとともに、機構ホームページに平成30年度版を公表した（平均利用率93.2%）。また、助成金支払い事務の双方の軽減を目指し、更なる利用率の向上のため、助成団体との個別打ち合わせ等の機会に積極的に利用を促している。
- イ. 助成金支払早期化のため、支払申請の約3週間前に助成団体宛にメールを各支払い毎（年間5回）送信し、申請勧奨を行っている。
- ウ. 平成30年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請Excelマクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供した。

④ 他の主体との連携・協働の促進

- ア. 環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進するため、「地球環境基金活動報告会」を、12月6日から8日に東京ビックサイトで開催されたエコプロ2018に地球環境基金ブースを設置して実施した。

<活動報告会の主なプログラム>

- ・活動3年目を迎える63団体による活動報告会
- ・若手プロジェクトリーダー成果発表会



(助成団体による活動報告会)



(若手プロジェクトリーダー成果発表会)

イ. 地域の環境保全活動との連携促進

地域における環境保全活動の連携促進を図るため、環境省地方環境パートナーシップオフィス（地方EPO）と、助成金説明会、要望案件の情報照会の振り返り、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した（6月及び8月）。

また、10月から11月にかけて、地方EPOと協力し、助成金説明会を全国9カ所で実施した。

ウ. 多様なステークホルダーとの連携

今日の環境問題は多様な主体が関係する課題が多く、また多岐にわたるため、これらの課題を解決するためには環境NGO・NPOの力だけでは難しい側面があり、環境問題にかかわるあらゆる主体が連携することにより環境問題の解決策を模索することが重要である。こうしたことから、地球環境基金では各主体との連携を重要課題として掲げ、新たに以下のような多様なステークホルダーとの連携を図っている。

○助成実務者ネットワーク（GPON）での勉強会等

トヨタ財団の呼びかけにより、企業財団等の助成実務者のスキルアップと課題共有を図る目的で開催された勉強会に、6月及び2月に参加した。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・（公財）トヨタ財団 | ・（公財）日本財団 |
| ・（特非）市民社会創造ファンド | ・ヤフー株式会社（Yahoo! 基金） |
| ・（社福）中央共同募金会 | ・日本郵便株式会社 |
| ・（公財）ベネッセこども基金 | ・（公財）助成財団センター |
| ・（特非）ジャパンプラットフォーム | ・（公財）東京都歴史文化財団 |
| ・（独）福祉医療機構 | ・（独）環境再生保全機構 |

また、サントリー愛鳥基金と、主に海外の民間団体に対する助成方法に関する意見交換を6月に行った。

○企業社会貢献事業との連携創出のための研究会への参画

企業の社会貢献活動の担当者の問題意識やNPOへの連携促進のための情報提供を図るため、（一社）経営倫理実践研究センターの社会貢献活動研究会に参画し、企業CSR担当者との意見交換を行った。（10月1回、11月2回）

2. 振興事業に係る事項

■中期目標

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

(2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。

■中期計画

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。

また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。

(2) 研修事業の効果的な実施

実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

■平成 30 年度計画

(1) 調査事業、研修事業の重点化

助成事業と連携した、若手プロジェクトリーダー研修への重点化（年 3 コース、3 回）を実施する。

ユース世代のネットワークの構築に資するため、学生との交流事業を民間団体、企業、自治体等と連携して年 2 回実施する。

調査事業については、民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修事業の効果等に関する評価として、研修受講者へのアンケート調査による評価・フォローアップを行い、効果的な研修事業の実施に努める。また、各研修事業について、「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるように努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 4 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
学生との交流事業の実施回数	—	—	—	1 回	2 回	6 回	18 回 （8 地方 大会、全国 大会、東北 高校生、近 畿大学生、 ecocon、企 業、他）
若手プロジェクトリーダー研修実施回数	各コース年 3 回	—	1 コース 3 回	2 コース 6 回	3 コース 9 回	3 コース 9 回	3 コース 9 回
受講者アンケート満足度	「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得る	80%	89.0%	98.5%	97.7%	96.5%	98.4%
達成度	—	—	111%	123%	122%	121%	123%

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

振興事業は、環境NGO・NPO活動の組織機能の強化を図るため、人材育成、研修、情報提供、調査研究を実施している。特に、環境活動を行う人材の高齢化を踏まえ、将来の環境活動へ参加する人材の創出、理解の促進を図るため、ユース世代への取組を強化している。

平成30年度は、高校生の環境活動への参加を促す事業で4回目となった「全国ユース環境活動発表大会」について、新たな試みとして全国8地区で地方大会を開催するとともに、平成29年度から継続して、大学生の環境活動への参加を促す事業である「全国大学生環境活動コンテスト（ecoccon）」や高校生や大学生を対象とした「SDGsセミナー」を実施した。また、助成事業と振興事業を組み合わせ「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」による支援についても継続・実施した。

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

●学生との交流事業実施回数

平成27年度より広く国民の環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で高校生を対象とした「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を実施しており、平成30年度は、全国8地区で地方大会を開催し、参加校数も平成29年度の100校から152校へと大幅に増加するなど、全国的な拡大を促進した。

また、平成28年度より、全国大学生環境活動コンテスト（ecoccon）への支援も行っている。さらに、平成29年度から開始した各地方での高校生や大学生を対象としたSDGsをテーマとしたセミナーを平成30年度も引き続き開催した。（高校生3回、大学生2回、計5回実施）。（主要な業務実績（1）②参照）

●若手プロジェクトリーダー研修実施回数

今後の環境保全活動を担う若手人材に対し、7月、10月、1月にフィールド実習を含む3コース計9回実施した（3期・4期・5期合計23名）。平成28年度に採択された研修生は3年間のカリキュラムを修了し、その結果等を活動報告会（エコプロ2018のメインステージ）において発表した。（主要な業務実績（2）参照）

●受講者アンケート満足度

研修事業では、若手プロジェクトリーダー研修や環境ユース海外派遣研修等を行い、受講者アンケートの有効回答者のうち98.4%の者から「有意義であった」の評価を得ることができた。（主要な業務実績（2）参照）

■課題と対応

若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修についてはカリキュラム等の不断の見直しを行うなど効果の向上に努めつつ、学生との交流事業については定着を図るべく取組を強化する。

■主要な業務実績（調査事業、研修事業の重点化）

（１）調査事業・研修事業の重点化

① 調査事業

ア. 海外調査

平成 29 年度に引き続き、米国及び欧州を対象として、環境 NGO・NPO に対する州政府等からの財政支援内容について、支援側と被支援側の双方からヒアリング調査を実施した。平成 30 年度は平成 29 年度調査より小規模な環境 NGO・NPO の現状と支援制度等について調査を行った。本調査の結果は機構 HP で公表しつつ、今後日本国内の環境 NGO・NPO の活動の自立や継続に資する助成方法等の検討に役立てる。

主な調査結果は以下のとおり。

●ネットワーク団体等に対する制度的助成について

ドイツについては、連邦レベルに加えて州レベルにおいても、連邦・州の自然保護法に基づく承認自然・環境保護団体等の政策・計画等の形成過程への参加の有効性を高める機能を持つ当該団体の共同事務所（ノルトライン=ヴェストファーレン州（NRW 州）のケース）やネットワーク団体（バーデン=ヴュルテンベルク州のケース）に対して、州政府から制度的助成が提供されている。

一方、米国においては、ドイツと異なり、個々の団体の政策参加を促進するような特段のネットワーク団体が存在せず、また、制度的助成もなされていない。

●環境 NGO 等の組織開発への財政支援について

ドイツについては、連邦政府や州政府は、基本的その政策や計画等の遂行のために、環境 NGO 等に対して助成を行っており、その組織開発自体に対する助成は行っていない。一方で、調査対象とした NRW 州政府が関与する 2 つの財団は NRW 州の非営利組織自身の活動に要する費用の一部に対して財政支援を提供している。さらに、それら 2 つの財団の一つである NRW 州環境・開発財団は、非営利組織の活動の質の向上や市民による当該組織への財政支援を促進するコミュニケーションの発展に向けて、その組織開発にも財政支援を行っている。

米国においては、環境 NGO 等の組織開発自体を目的とした公的財政支援はなされていない。調査対象の各環境 NGO 等からは組織開発に対する公的財政支援が必要というコメントがあった。その一方、政府機関からは、用途が限定されていない民間財団や企業からの寄付が向いているとの考えや、高い場合の間接費（20%等）の利用といった、我が国とは異なる状況が提示された。

●人件費と間接費について

ドイツについては、連邦・州レベルのプロジェクト助成制度において、プロジェクトに従事しているスタッフの人件費はカバーできるものの、正規職員の人件費については、カバーする制度とカバーしない制度がある。ただし、自然環境保護団体以外も受領できる B f N の助成制度や NRW 州財団の助成制度を除いては、自然環境保護団体の正規職員の人件費は、特定の条件下で、特定の 방법으로、もしくは特定の手続きを経た上で、カ

バーされるようになっている。また、ドイツの調査対象の制度においては、間接費について、NRW州環境・開発財団の助成制度を除き、上限割合など特に明確な規定が設定されていない。よって、基本的には、申請時に、間接費の推計を行い、承認を受け、支払い時にその確認等を受けることとなっている。

米国については、カリフォルニア州・サンフランシスコ市の助成制度において人件費がカバーされている。その単価は地域の職種に応じた平均賃金や世間相場を勘案して柔軟に定めるものとなっている。また両制度では間接費として20%を認めている。

② 研修事業（全国ユース環境活動ネットワーク促進事業）

全国ユース環境ネットワーク促進事業は、平成27年度の高校生だけを対象とした事業に加え、平成28年度には大学生の環境活動への支援を行うことで、ユース世代全体への支援に拡大し、平成29年度はそれらに加え、地方別の高校生向け、大学生向けのセミナーを開催し、ネットワークのさらなる拡大に努めた。

平成30年度は、全国ユース環境活動発表大会について全国8地区で地方大会を開催し、全国的な拡大を促進した。

平成30年度 全国ユース環境活動ネットワーク促進事業実績

年月	内容	実施地	参加
平成30年7月	近畿地区大学生SDGsセミナー	大阪市	7団体 20名
平成30年7月	東北地区高校生SDGsセミナー	仙台市	12団体 35名
平成30年7月	企業環境活動研修 (キリン株式会社・長野県丸子修学館高等学校)	上田市	6名
平成30年8月	北海道環境体験プログラム (愛知県立佐屋高等学校)	千歳市 等	4名
平成30年8月	企業環境活動研修(ecocon2017副賞) (大和ハウス工業株式会社・大阪大学)	奈良市	5名
平成30年11月	茨城県立友部高等学校 高校生SDGsセミナー (2~3年生)	笠間市	3年生 33名 2年生 38名
平成30年11月	第4回全国ユース環境活動発表大会 北海道地方大会	札幌市	13団体 51名
平成30年11月	第4回全国ユース環境活動発表大会 東北地方大会	仙台市	13団体 55名
平成30年11月	第4回全国ユース環境活動発表大会 近畿地方大会	大阪市	13団体 48名
平成30年11月	第4回全国ユース環境活動発表大会 中国地方大会	広島市	12団体 42名

平成 30 年 12 月	第 4 回全国ユース環境活動発表大会 中部地方大会	名古屋市	13 団体 51 名
平成 30 年 12 月	第 4 回全国ユース環境活動発表大会 九州・沖縄地方大会	福岡市	13 団体 62 名
平成 30 年 12 月	第 4 回全国ユース環境活動発表大会 関東地方大会	東京都	13 団体 61 名
平成 30 年 12 月	第 4 回全国ユース環境活動発表大会 四国地方大会	高松市	6 団体 31 名
平成 30 年 12 月	全国大学生SDGsセミナー (全国大学生環境活動コンテスト(ecocon2018)内で実施)	東京都	72 名
平成 31 年 1 月	茨城県立友部高等学校 高校生SDGsセミナー(1年生)	笠間市	114 名
平成 31 年 1 月	国連大学SDGsセミナー	東京都	12 名
平成 31 年 2 月	第 4 回全国ユース環境活動発表大会全国大会	東京都	16 団体 81 名

ア. 第 4 回全国ユース環境活動発表大会の開催

第 4 回全国ユース環境活動発表大会の開催に向けて、情報誌「全国ユース環境ネットワーク」において応募を募り、全国の 152 高校から応募があった。平成 30 年度はこれまで全国大会のみの開催であった大会について、環境省の地方事務所や EPO の協力のもと全国 8 ヶ所で地方大会を行い、環境活動の発表や交流を行った上で全国大会に進出する 16 校を選出、平成 31 年 2 月 10 日（日）に国連大学ウ・タント国際会議場（東京）において発表を行った。全国大会では、長崎県立五島高等学校（環境大臣賞）や岐阜県立恵那農業高等学校（環境再生保全機構理事長賞）など全 16 校を優秀な取組として表彰した。

○第 4 回全国ユース環境活動発表大会概要

主催：全国ユース環境活動発表大会実行委員会

（環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステナビリティ高等研究所）

後援：読売新聞東京本社

協賛：キリン株式会社、協栄産業株式会社、SGホールディングス株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

協力：環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）、
地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）、ESD活動支援センター

○地方大会（全国 8 ヶ所）

・平成 30 年 11 月 11 日

北海道地方大会（札幌市・TKP札幌カンファレンスセンター）

東北地方大会（仙台市・TKPガーデンシティPREMIUM仙台東口）

- ・平成30年11月18日
近畿地方大会（大阪市・TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前）
中国地方大会（広島市・TKPガーデンシティ 広島駅前大橋）
 - ・平成30年12月9日
中部地方大会（名古屋市・TKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー）
九州・沖縄地方大会（福岡市・TKP博多駅前シティセンター）
 - ・平成30年12月16日
関東地方大会（東京都・TKP東京駅セントラルカンファレンスセンター）
四国地方大会（高松市・サンポートホール高松）
- 各地方大会で選出された2団体（合計16団体）が全国大会へ出場した

○全国大会

開催日：平成31年2月10日（日）
場所：国連大学ウ・タント国際会議場

全国大会結果

賞	高校名	活動名
環境大臣賞	長崎県立五島高等学校	島から世界を巻き込め！海から生み出すお宝大作戦！
環境再生保全機構 理事長賞	岐阜県立恵那農業高等学校	花咲かみつばちプロジェクト ～みつばちとともに里山の調査・ 保全・活用～
国連大学サステイナビリティ 高等研究所所長賞	東筑紫学園高等学校	平尾台&広谷湿原 水の起源を探る+高校生が国際条約に挑戦！
読売新聞社賞	名古屋市立名古屋商業高等学校	葦から“Zoo” Flight
高校生が選ぶ特別賞	愛媛県立上浮穴高等学校	森林の想いを音色にのせて ～カホンを通じた森林環境教育の実践とSDGs達成に向けた取組～
先生が選ぶ特別賞	青森県立名久井農業高等学校	安全な水とお腹いっぱいのお食料を届けるために
優秀賞	市立札幌旭丘高等学校	トンボの調査から自然環境を診断
〃	北海道帯広南商業高等学校	NSE48のエコ活動
〃	福島県立平工業高等学校	「もったいない！」からはじまる環境活動
〃	新潟県立佐渡総合高等学校	佐渡の社会を考える！GIAHSを用いた地域活性化プロジェクト！
〃	群馬県立利根実業高等学校	イノシシの色覚を利用した侵入防護研究と普及活動

〃	京都府立綾部高等学校	地域と歩む由良川保全活動 ～由良川レンジャー奮闘記～
〃	京都府立桂高等学校	植物の隠れた能力を引き出す！ ～未利用資源 MAP を活用した新技術の開発～
〃	広島県立世羅高等学校	錦鯉廃棄稚魚を活用した鯉米・魚 醤生産による地域活性化
〃	山口県立防府商工高等学校	持続可能な環境活動を目指して ～エシカル消費が世界を変える～
〃	徳島県立徳島商業高等学校	Palmsugar Story ～未来への希望～



(環境大臣賞 (長崎県立五島高等学校))



(環境再生保全機構理事長賞 (岐阜県立恵那農業高等学校))

イ. 北海道環境体験プログラムの実施（第3回大会理事長賞副賞）

第3回全国ユース環境活動発表大会にて独立行政法人環境再生保全機構理事長賞を受賞した愛知県立佐屋高等学校への副賞として、2泊3日（平成30年8月10日～12日）の国内環境体験プログラムを実施した。北海道の自然体験や、自然農法に取り組む農家の人たちと交流する機会を提供し、参加した生徒の価値観の変化や日常生活に活かすアクションの醸成を促した。



（川下り体験）



（農業体験）

ウ. 高校生向けセミナーの開催

【東北地区】

平成30年7月、東北6県12校の高校生が仙台市の会場に一堂に集まり「東北地区高校生SDGsセミナー」を実施した。「持続可能な社会づくり」について学びながら、環境活動の報告や交流を行った。



（集合写真）



（セミナーの様子）

【茨城県友部高等学校】

平成30年11月と平成31年1月に茨城県立友部高等学校の高校生114名に対し「初歩からはじめるSDGs講座」としてセミナーを実施した。1年生に対しては学年集会、2年生に対しては選択科目、3年生に対しては現代社会の授業として行い、SDGsの基本的な内容についての講義とグループワークを実施した。

エ. 大学生向けセミナーの実施

【近畿地区】

平成30年7月に近畿の大学生を対象に近畿地区大学生SDGsセミナーを実施した。セ

セミナーでは概要研修や基調講演でSDGsについて学び、その後大学生同士による自身の活動とSDGsとの関連性について意見交換を行った。研修には7団体20名の学生が参加した。



(基調講演の様子)



(集合写真)

【全国】

平成30年12月、全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2018)に出場するために東京に集まった、環境活動に取り組む大学生に対し、社会人からの講演や他の学生との意見交換会を通し、自分たちがどうSDGsに関わっているのかについての理解を深めた。研修には72名の学生が参加した。



(セミナーの様子)



(基調講演の様子)

オ. 全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2018)の共催

- ・ 全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2018)に共催及び審査員として参画し、大学生の環境活動の推進に貢献した。
- ・ 平成30年12月23日(日)、24日(祝)にe c o c o n 2018が開催され、全国から団体が参加し、グループ審査、最終選考会を経て、大阪大学環境サークルG E C Sがグランプリを、早稲田大学学生N P O環境ロドリゲスが準グランプリを獲得した。



(ecocon (12月) 集合写真)



(大阪大学環境サークルGECS)

	団体名	活動内容
グランプリ (環境大臣賞)	大阪大学環境サークルGECS	「学生」という立場から環境問題の改善に貢献する
準グランプリ (環境再生保全機構 理事長賞)	早稲田大学学生NPO環境口 ドリゲス	「学生」が主体となって、多様なアプローチから環境問題の解決に貢献する

③ 研修事業

- ・平成26年度より助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた「若手プロジェクトリーダー育成支援」を直轄事業として開始し、平成28年度採択の3期生(9名)、平成29年度採択の4期生(7名)、平成30年度採択の5期生(7名)を対象に、7月、10月及び1月に、若手プロジェクトリーダー研修を実施した。3期生については、10月に岐阜県郡上市においてフィールド実習を行った。
- ・2月10日～3月1日に、国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、インドネシアにおいて短期コース(11日間)・長期コース(20日間)の環境ユース海外派遣研修を実施した。

<平成30年度実施の概要>

研修名	概要
若手プロジェクトリーダー研修	今後の環境保全活動を担う環境NGO・NPOの若手人材育成を目的とした3年間育成プログラムを実施。
環境ユース海外派遣研修	インドネシアにおいて短期コース(11日間)・長期コース(20日間)の現地研修を実施。ユース世代9名が国際機関や、学校、現地NGOを訪問し、現地の自然環境保護への取組の実態を学習した。

ア. 若手プロジェクトリーダー研修

若手プロジェクトリーダー研修では、活動の戦略づくり、マーケティング、ファンドレイジング(資金調達)、広報・PR、合意形成、プロジェクトマネジメントなど、プロジェクトを推進するために必要かつ、NPOからの要望の高いプログラムを提供し、それぞれの活動を効果的に進めるための実践的な演習、ワークショップを行った。

若手プロジェクトリーダー研修の概要

	<7月>	<10月>	<1月>
1年目	プロジェクトを体系的に理解し、推進することができる		
	●NPOの活動計画策定 ●ロジックツリーを用いた計画立案	●プロジェクトマネジメント	●ステークホルダーの洗い出し、整理
2年目	成果をアピールし、熱烈な支持者を獲得できる		
	●NPOのマーケティング	●ファンドレイジング(資金・資源調達)	●NPOの広報
3年目	人々を巻き込み、影響力を持続させることができる		
	●ステークホルダーとの協働	<フィールド実習> ●地域を巻き込む力 ●起業マインド	●3年間の振り返り、成果・課題の明確化 ●次年度以降のアクションプラン ●プロジェクトの自走化

若手プロジェクトリーダー研修では、研修生に対するアンケート結果によれば、次のような学び、気づき、意識の変化が現れたとの回答が得られている。これらの意見を踏まえて次年度に若手プロジェクトリーダー研修のカリキュラムの見直しや、新たな研修の構築を検討する。

- 1年目のプログラム（プロジェクトマネジメント）
 - ・実践的な知見が得られたと感じました。同期生との交流も深められました。
 - ・2日間という短い期間ながらも、ワークを重ねるうちに自然と役割分担したり、補いながら作業に取り組むことができ、チームワークの形成を感じた。
 - ・年間スケジュールは立てていたが、その手前にそれぞれのタスクごとの分担・タイムマネジメントが必要ということが分かった。まずは出してみることで、アウトプットすることを恐れずにやると、コトが進むんだなと感じた。
- 2年目のプログラム（広報）
 - ・団体の長年積み上げた広報になぞって、今まで広報してきたが、今回の研修で、その広報システムが全く見直されていないことに気付かされた。「なにか問題あるな」と気付いているにも関わらず、でも「なにか」というところで止まってしまっていたので、新しい方法を提案したい。
 - ・広報活動では常に「Communication 相手の視点を忘れずに」ということを大事にしたい。
 - ・団体全体で広報の重要性を明確にするための場が必要だと思った。
- 3年目のプログラム（3年間の振り返り・次年度以降の計画立案）
 - ・研修ではたくさんの刺激を受けました。今後もう少し広いスケールで事業を考えていきたいと思えます。
 - ・同世代の人とざっくばらんに話ができる機会を得られて、事業内容についても相談できた。
 - ・自分の振り返りや団体の事業や状況の整理をすることができ、講師の方々から具体的な手法やアイデア・改善点等をアドバイス頂け、活動にもたくさんの事を活かすことができました。



(3期生〔3年目〕 フィールド実習)



(4期生〔2年目〕 広報のワークショップ)



(5期生〔1年目〕 プロジェクトマネジメントのゲームワーク)

若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムとしては、3期生8名が3年間の課程を修了した。



(若手プロジェクトリーダー3期生)



(3～5期生の合同オリエンテーション)

(若手プロジェクトリーダー育成支援団体 (3期生))

(社) moribio 森の暮らし研究所	(特非) アサザ基金
(特非) はちろうプロジェクト	(特非) 日本国際湿地保全連合
(特非) D I F A R	(特非) 時ノ寿の森クラブ
(特非) 礼文島自然情報センター	(社) 徳島地域エネルギー

3期生が所属する団体の責任者からは「3年間を通じて、各事業の捉え方にしっかりとした軸ができたように感じます」「組織やスタッフの課題を積極的に抽出し提案できるようになった」「本研修を通じて、当人は所属団体の森林保全活動の持続可能性について強く認識し、そのためのNPO活動には事業戦略が必要であることを学び、その成果は、日常の当法人職務に表れています」といった評価を得た。

イ. 海外派遣研修 (インドネシア)

インドネシアの政府組織や現地NGO、企業等を訪問し、現地の環境保全活動を学習するプログラムを実施した。



(保全されたマングローブ林の見学)



(日本の環境活動事例を紹介する研修生)

また、研修前には「事前研修」、研修後には「研修報告会」を実施し、インドネシアでの研修の学びをより深めるための取組を実施した。



(事前研修のようす)



(研修報告会のようす)

(2) 研修事業の効果的な実施

令和元年度からの第4期中期目標期間における研修事業のあり方(方向性)及び研修の目的、ターゲット、ねらい、テーマ等について、外部有識者の意見を踏まえた検討を行った(8月、11月、2月)。

また、今後のより望ましい研修のあり方について以下のような意見と提言があった。それを踏まえ、令和元年度以降に若手プロジェクトリーダー研修のカリキュラムの見直しや、新たな研修の構築を検討することとなった。

●プロジェクトを強化するための研修により組織そのものが強くなっていくかという点と必ずしもそうではない。プロジェクトの強化と組織の強化の2つの側面の支援によって本当の自立化につながっていく。

●活動を継続・推進するための資源を社会の中から集めなくてはならない。そのために、3年間の中で、資源を集める方法を学んでいく必要があるのではないか。1年目は団体の強み・弱みや課題を明確に洗い出し、2年目はそれらの解決に向けて資源を社会からどのように集めていくか、3年目は助成後のプロジェクトをどのようにしていくのか。改善のプロセスを寄り添って見てくれる人材がいるとよい。

●研修生としては、知識・技術のインプットだけでなく、現場の経験も知りたいはず。研修生が各々課題意識を持ち、課題解決に向けて知りたいポイントが講師に伝わると情報が引き出せるのではないか。特に2年目は研修を通してフォローできるような、また即効性のあるアプリを提供できるような講師の選定が有効ではないか。

(資料編 P53__地球6 平成30年度研修・講座実施状況)

3. 地球環境基金の運用等について

■中期目標

本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

■中期計画

地球環境基金事業開始から20年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成25年度末までの5か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。

また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。

■平成30年度計画

地球環境基金事業のこれまでの取組について、国民・事業者等の理解を促進するため、様々な広報媒体や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、地球環境基金のより一層の造成のため新たな寄付方策の導入に向けた検討を行う。

具体的な広報活動として、国民に対しては、「地球環境基金サポーター」を始め、多様な寄付方法について更なる広報に取り組み、寄付獲得に努める。

一方、事業者等に対しては、現在の社会経済情勢を踏まえ、「地球環境基金企業協働プロジェクト」による寄付獲得に重点を置き、より多くの参加を得るよう企業CSR担当者等への直接の広報等に取り組むとともに、東京2020に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得に努める。

なお、出えん金の総額及び件数については、社会経済情勢や前中期目標期間以降の推移を改めて分析した上で、その増加に努める。

また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第15条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクト等により直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額	新たな寄付の獲得	0社 0千円	1社 (10,000千円)	3社 (12,000千円)	6社 (14,500千円)	5社 (18,500千円)	5社 (18,500千円)
ポイント寄付提携カード数	平成25年度の実績数	7カード	7カード	9カード	10カード	10カード	10カード
募金システム数	平成25年度の実績数	1システム	3システム	3システム	3システム	3システム	3システム
広報・募金活動分野数	平成25年度の実績数	5分野	5分野	5分野	5分野	5分野	5分野
寄付件数 （計画値）	最終年度に 3,776件	—	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件
寄付件数 （実績値）		789件 （前中計 最終年度 の寄付件 数）	874件	899件	821件	789件	868件
達成度	—	—	115.7%	119.0%	108.7%	104.5%	114.9%
寄付額 （計画値）	最終年度に 237,621千円	—	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
寄付額 （実績 値）		17,316 千円 （前中計 最終年度 の寄付 額）	18,170 千円	18,712 千円	21,036 千円	23,359 千円	22,879 千円
達成度	—	—	38.23%	39.37%	44.26%	49.15%	48.14%
基金の運 用額	年度計画予 算における 実績額	—	（計画額） 210百万円 （実績額） 212百万円	（計画額） 201百万円 （実績額） 210百万円	（計画額） 173百万円 （実績額） 174百万円	（計画額） 147百万円 （実績額） 147百万円	（計画額） 118百万円 （実績額） 119百万円

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

地球環境基金を取り巻く状況が厳しい中であって、以下のとおり、平成30年度は、寄付件数が平成29年度を上回ったほか、企業協働プロジェクトによる寄付獲得額は増額受入となった平成29年度と同額を確保できるなど、総体的に平成29年度と同等程度の結果を得られたことから、自己評定をBとした。

● 広報・募金活動

- ・地球環境基金に対する寄付の減少や、東京2020に関連した特別助成に対する寄付への賛同も得にくいなど、地球環境基金を取り巻く状況が厳しい中、地球環境基金事業の認知度向上に資する広報に努め、地球環境基金企業協働プロジェクトに参画している団体からの寄付は、平成29年度の水準を引き続き確保することができた。

- ・また、全国ユース環境ネットワーク促進事業（振興事業）の実施に当たっても、事業に対する理解を得て、地球環境基金企業協働プロジェクトの枠組みを利用した寄付を平成 29 年度に続いて 4 社から受け入れることができた。
- ・結果、寄付件数は過去 2 ヶ年度を超えた 868 件を受け入れることができ、5 年間合計も第 2 期中期目標期間中の件数（3,776 件）を 475 件上回る 4,251 件となった。寄付金額は前年度を下回ったものの（22,879 千円、対前年度比 97.94%）、平成 28 年度までの各年度の金額を超えて受け入れることができた。

● 基金の運用

- ・市場金利の著しい低下が続く中、資金の安全性を確保した上で、市場の状況も考慮した運用を行った。

■課題と対応

寄付者からの「寄付先のみえる化」等の要望に対応するため、地球環境基金の助成先の一つひとつの事業活動について効果的な広報に努める。

また、地球環境基金への大口寄付が減少している中、地球環境基金企業協働プロジェクトに対する企業の参画を得るため、企業が賛同しやすい助成分野（テーマ）を検討するとともに、同プロジェクトの枠組みを活用して寄付の受け入れに繋がるよう周知を継続する。

■主要な業務実績

【地球環境基金を取り巻く状況】

企業協働プロジェクト等に係る寄付受入を除き、地球環境基金への大口寄付（年間 100 万円以上）は、平成 18 年度の 8 社をピークに減少し、平成 28 年度以降は 0 社となった。また、東京 2020 に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得も企業独自の展開とは別に寄付を行うことに理解を得ることが難しい状況にある。

大口寄付が減少している主な要因として、

- ・今日では単に寄付を行うのではなく、社員を参加させるなど企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献活動に取り組んでいること
- ・地球環境基金への寄付は、受けた寄付を一旦基金に組み入れて、その運用益により事業を行う仕組みであることから、寄付を行った企業の貢献度が見えにくいこと

などの状況に変わりがないため。

【業務実績】

（1）総合的かつ効果的な広報活動

地球環境基金事業の取組や意義等、認知度向上に資する周知活動を行うとともに、地球環境基金企業協働プロジェクト、継続的な寄付獲得に向けた地球環境基金サポーターのほか、古本を活用した身近でリサイクル意識の啓発と環境保全活動の支援に参加できる寄付メニュー（本 de 寄付）などについて積極的な周知活動を行った。また、平成 29 年度に続き、他部門との連携を図った周知を行った。

① 新聞等による広報

新聞等を活用して、地球環境基金事業の紹介等、各種周知の時期や購読層を考慮して行ったほか、より多く目に触れる機会の創出や認知拡大を狙ってWEB広告を実施した。

種類	掲載時期	掲載内容
東京新聞、産経新聞等（新聞5件、生活情報誌等3件）	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境基金事業の紹介 ・助成金募集案内 ・全国ユース環境活動発表大会募集案内 ・寄付メニューの紹介 等
WEB広告（マイナビニュース等2件）	平成30年12月～31年1月（2週間） 平成31年3月上旬～中旬（2週間）	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境基金事業の紹介 ・寄付メニューの紹介 等

[助成金募集案内及び寄付メニューの紹介：東京新聞]

[寄付メニューの紹介記事：マイナビニュース]

② イベント等への出展

環境意識が高い市民が集まる環境イベントにブース出展を行い、地球環境基金事業や企業協働プロジェクトの紹介等を行うとともに、来場者に対して地球環境基金サポーター制度のパンフレット等を直接手交することにより認知度向上と募金獲得に努めたほか、地域に密着したイベント出展では、当該地域で活動する助成団体をブースに招き、実際の助成活動を来場者に対して紹介（地球環境基金事業の見える化）することで助成事業への理解を図った。また、国内最大級の環境イベントであるエコプロ 2018 では、助成金活動報告会とともに、事業紹介等を行うことで、効果的な理解促進を図った。

このほか、自ら出展するイベントに比べ経済的な費用負担で、かつ、広範な地域で開催されるイベント（ロハスフェスタ）に協賛出展を行い、事業紹介とともに本 de 寄付を中心とした募金獲得に努めた。

イベント名称	開催日	主な出展内容	場所	来場者数
地球環境イベント・ かながわエコ 10 フ ェスタ	5月26日 ～27日	・地球環境基金事業の紹介 ・助成団体による助成活動 紹介	日本大通り (横浜市)	約 140,000 人
エコライフ・フェア 2018	6月2日 ～3日	・地球環境基金事業の紹介	代々木公園	43,348 人
グローバルフェスタ (台風接近の影響に より9月30日の開催 は中止)	9月29日 ～30日	・地球環境基金事業の紹介 ・全国ユース環境活動紹介 ・助成金募集スケジュール 案内	お台場センター プロムナード	43,888 人
エコプロ 2018	12月6日 ～8日	・地球環境基金事業の紹介 ・助成団体による助成金活 動報告会	東京ビッグサ イト	160,000 人
ロハスフェスタ (本の回収のみ)	年間5会場 (計8回)	・「本 de 寄付」を実施	大阪、淡路島、 広島、南港、東 京、	計 440,000 人

※来場者数は主催者発表数による。

<事業紹介等>



(エコライフ・フェア)



(エコプロ 2018)

<助成団体による活動紹介・ワークショップ>



(かながわエコ10 フェスティバル)

<地球環境基金サポーターパンフ等の各種パンフレット手交>



(グローバルフェスタ)



(エコプロ 2018)

③ 広報誌の発行

「地球環境基金便り」の発行（9月、3月：各40,000部）

- ・第45号 特集：『豊かな水辺環境を取り戻すために』（9月）
- ・第46号 特集：『環境保全活動の現場に来たれ！若者たち』（3月）

各号とも、寄付者、自治体、図書館、商工会議所、高等学校、NPOセンター等約8,000箇所へ送付した。

④ その他の広報

ア. Twitterによる情報発信

助成団体の活動情報、イベント等の周知を繰り返して行うなど、地球環境基金事業の活動情報を発信し、フォロワーを通じた広範な情報発信に努めた（ツイート78件、フォロワー266人）。



イ. Instagramによる情報発信

助成団体の活動情報やユース事業等、環境活動の状況を画像を中心に広く周知するため、Instagramによる情報発信を行った（51件投稿）。



ウ. 制作物の配布

地球環境基金事業を幅広く知ってもらい、かつ、環境保全活動への支援につながるため、寄付を募る広告を掲載した「紙製うちわ」を制作し、イベントを通じて広く一般市民等へ配布することで、集客効果を高め、事業への認知向上と募金獲得に努めた。



(2) 地球環境基金企業協働プロジェクト

地球環境基金企業協働プロジェクトに参画し、環境NGO・NPOの環境保全活動（LOVE BLUE助成）に支援をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対し成果及び効果について報告を行った。また、平成30年度も引き続き本プロジェクトに賛同いただき、平成29年度の水準を確保することができた。（15,000千円、前年度同額。）

また、同プロジェクトの枠組みで獲得した寄付も活用し実施している全国ユース環境ネットワーク促進事業（振興事業）では、平成29年度と同様、企業4社から継続して寄付（総額3,500千円）を得ることができた。

なお、東京2020に関連した特別助成に対する寄付は、賛同を得られなかった。

(3) 募金活動

上記（1）の総合的な広報活動のほか、寄付者に対する謝意として、領収書の発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化（週単位）に努めた。また、地球環境基金事業への取組の評価を得て、自動販売機の売上の一部寄付の申し出を受けることができたほか、機構内の連携として、水泳記録会等の他部が実施している事業の会場において、地球環境基金事業や寄付による支援について、パンフレット等による周知を行った。

この結果、平成30年度の寄付額は22,879千円（対前年度98%）、寄付件数については、平成29年度の件数を上回る868件を受け入れることができた。また、件数は第2期中期目標期間（3,776件（年平均755.2件））を大きく上回った。

【寄付の実績】

（単位：件、千円）

年度	平成29年度	平成30年度
件数（件）	789	868
寄付額（千円）	23,359 (16,650)	22,879 (16,650)

※ () 書きの数値は、「地球環境基金企業協働プロジェクト」により用途が特定されて受け入れた額で、寄付額の内数である。

(4) 基金の運用

市場金利の継続的な低金利により平成 29 年度を下回る計画となる中、運用方針に従い基金の安全な運用に努めつつ、市場の状況を考慮した運用を行った。

(単位：百万円)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
運用収入	147	147	0.98	118	119	0.84

(資料編 P54_地球 7 地球環境基金造成状況について)

(資料編 P111_共通 9 運用方針について)

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

■中期目標

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。

また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。

■中期計画

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。

■平成30年度計画

軽減事業、振興事業及び代執行支援事業について、環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請及び事業実績報告の内容を適正に審査した上で交付する。

また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表（年5回）する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第5条第1項、第6条第1項、第13条第1項

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数	100%	100%	100% $\left(\frac{3,993 \text{ 件}}{3,993 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,680 \text{ 件}}{3,680 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,485 \text{ 件}}{3,485 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,840 \text{ 件}}{3,840 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,799 \text{ 件}}{3,799 \text{ 件}}\right)$
助成対象事業の実施状況等の公表回数	年5回 （四半期 +決算）	5回	5回	5回	5回	5回	5回

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請（3,799件）に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。また、代執行支援事業についても1～3月の支払申請（14件）に対し同様に助成金を交付した。
- 本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、年5回機構ホームページで公表した。

■課題と対応

- ・PCB廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する者からの支払申請を引き続き適正に審査して実施する。

- ・本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について機構ホームページで公表する。

■主要な業務実績

(1) 軽減事業への助成金の交付

中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用軽減のための助成(軽減事業)については、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で平成30年5月11日に交付決定し、四半期ごとの支払申請に対して助成金の交付を行った。

また、審査基準や助成対象事業の実施状況などについて、機構ホームページで公表した。

- ・第1・四半期分 交付対象処理件数 934件、2,213台処理、平成30年8月1日公表
 - ・第2・四半期分 交付対象処理件数 1,088件、2,612台処理、平成30年11月1日公表
 - ・第3・四半期分 交付対象処理件数 898件、1,702台処理、平成31年2月1日公表
 - ・第4・四半期分 交付対象処理件数 879件、1,733台処理、令和元年5月7日公表
-
- 年度累計 交付対象処理件数 3,799件、8,260台処理

さらに、平成30年11月に、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正により当事業の対象となる中小企業者等の範囲が拡大された。これに伴い、当機構においても業務方法書及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱の改正を行った。

(2) 振興事業への助成金の交付

PCB廃棄物処理に関する研究促進のための助成(振興事業)については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を審査した上で平成30年7月25日に交付決定を行った。

事業実施後においては事業実績報告書を審査し、研究テーマ等の事業の採択状況を機構ホームページで公表した。

- ・平成30年度研究テーマ：「平成30年度超大型保管容器及びタンク等処理促進検討業務」
(超大型保管容器及びタンク類の処理促進を図るため、平成28年度超大型保管容器及びタンク等処理促進検討業務の成果、大型トランス等に係る現場解体作業及び関連技術を応用し、検討を行い整理する業務)

(3) 代執行支援事業の基金造成及び助成金の交付

都道府県等が実施するPCB廃棄物処理に係る代執行事業への支援のための基金造成について、国から補助金100,000千円、産業界から出せん金120,500千円の合計220,500千円の拠出を受けた。

環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で、支払申請に対して以下のとおり助成金の交付を行い、機構ホームページで公表した。

- ・交付対象処理件数 14件、116台処理、令和元年5月7日公表

(参考) 軽減事業、振興事業及び代執行支援事業の実施状況

(単位：件、台、千円)

区分	平成 29 年度			平成 30 年度		
	件数	台数	金額	件数	台数	金額
軽減事業	3,840 [325]	8,239 [633]	1,929,510 [219,793]	3,799 [306]	8,260 [683]	2,065,229 [300,824]
振興事業			10,000			10,000
代執行支援事業	-	-	-	14	116	56,596

(注)・〔 〕書きは、平成 26 年 4 月 7 日の交付要綱改正により交付対象となった個人又は破産手続中等の法人に係る数値で、内数である。

(4) PCB廃棄物処理基金の造成状況

PCB廃棄物処理基金の造成状況は下表のとおりである。

また、基金の管理状況について、機構ホームページで公表する予定である。

(単位：千円)

区分	項目	①平成 29 年度末残高	平成 30 年度		①平成 30 年度末残高 (①+②-③)
			②当期拠出等	③当期助成額	
軽減事業	国	18,157,388	700,000	1,032,615	17,824,773
	都道府県	17,536,022	626,803	1,032,614	17,130,211
	運用利息	1,785,418	15,435		1,800,853
	小計	37,478,828	1,342,238	2,065,229	36,755,837
振興事業	民間出えん金	9,873	0	9,259	614
	運用利息	0	0	0	0
	消費税戻り分(※)	741	0	741	0
	小計	10,614	0	10,000	614
代執行支援事業	国	100,000	100,000	18,865	181,135
	民間出えん金	193,500	120,500	37,730	276,270
	小計	293,500	220,500	56,596	457,404
基金残高		37,782,942	1,562,738	2,131,825	37,213,855

(注) 各欄と小計欄及び残高欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(※)「消費税戻り分」とは、助成対象者である環境大臣が指定する事業者が、助成事業に伴う事業経費のうち消費税等仕入控除税額部分について還付を受けることから、機構が交付要綱に基づき当該消費税等仕入控除税額について助成対象者に請求し返還を受けた額である。

(資料編 P55_PCB1 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務について)

(資料編 P57_PCB2 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金拠出状況について)

(5) 基金の運用

PCB廃棄物処理基金の運用については、流動性と安全性を重視した運用を行っている。

(単位：百万円)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
利息収入	14	15	0.040	15	15	0.040

(資料編 P111_共通 9 運用方針について)

<維持管理積立金の管理業務>

■中期目標

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

■中期計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。

■平成 30 年度計画

本積立金について、取戻し請求に確実に対応するとともに、積立額及び取戻額を想定し資金の出入を把握することにより、予定外の資金需要に対応できる余裕を確保しつつ、より有利な運用を行う。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額を年 1 回 3 月末に通知する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 6 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条の 5

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
積立者 に対する運用 状況等 の情報 提供率	100%	100%	100% $\left(\frac{1,225 \text{ 件}}{1,225 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,196 \text{ 件}}{1,196 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,181 \text{ 件}}{1,181 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,199 \text{ 件}}{1,199 \text{ 件}}\right)$
積立金 の運用 額	年度計画 予算にお ける実績 額		(計画額) 267 百万円 (実績額) 307 百万円	(計画額) 265 百万円 (実績額) 298 百万円	(計画額) 277 百万円 (実績額) 281 百万円	(計画額) 260 百万円 (実績額) 273 百万円	(計画額) 240 百万円 (実績額) 247 百万円

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 本積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、247 百万円の利息を得た。
- 資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に平成 30 年度運用利息額の通知を平成 31 年 3 月末に送付した。

■課題と対応

- ・維持管理積立金の積立て及び取戻し等について適切に対応し、維持管理積立金の管理を適切に行う。

- ・維持管理積立金の運用については、最終処分場の維持管理に要する資金を預かっているという資金の性質から、取戻請求に対応することを考慮し預金による短期運用と、運用可能な資金の把握を正確に行うことで、予定外の資金需要に対応できる余裕を取りつつ、より長い期間で利率のよい債券を購入し、計画額を上回る運用収入を確保する。
- ・資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を定期的に通知する。

■主要な業務実績

(1) 維持管理積立金の適切な管理

① 積立て及び取戻し

最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立て及び取戻しについて、それぞれ適切に対応し、積立て及び取戻しに係る最終処分場設置者への預り証書の発行・送付を遅滞無く行った。

また、最終処分場設置の許可権者（94 都道府県等）に対し、平成 29 年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を平成 30 年 6 月に通知した。

（資料編 P58_維持 1 維持管理積立金管理業務について）

<維持管理積立金の積立て及び取戻し状況> （単位：千円）

区 分	積 立		取 戻 (△)		残 高
	最終処分場数	金額	最終処分場数	金額	金額
平成 29 年度 (うち過年度分)	697 (41)	6,687,098 (319,204)	59	1,596,707	99,287,284
平成 30 年度 (うち過年度分)	687 (61)	6,833,438 (387,069)	56	1,833,260	104,287,462

<法律に基づき機構が維持管理積立金を管理する最終処分場対象数>

区 分	対象最終 処分場数	積立中	積立済	(うち、 取戻中)
平成 29 年度末	1,178	697	481	(106)
平成 30 年度末	1,172	687	485	(106)

（備考 取戻が完了した最終処分場数：344）

② 利息の通知と払渡し

最終処分場設置者に対し維持管理積立金の平成 30 年度運用利息額の通知を平成 31 年 3 月末に送付した。

平成 30 年度中に払渡請求書に基づく利息の払渡しを行った（398 最終処分場）。

③ 平成 30 年度維持管理積立金に関する連絡

許可権者より機構に平成 30 年度算定額の通知が送付され次第、最終処分場設置者に維持管理積立金の払込金融機関と積立期限（平成 31 年 2 月 28 日）を連絡した。

(2) 維持管理積立金の適切な運用

最終処分場の埋立終了等に伴う取戻しに対応するため、資金需要を考慮して預金による短期運用と、債券による中・長期の債券運用を組み合わせた効率的な運用に努めた。

(単位：百万円)

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
運用収益	260	273	0.292	240	247	0.247

(資料編 P111_共通 9 運用方針について)

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

■中期目標

- (1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。
- (2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。

■中期計画

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取組を行う。なお、制度のより適切な運営のため、労災保険制度等他制度との連携に努める。

- (1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。
また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口へ情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。
- (2) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。

■平成 30 年度計画

- (1) 認定等の迅速かつ適正な実施

申請段階から医療機関と緊密に連絡を行い、病理標本など医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で結果が得られるようにすることなどで、療養中の方々からの認定申請について、特殊な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するとともに、計測に時間を要している石綿繊維の計測については、環境省他関係機関と連携を図りながら迅速化に努め、着実に実施する。

また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口へ随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。

- (2) 迅速かつ適正な支給

救済給付の請求に関する案内資料について、より分かりやすくなるよう見直しを検討するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進め、支給に係る事務を適切に行う。

また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標 （参考値）	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
療養中の申請から認定等決定までの処理日数	前中期目標期間中より短縮	151日 （前中期目標期間中の処理日数）注1）	116日 注2）	106日 注2）	98日 注2）	96日 注2）	90日 注2）

注1）前中期目標期間中における平均値。

注2）石綿繊維計測案件（特殊事例）を除いた日数。

（参考）

- ・前中期目標期間の平均処理期間 151日
- ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115日

<その他の指標>

- ・療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の支給までの処理期間

<評価の視点>

（1）認定等の迅速かつ適正な実施

- ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。
- ・労災保険制度等の他制度との連携を図る取組が行われているか。

（2）迅速かつ適正な支給

- ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。

■ 評価と根拠

<自己評価>

A

<根拠>

以下のとおり、年度計画を上回る取組を実施したため、自己評価をAとした。

（1）認定等の迅速かつ適正な実施

- 申請受付件数が平成29年度比で9.6%増加する中においても、環境省への申出前から医療機関に病理標本等の資料提出を積極的に求めるなど、可能な限り資料の事前収集に努めたこと、追加資料を求められた案件を含め案件ごとの進捗管理を徹底したこと、申請受付状況等の情報を適宜環境省と共有し、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）審査分科会（以下「分科会」という。）等の回数やスケジュールを調整してもらうよう努めたことなどにより、療養中の申請に

係る平均処理日数（石綿繊維計測の特殊事例を除く。）は90日（前年度実績96日）となり、第2期中期目標期間の平均151日と比べて期間短縮（40.4%減）が図られている。

（2）迅速かつ適正な支給

- 石綿肺及びびまん性胸膜肥厚専用の手引きの作成や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行っている。
- 救済給付の支給については、第2期中期目標期間の平均を下回る処理期間で適正な支給を行うことができている。（療養手当（初回）の支給までの処理期間：第2期中期目標期間平均23日→平成30年度17日（26.0%減））
- 認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。

■課題と対応

（1）認定等の迅速かつ適正な実施

- ・申請受付件数が増加傾向にある中、全体としての平均処理日数を維持していくため、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行う、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなどの取組を継続的に実施する。

（2）迅速かつ適正な支給

- ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。
- ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。

■主要な業務実績

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

① 受付と認定等の状況

平成 30 年度は、1,303 件の申請を受け付け、平成 29 年度未処理案件 340 件と合わせた 1,643 件について 1,355 件の処理を行った。

平成 30 年度の受付件数は平成 29 年度 (1,189 件) に比べ 9.6%増加している。また、平成 30 年度の未処理件数は 288 件 (平成 29 年度末 340 件) であり、平成 29 年度末に比べて 15.3%減少している。

これは、機構が、胸膜上皮型中皮腫の申請案件について、申請者から提出された医学的資料を確認する際、「医学的判定に係る資料に関する留意事項」(平成 29 年 6 月 29 日判定小委員会。以下「留意事項」という。) で特に強く推奨されている免疫染色検査が未実施の場合に、環境省へ医学的判定を申し出る前に医療機関へ染色結果の提出の協力を文書で依頼したことにより、分科会の段階で中皮腫の蓋然性が高く指定疾病と判定された案件 (二重丸案件) が 45 件 (平成 29 年度 5 件) あったこと。また、機構が未処理案件の状況等を踏まえて環境省と調整し、分科会が追加開催されたことにより、平成 29 年度からの受付件数の増加分についても適切に処理を進めることができたことが要因と考えられる。

ア. 受付状況

<平成 30 年度の進捗状況>

(単位: 件)

	前年度未処理	受付	処理	未処理
療養者	252 (228)	1,028 (955)	1,069 (931)	211 (252)
未申請死亡者	81 (75)	258 (218)	265 (212)	74 (81)
施行前死亡者	7 (4)	17 (16)	21 (13)	3 (7)
計	340 (307)	1,303 (1,189)	1,355 (1,156)	288 (340)

(注) () 書きは、平成 29 年度の実績。新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分は除く。未処理の計 288 件のうち 167 件 (58.0%) は医学的判定に進んでいる。

平成 30 年度の受付 1,303 件の内訳は、療養者 1,028 件、未申請死亡者の遺族 258 件及び施行前死亡者の遺族 17 件である。このうち、療養者からの申請は平成 29 年度 (955 件) に比べ 7.6%増加している。

申請疾病別では、中皮腫が 934 件、肺がんが 245 件、びまん性胸膜肥厚が 74 件となっており、それぞれ前年度の実績 (901 件、184 件、48 件) と比べ 3.7%、33.2%、54.2%増加している。一方、石綿肺は 44 件となっており、平成 29 年度の実績 (52 件) と比べ 15.4%減少している。

<平成 30 年度 受付状況>

(単位：件)

申請疾病 申請者	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
療養者	753 (733)	188 (138)	29 (40)	56 (42)	2 (2)	1,028 (955)
未申請死亡者	171 (154)	52 (44)	14 (12)	18 (6)	3 (2)	258 (218)
施行前死亡者	10 (14)	5 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	17 (16)
計	934 (901)	245 (184)	44 (52)	74 (48)	6 (4)	1,303 (1,189)

(注) () 書きは、平成 29 年度の実績。

イ. 認定等状況

平成 30 年度の認定状況は療養者 916 件、未申請死亡者の遺族 194 件及び施行前死亡者の遺族 13 件の計 1,123 件であり、前年度と比べ 18.3%増となっている。これは、上記(1)①の対応を行ったことが要因と考えられる。

また、認定と不認定の件数からみた認定率は全体で 84.1% (平成 29 年度 84.1%)、中皮腫と肺がんでは 89.4% (同 89.1%)、石綿肺とびまん性胸膜肥厚では 31.1% (同 27.5%) となっている。

<平成 30 年度 認定等の状況>

(単位：件)

申請疾病 申請者	決定 内容	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	計
療養者	認定	749(654)	138(115)	3(5)	26(17)	916(791)
	不認定	39(31)	38(36)	25(32)	39(19)	141(118)
	取下げ	9(18)	3(4)	0(0)	0(0)	12(22)
未申請 死亡者	認定	152(123)	34(22)	0(2)	8(1)	194(148)
	不認定	23(29)	26(16)	10(10)	10(5)	69(60)
	取下げ	0(3)	1(1)	1(0)	0(0)	2(4)
施行前 死亡者	認定	12(10)	0(0)	1(0)	0(0)	13(10)
	不認定	1(0)	2(1)	0(0)	0(0)	3(1)
	取下げ	2(0)	3(1)	0(1)	0(0)	5(2)
計	認定	913(787)	172(137)	4(7)	34(18)	1,123(949)
	不認定	63(60)	66(53)	35(42)	49(24)	213(179)
	取下げ	11(21)	7(6)	1(1)	0(0)	19(28)

(注) () 書きは、平成 29 年度の実績。計数は新資料の提出による再審査及び原処分取消後の処分を除く。

- (資料編 P59__石綿 1 申請書等の受付状況と認定等状況 (平成 30 年度))
- (資料編 P62__石綿 2 審査中の案件に係る状況 (平成 30 年度))
- (資料編 P63__石綿 3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (平成 30 年度))
- (資料編 P64__石綿 4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (法施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの累計))
- (資料編 P65__石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (平成 30 年度))
- (資料編 P66__石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (法施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの累計))

ウ. 療養者に係る処理日数の状況

申請から認定等決定までの平均処理日数は 90 日 (平成 29 年度 96 日) である。このうち、1 回の医学的判定で認定等の決定がされたものは平均 57 日 (同 62 日)、追加資料が必要とされた案件は平均 143 日 (同 151 日) である。

また、申出前から医療機関に留意事項で特に強く推奨されている免疫染色検査の結果や病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行ったことなどにより、1 回の医学的判定で結果が得られた割合は 62.4% となり、ほぼ平成 29 年度 (61.7%) 並みの実績を維持することができた。追加資料を求められた案件についても、案件ごとの進捗管理を徹底したこと、申請受付件数等の情報を適宜環境省と共有し、審議会の回数やスケジュールを調整し、分科会を追加で開催 (上半期 2 回: 6 月、9 月、下半期 2 回: 12 月、2 月) できたことなどにより、全体の平均処理日数は平成 29 年度実績よりもさらに短縮できている。

なお、平成 30 年度は、民間の検査機関も活用しながら 12 件の肺内石綿繊維計測を行った。繊維計測を行った特殊事例を含めた平均処理日数は 95 日であった。

<平成 30 年度 療養者に係る平均処理日数等> (単位: 日、件)

区 分	認定等決定までの平均処理日数		判定申出までの平均日数	件 数
	90 (96) [95]	57 (62) 143 (151) [154]		
1 回の医学的判定			28 (29) [28]	652 (551)
追加資料が必要とされたもの				393 (342) [405]

(注) () 書きは、平成 29 年度の実績。計数は、取下げ、再審査及び原処分取消後の処分を除く。[]

書きは石綿繊維計測案件 (特殊事例) を含めた場合の日数と件数。

(参考)

<平成 30 年度 療養者に係る平均処理日数分布状況>

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	29 年度
60 日以下	393 件	393 件	37.6%	30.6%
61~90 日	225 件	618 件	59.1%	53.8%

91～120日	152件	770件	73.7%	70.3%
121～150日	142件	912件	87.3%	84.9%
151日以上	133件	1,045件	100.0%	100.0%
総計	1,045件			

(資料編 P67_石綿7 認定等に係る処理日数 (平成30年度))

② 厚生労働省・労災保険制度との連携強化

本来労災保険制度に申請すべき者が、救済制度に申請する事案があることから、厚生労働省から当該申請者等に労災保険制度の請求を勧奨してもらえよう、機構から労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を厚生労働省に情報提供した(平成30年度の情報提供件数109件)。

(2) 迅速かつ適正な支給

① 円滑な請求・適正な支給に係る取組

被認定者からの救済給付の請求が円滑に行われ、適切な支給を行うため次の取組を推進した。

- ・石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認定者については、医療費請求等について被認定者や医療機関等から問い合わせを受けることが多いため、請求手続きが円滑に行われるよう、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚専用の手引きを作成して被認定者に送付する取組を開始した。
- ・時効により救済給付の請求ができなくなることを防ぎ、早めに手続きが行われるようにするため、遺族への手続きの再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費(償還)の請求を行っていない場合は再案内を継続実施。
- ・認定日に応じて支給までの期間を短くするよう支払日を複数化する取組を継続実施。
- ・併給調整の対象となる他の法令による給付状況について、調整対象となる制度の所管官庁等(延べ29機関、34法令)に照会するなど、適正な支給に係る取組を推進。
- ・業務継続計画(BCP)の非常時優先業務である療養手当(継続)の支給について、石綿健康被害救済業務未経験者による実施訓練の結果を踏まえ、療養手当支払手順書(非常時用)の見直しを行うとともに、支給データ作成用のノートPCについて新たに予備機を更新し、非常時の対応についてより確実なものとした。
- ・認定を更新した被認定者について、更新時に提出された申請資料から経過観察のみの状況が相当期間にわたり続いていると認められる場合の状況を確認するため、対象者23名に対して文書を発出した。

② 救済給付の支給状況

平成30年度は、被認定者等に対し総額40億5289万円の支給を行った。

医療費及び療養手当の増加は療養中の被認定者数が増えていることなどが要因として考えられる。

<平成 30 年度 救済給付の支給状況>

(単位：件、千円)

給付 種類	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族 弔慰金等	救済給付 調整金	計
件数	19,223 (17,885)	8,628 (7,757)	532 (543)	200 (159)	324 (334)	28,907 (26,678)
金額	572,979 (512,650)	2,277,662 (2,070,183)	105,868 (108,057)	594,200 (476,841)	502,183 (505,152)	4,052,892 (3,672,883)

(注) () 書きは平成 29 年度の実績

③ 救済給付の支給に係る処理日数の状況

- ・各給付ともに、第2期中期計画期間の平均より短い処理日数で支給を行った。
- ・療養者関係の給付について、医療費の償還払いの支払は、①に記載の取組に加え、平成26年度下半期より開始した保険者に高額療養費支給額の照会を行う際に、回答期限を明記する取組を継続し、未回答の保険者へは電話照会を行うなどの取組により、平成29年度より短縮された。

<平成30年度 支給までの処理日数>

(単位：日)

区 分		処理日数				第2期中期 目標期間
		平成29年度		平成30年度		
		特殊案件を 除く(注1)	特殊案件を 除く(注1)	特殊案件を 除く(注1)	特殊案件を 除く(注1)	
療養者関係	・医療費(償還)	61	56	55	55	64
	・療養手当(初回)	17	17	17	17	23
被認定者遺族等 関係	・葬祭料	27	27	27	26	36
	・未支給の医療費等	52	52	51	49	83
	・救済給付調整金	63	63	57	57	91
特別遺族弔慰金 ・特別葬祭料	・未申請死亡	17	17	16	16	17
	・施行前死亡	17	17	13	13	20

(注1)「遺族の申出により労災保険給付の請求結果が確定するまで救済給付の支給を保留していた案件」及び「救済給付の請求をした遺族が当該支給を受ける前に死亡した案件」を除いた実績。

(注2)療養手当(初回)及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

(注3)処理日数は、いずれも平均値。期間中に支給を行ったものを対象としている。

④ 認定更新業務の実施

認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう、丁寧に手続を進め、更新申請の意思がないことが確認された者を除き、認定の有効期間満了2か月前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行った。具体的には次の取組を実施した。

ア. 申請漏れ防止の取組

- ・認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理
- ・満了月の7か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付
- ・満了月の4か月前に認定更新の申請状況を確認、未申請者への状況確認・再案内を開始

イ. 認定更新の状況

平成30年度は、平成30年6月から令和元年5月までに有効期間が満了する者を対象に満了月の2か月前を目処に認定更新等の決定を行った。

平成27年度より、平成22年7月に指定疾病に追加された「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として認定された

者の認定更新等並びに中皮腫・肺がんで認定更新を行ってから5年を経過した者の再度の認定更新（2回目）等についても決定を行っている。

令和元年5月までに認定の有効期間が満了する96件のうち90件の申請を受け付け、更新等の決定（更新84件、更新しない6件）を行った。6件については、更新申請の意思がないことが確認された。なお、平成23年3月からの認定更新者の累計は629名となっている。

<認定更新の状況>

(単位:人)

更新等 決定年度	認定の有効期 間満了月		認定疾病	被認定者	更新等 対象者	更新		更新 しない
						申請者	更新	
平成 22～ 平成 26 年度	平成 23 年 3 月 ～ 平成 27 年 5 月		中皮腫	1,788	197	196	192	4
			肺がん	475	116	107	96	11
			計	2,263	313	303	288	15
平成 27 年度	平成 27 年 6 月 ～ 平成 28 年 5 月	1 回 目	中皮腫	371	37	37	37	0
			肺がん	63	20	18	16	2
		石綿肺	4	2	2	2	0	
		びまん性 胸膜肥厚	18	8	8	8	0	
			計	456	67	65	63	2
			2 回 目	中皮腫	61	35	33	30
		肺がん		15	9	7	7	0
		計		76	44	40	37	3
		計		532	111	105	100	5
平成 28 年度	平成 28 年 6 月 ～ 平成 29 年 5 月	1 回 目	中皮腫	383	32	29	29	0
			肺がん	94	30	27	22	5
		石綿肺	5	0	0	0	0	
		びまん性 胸膜肥厚	10	6	6	6	0	
			計	492	68	62	57	5
			2 回 目	中皮腫	26	12	11	10
		肺がん		23	15	12	9	3
		計		49	27	23	19	4
		計		541	95	85	76	9
平成 29 年度	平成 29 年 6 月 ～ 平成 30 年 5 月	1 回 目	中皮腫	432	33	32	31	1
			肺がん	77	26	22	21	1
		石綿肺	3	0	0	0	0	
		びまん性 胸膜肥厚	9	3	3	3	0	
			計	521	62	57	55	2
			2 回 目	中皮腫	49	18	18	17
		肺がん		25	12	10	9	1
		計		74	30	28	26	2
		計		595	92	85	81	4
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 ～ 令和元 年 5 月	1 回 目	中皮腫	441	46	45	44	1
			肺がん	83	32	27	24	3
		石綿肺	2	1	1	1	0	
		びまん性 胸膜肥厚	11	3	3	3	0	
			計	537	82	76	72	4
			2 回 目	中皮腫	21	6	6	6
		肺がん		15	8	8	6	2
		計		36	14	14	12	2
		計		573	96	90	84	6
累計			中皮腫	3,572	416	407	396	11
			肺がん	870	268	238	210	28
			石綿肺	14	3	3	3	0
			びまん性 胸膜肥厚	48	20	20	20	0
					計	4,504	707	668

(注) 被認定者欄の値は、更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の満了する日が、認定の有効期間満了月欄の範囲に含まれる被認定者数である。
1 回目は、申請から 5 年を経過し初めて認定更新を行う場合、2 回目は、認定更新から 5 年を経過し再度更新を行う場合を示す。

⑤ 石綿肺の診断等に関する支援業務の実施

- ・著しい呼吸機能障害までは認められないものの石綿肺又はびまん性胸膜肥厚とされる方の重症化防止や、放射線画像の不足等により著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺等とは判定されない方の適切な再申請に資することを目的に、平成 22 年度から開始した本業務について、平成 30 年度も環境省からの委託を受け実施した。
- ・業務の主たる内容は、著しい呼吸機能障害が認められるには至らないと判定された石綿肺等の方を対象とする健康管理と、放射線画像の不足等により不認定と判定された方を対象とする画像撮影補助である。
- ・平成 30 年度末での対象者は 4 名（健康管理 4 名、画像撮影補助 0 名）であった。
- ・医師で構成された専門委員会を開催し、各対象者に係る健康管理の方針等を検討した。
第 1 回：平成 30 年 9 月 12 日 第 2 回：平成 31 年 2 月 6 日
第 3 回：平成 31 年 3 月 6 日
- ・専門委員会で決定した実施内容に基づき、健康管理対象者への事業案内を行うとともに、健康診断受診者への保健指導を行った。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

■中期目標

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。

■中期計画

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。

■平成 30 年度計画

特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等 （参考）	達成 目標	基準値（参考） （前中期目標期間 最終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
特別拠出金 の徴収率		100%	100%	100%	100%	100%	100%

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

■課題と対応

特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。

■主要な業務実績

特別事業主4社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち2事業主からの延納申請（4期に分納）を受け付けたが、全納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収した。

3. 制度運営の円滑化等

■中期目標

- (1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。
- (2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。
- (3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。
- (4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。

■中期計画

- (1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。
- (2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。
- (3) 認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。
- (4) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。
- (5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。
- (6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。

■平成 30 年度計画

- (1) 保健所等への情報提供
各地域で保健所等への説明会を実施し、制度及び手続等に関する知識を深め、申請手続の円滑化を図る。
- (2) アンケート調査
救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。
- (3) 医療機関等への申請手続等の周知
医療機関が加入する団体、呼吸器に関連する学会、がん診療連携拠点病院及び看護師等の関係する医療関係団体等に協力を依頼し、効果的な制度の周知を図るとともに、申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。
- (4) 調査・情報収集の実施
環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。
また、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」

の指摘事項における調査については、環境省と協力して対応する。

(5) 医療機関等への知見の還元等

診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催する。特に、石綿による肺がんについて重点的に周知を行う。

(6) 救済制度に関する情報の公開

救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等 （参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関		1,452 病院	1,539 病院	1,618 病院	1,680 病院	1,778 病院	1,824 病院
石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数		11 回	12 回	12 回	18 回	15 回	15 回

<評価の視点>

- ・ 医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続きの周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成28年12月に救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成29年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。
- その他の指標とした、申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関及び石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数いずれも基準値を20%以上上回る実績が得られた。

■課題と対応

制度のより円滑な運営を図るためには、被害者の申請・請求、指定疾病の診断・治療及び療養指導等に関わる保健所担当者、医師・医療機関、看護師、ソーシャルワーカー等の協力が重要である。

今後も、これら制度運営に関わるステークホルダーに対する制度及び申請手続きの周知や情報提供等に取り組む。

■主要な業務実績

(1) 保健所等への情報提供

① 保健所説明会

保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国7ブロック（参加者227名）の他、県単独での開催の要望があった4県（参加者56名）において、保健所説明会を開催した。

保健所説明会では、機構から救済制度及び申請・給付の手続きについて、労働局から労災保険制度について、また、専門医から石綿関連疾患について説明を行った。

<保健所説明会の様子>



② 地方公共団体研修会

地方公共団体が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、地方公共団体担当者を対象とし、顧問医師及び専門医より医学的講演、機構職員により制度等の説明を行い、石綿関連疾患及び救済制度の周知を図った。（3県：参加者89名）

(資料編 P69_石綿 8 保健所説明会等実績 (平成 30 年度))

<地方公共団体研修会の様子>



(2) アンケート調査

被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等に反映するため、被認定者等に対するアンケート調査を行った。

① アンケート調査の実施内訳

- ア. 制度利用(石綿健康被害医療手帳所持者)アンケート(4月実施、回収数1,050/送付数1,155)
 - イ. 被認定者(療養者)アンケート(認定時、回収数739/認定者数919)
 - ウ. 未申請死亡者遺族アンケート(認定時、回収数136/認定者数194)
 - エ. 施行前死亡者遺族アンケート(認定時、回収数13/認定者数13)
 - オ. 学会セミナーアンケート(12か所、回収数1,042/参加者数1,693)
 - カ. 保健所説明会アンケート(11か所、回収数238/出席者数283)
 - キ. 中皮腫細胞診実習研修会アンケート(大阪40:、東京:39)
- (資料編 P70_石綿 9 被認定者等アンケート概要(平成 30 年度))
(資料編 P72_石綿 10 セミナー等アンケート概要(平成 30 年度))

② アンケート調査結果の概要

ア. 石綿健康被害医療手帳の利用、医療費請求の一層の円滑化

石綿健康被害医療手帳の交付により、医療が受けやすくなったとする方が8割強である一方、医療機関において、同手帳が認知されているとは言えない状況が2割程度みられた。被認定者の受診や医療費請求手続きの円滑化を進める観点からも、医療機関への制度等の周知を継続する必要があると示唆された。(制度利用アンケート)

イ. 情報提供の充実等

より良い療養生活を行うための環境整備として、療養中の被認定者は、治療法・治療薬の研究・開発、診断・治療法に関する情報提供、専門の医師・専門の医療機関の増加等を望んでいる。また、診断・治療法のみならず、国・地方自治体のアスベスト対策や介護などの情報提供も望んでいる。(制度利用アンケート)

ウ. 制度の認知経路に配慮した周知広報

被認定者（療養者）における制度の認知経路の上位は、病院の先生・スタッフ、家族・知人、保健所・地方環境事務所、未申請死亡者遺族では、病院の先生・スタッフ、家族・知人、機構のホームページ、施行前死亡者遺族では、テレビ・ラジオ、機構のホームページ、新聞等の広告であった。医療関係者への周知と一般広報の両面から、制度や手続きの周知を進める必要が認められる。（被認定者（療養者）アンケート、未申請死亡者遺族アンケート、施行前死亡者遺族アンケート）

（3）医療機関等への申請手続等の周知

① 石綿健康被害救済制度の今後の方向性への対応

救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」（平成28年12月）を踏まえ、医療関係団体、環境省とも協力し、以下の取組を行った。

ア. 医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力

（ア）都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会情報提供・相談支援部会に講師として参加し、直接、救済制度について説明を行ったほか、東京都及び静岡がん診療連携協議会担当者連絡会において救済制度のパンフレットを配布した。

（イ）医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会に協力を依頼し、同協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修（東京、兵庫）において、救済制度のパンフレットを配布した。

（ウ）昨年度に引き続き日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を掲載し、また、日本呼吸器学会及び日本呼吸器外科学会のホームページにおいて、石綿関連疾患や制度の概要等を紹介した。

（エ）日本肺癌学会ワークショップにおいて、救済制度のパンフレットを配布した。

<制度周知への協力団体>

- a. 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会
- b. 公益社団法人日本医療社会福祉協会
- c. 特定非営利活動法人日本肺癌学会
- d. 国立研究開発法人国立がん研究センター
- e. 日本癌学会
- f. 一般社団法人日本呼吸器学会
- g. 特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会

イ. 「石綿による肺がん」の重点的な周知

(ア) 石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、石綿による肺がん周知のチラシを医療機関に配布（1,793 か所）するとともに、医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。

< 「石綿による肺がん」周知のチラシ >



(イ) 医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」（医師、看護師等の会員数約 70 万人）利用者を対象とした「Yahoo! JAPAN データ連携ターゲット広告」により呼吸器内科医に対する周知を行った。

(1/7~2/6 51,467 回表示)

(ウ) インターネット広告を利用し呼吸器内科医、看護師、介護士、ケアマネージャー等に対する周知を行った。(1/7~2/6)

< Facebook >

・ ADMATRIX DSP ※

※ DSP (Demand Side Platform) とは、利用者の IP アドレスを判別することで、ターゲットに対しバナー広告を表示させるサービスのこと。

(4,321,611 回表示)

・ Facebook 「マーケットプレイス」

(966,476 回表示)



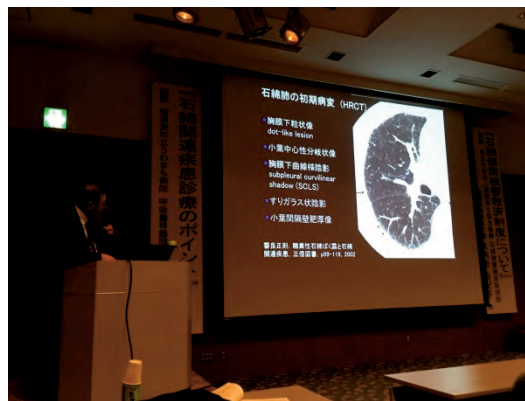
② 申請等に係る手引等の送付

平成 29 年度までに申請等に係る医学的資料の作成実績があった医療機関及び作成実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等 1,793 か所のほか、保健所 524 か所、地方公共団体 150 か所、環境省地方環境事務所 11 か所の計 2,478 か所に対して医師、医療機関向け手引や各種パンフレットを送付した。

③ 医師会主催研修会

地域の開業医等に対して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、秋田県医師会、鹿児島県医師会及び群馬県医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。

<医師会主催研修会の様子>



④ 医療専門誌

医師、看護師等医療関係者を対象に専門誌を活用した制度に関する広告を実施した。

ア. 医師向け

- ・ MMJ (毎日メディカルジャーナル) (2月)
- ・ 画像診断 (1～3月)

イ. 看護師向け

- ・ 急変 ABCD+呼吸・循環ケア (2月) ※ 記事広告を掲載
- ・ ナーシング (2～3月)

<急変 ABCD+呼吸・循環ケア (2月)>



<ナーシング（3月）>



⑤ 石綿関連疾患診断技術研修における情報提供、制度・手続の周知

呼吸器内科医師や産業医等を対象として、独立行政法人労働者健康安全機構が行う石綿関連疾患診断技術研修（開催回数計：43回、受講者総数 945名）に、医師・医療機関向けパンフレット等を提供し、救済制度や申請・請求手続の周知を図った。

（4）調査・情報収集の実施

制度の円滑な運営を図るため、平成 29 年度から引き続き、以下の事業を実施した。

① 被認定者に関するばく露状況調査

救済制度における被認定者の職歴や居住歴等から、石綿ばく露の実態を把握することを目的として、引き続きデータの集計等を行った。

また、集計が完了した過年度分については「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。

② 中皮腫登録事業

中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し情報提供することを目的とする環境省からの委託業務として中皮腫登録事業を実施してきた。平成 30 年度も救済制度で認定された中皮腫症例に関する 586 件の情報をデータベースに登録し、データの整理、集計等を行った。

③ 肺がん申請の石綿ばく露調査

環境省の依頼を受けて、救済制度における肺がんの申請のうち、被害者の当時の石綿ばく露作業を客観的な資料からどの程度まで確認ができるか調査を行った。

④ 海外調査

環境省実施の石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査に同行し、オランダ及びベルギーにおける石綿健康被害者に対する救済制度に係る最近の申請・認定状況に関する情報や認定審査体制等について情報収集を行った。

(5) 医療機関等への知見の還元等

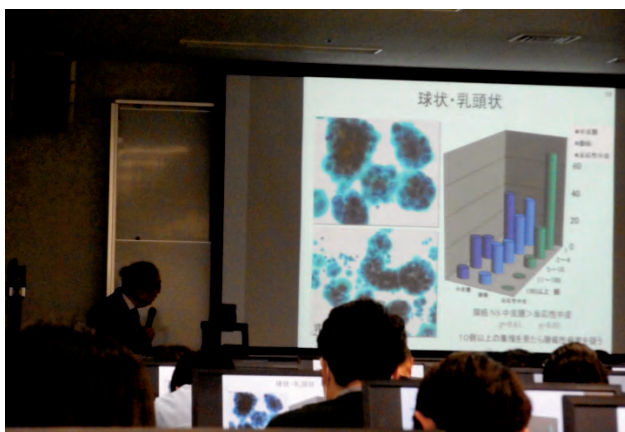
医学的判定に係る資料に関する留意事項（平成18年6月6日 中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会策定）を踏まえ、認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、石綿健康被害判定小委員会の委員の協力を得て以下の事業を実施し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元した。

① 中皮腫細胞診実習研修会の開催

医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として、細胞検査士を対象に関西、関東地区で開催。

- ・ 関西地区：大阪 細胞検査士等 40名参加（12/1）
- ・ 関東地区：東京 細胞検査士等 39名参加（2/23）

<中皮腫細胞診実習研修会の様子>



（関西地区：大阪市立大学）



（関東地区：日本医科大学）

② 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として、医療機関（13機関）が参加し実施した。

- ・第1回検討委員会（7/21）
今年度の計測精度管理に用いる標本や回付スケジュール等について検討した。
- ・第2回検討委員会（3/2）
計測結果に関する誤差等について検討した。

＜石綿小体計測精度管理事業検討委員会の様子＞



③ 医師向けセミナー等の開催

医師等への石綿関連疾患・制度の周知のため医学的各種セミナー等を計15回開催した。

【学会】

No.	学会名	開催地	開催日	参加者数
1	第58回日本呼吸器学会 学術講演会	大阪国際会議場 [グランキューブ大阪] (大阪市)	平成30年4月27日(金)	157名
2	第59回日本臨床細胞学 会総会(春期大会)	ロイトン札幌 (札幌市)	平成30年6月3日(日)	244名
3	第50回日本結合組織学 会学術大会	福岡大学病院 メディカルホール (福岡市)	平成30年6月29日(金)	115名
4	第49回日本看護学会-看 護管理-学術集会	仙台国際センター (仙台市)	平成30年8月10日(金)	252名
5	第59回日本人間ドック学 会学術大会	朱鷺メッセ (新潟コンベンションセンター) (新潟市)	平成30年8月30日(木)	105名
6	第44回日本診療情報管 理学会学術大会	朱鷺メッセ (新潟コンベンションセンター) (新潟市)	平成30年9月20日(木)	180名
7	第77回日本癌学会学術 総会	大阪国際会議場 (大阪市)	平成30年9月27日(木)	69名

8	第 66 回日本職業・災害医学学会学術大会	ホテルグランヴィア 和歌山 (和歌山市)	平成 30 年 10 月 20 日(土)	42 名
9	第 25 回石綿・中皮腫研究会	ならまちセンター (奈良市)	平成 30 年 11 月 10 日(土)	66 名
10	第 12 回日本禁煙学会学術総会	さんぽートホール高松 (高松市)	平成 30 年 11 月 11 日(日)	234 名
11	第 64 回日本病理学会秋期特別総会	呉市文化ホール シティプラザすぎや (呉市)	平成 30 年 11 月 22 日(木)	101 名
12	第 26 回日本 CT 検診学会学術集会	日立シビックセンター (日立市)	平成 31 年 2 月 8 日(金)	128 名

【医師会】

No.	医師会名	開催地	開催日	参加者数
1	秋田県医師会	秋田県医師会館	平成 30 年 9 月 22 日(土)	57 名
2	鹿児島県医師会	鹿児島県医師会館 (希望する郡市医師会 (18 会場)へTV中継)	平成 30 年 11 月 1 日(木)	189 名
3	群馬県医師会 (群馬県共催)	群馬県庁	平成 31 年 1 月 31 日(木)	37 名

<学会セミナー告知用チラシ>



<学会セミナーの様子>



④ 海外専門家の支援

JICA 事業「日中石綿関連癌診断能力向上プロジェクト」に協力し、来日した中国の医師を対象に、日本における救済制度及び石綿関連疾患の診断についての研修を行うとともに、中皮腫の細胞診断に関する研修の機会を提供した。

(6) 救済制度に関する情報の公開等

申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表した。(②、③及び⑤は報道発表を行った。)

- ① 毎月の申請等受付・認定状況
- ② 介護等の実態調査結果報告
- ③ 石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料
- ④ 石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果
- ⑤ 被認定者に関するばく露状況調査の報告

4. 救済制度の広報・相談の実施

■中期目標

- (1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。
- (2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。

■中期計画

- (1) 年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。
- (2) 救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。

■平成 30 年度計画

(1) 制度に関する広報等

直近3年間の広報事業の成果のほか中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の趣旨を踏まえ、広報計画を定め、広範な情報発信をするとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。

(2) 制度等に関する相談等

申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等 （参考）	達成 目標	基準値（参 考） （前中期目 標期間最終 年度値等） 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
広報の手法		・新聞14紙 ・車内広告	・新聞28紙 ・車内広告	・新聞6紙 ・従来の媒体	・新聞4紙 ・全国テレビ	・新聞9紙 ・CM（地上 波37局・	・新聞3 紙 ・CM（地

		17 路線 ・石綿関連 業界専門誌 2 誌	17 路線 ・関西主要 4 駅におけ る大型広告 ・石綿関連 業界専門誌 38 誌	による広報に 加え、全国テ レビ CM (地上 波 62 局・BS 5 局) を実施 ・全国地上波 45 局パブリ シティ ・交通広告 20 路線 ・全国ネット ラジオ 34 局 ・特設サイト ・ウェブリス ティング広告 ・地方ローカ ルテレビ 8 局 ・石綿関連業 界専門誌 6 誌 ・院内ビジョ ン 719 病院 ・故藤本義一 氏によるポス ター等を作成 し 1,618 か所 の医療機関及 び 529 か所の 保健所等に配 布	CM (地上波 49 局・BS 5 局) を実施 ・全国地上波 42 局パブリ シティ ・交通広告 2 路線 ・ラジオ 1 局 ・特設ウェブ サイト ・ウェブリス ティング広告 ・地方ローカ ルテレビ 1 局 ・院内ビジョ ン 225 か所 ・故藤本義一 氏によるポス ター等を 1,654 か所の 医療機関及び 682 か所の保 健所等に配布	BS 1 局) を実施 ・地上波 24 局パブ リシティ ・ラジオ 1 局 ・ポスター 等の配布 1,713 医 療機関及 び 679 保 健所等に 配布	上波 42 局) を実 施 ・地上波 35 局パ ブリシ ティ ・ポスタ ー等の 配布 1,793 医 療機関 及び 685 保健所 等に配 布 ・院内ビ ジョン 234 か所 ・ポスタ ーの作 成、掲出 駅・郵便 局 305 か 所
無料電話相 談件数 (石 綿救済相談 ダイヤル)		4,832 件 ※1)	4,832 件	5,884 件	5,648 件	6,214 件	6,183 件

※1) 今中期目標期間初年度件数

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

A

<根拠>

以下のように、テレビCMや新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、国民全体に幅広く制度を周知することに取り組んだことを通じ、無料電話相談件数(石綿救済相談ダイヤル)は、基準値とした平成26年度の4,832件に対し、28.0%増の6,183件の実績が得られた。申請(請求)件数の増(平成26年度920件に対し平成30年度は41.6%増の1,303件、また、平成29年度1,189件に対しては9.6%の増)にも反映されたものと考えられる。これらのことから、自己評定をAとした。

- 各種広報媒体を活用した広報における無料電話相談の導入経路について調査・分析し、最も効果が高かったテレビCMと新聞を中心に予算を重点的に配分することとし、テレビCM(全国地上波42局)、テレビ番組パブリシティ(全国地上波35局)及び新聞(全国紙3紙)を使って、全国規模の広報を行った。
- また、国民全体に制度を幅広く周知していくため、広報対象地域を人口が多い首都圏、関西圏に重点をおきつつ、地方にも十分配慮しながら広報を行った結果、無料電話相談の実績は6,183件となった。これは、基準値である中期目標期間の期初(平成26年度)の実績4,832件に比し28.0%の増となっている。
- 申請(請求)件数では、平成29年度の実績1,189件と比べ、1,303件(9.6%増)、中期目標期間の期初(平成26年度)の実績920件と比べ、41.6%増加した。無料電話相談件数が増加し、申請(請求)件数の増加にもつながったと考えている。
- 制度利用者等へのアンケート調査の結果及び救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」(平成28年12月)を踏まえ、中皮腫と診断された方の療養の支援に役立つよう救済制度、専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報を、機構のホームページを通じて総合的に提供するポータルサイトを新たに作成した。

■課題と対応

- ・引き続き救済制度を周知し、認知度を向上させる。
- ・これまでに実施した広報の結果を踏まえ、効果の高い制度周知に取り組む。
- ・令和4年(2022年)3月27日に中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が到来することを踏まえた周知・広報に取り組む。

■主要な業務実績

(1) 制度に関する広報等

これまでの広報実績から、無料電話相談の導入経路や被認定者等の制度認知経路として広報効果の高かったテレビと新聞を中心に予算を重点的に配分し、CM等による広報を行った。

<参考> 4か年の主な広報実績

平成27年度：全国TVCM地上波62局、地方ローカルTV8局、全国紙6紙、ラジオ5局、
交通広告20路線(契約額138百万円)

平成 28 年度：全国 TVCM 地上波 49 局、地方ケーブル TV 1 局、全国紙 3 紙（契約額 73 百万円）
 平成 29 年度：全国 TVCM 地上波 37 局、全国紙 3 紙、ブロック紙 5 紙（契約額 77 百万円）
 平成 30 年度：全国 TVCM 地上波 42 局、全国紙 3 紙（契約額 63 百万円）

① 一般向け広報

ア. 新聞

全国紙（読売新聞 1/20、日本経済新聞 2/17、毎日新聞 2/24）で広報を行った。

<新聞広告>

アスベスト被害なんて、過去の話だと思ってた。家族が発症するまでには、

アスベスト被害は今なお、私たちの問題です。

発症までの潜伏期間、約40年*。今、目を覚ますアスベストがあります。

アスベストによる
肺がん

中皮腫

苦しい呼吸困難障害を併発する
石綿肺

苦しい呼吸困難障害を併発する
びまん性胸膜肥厚

アスベストが原因でこれらの疾病にかかった方やそのご遺族は、「石綿健康被害救済制度」により、救済給付が受けられる場合があります。

- アスベストが身近にありませんでしたか？
- 息切れ、胸の痛みなどの症状はありませんか？
- ご家族に中皮腫などで亡くなった方はいませんか？

お心当たりのある方は、まずお電話ください。

アスベスト 石綿救済相談ダイヤル ☎0120-389-931

電話無料

環境再生保全機構

イ. テレビCM

広報媒体において最も効果が高いテレビを活用し、地上波 42 局において全国でCMを実施した（1月）。

<CMカット>

アスベスト 石綿救済相談ダイヤル ☎0120-389-931

電話無料

環境再生保全機構

- アスベストが身近にありませんでしたか？
- 息切れ、胸の痛みなどの症状はありませんか？
- ご家族に中皮腫などで亡くなった方はいませんか？

アスベスト 石綿救済相談ダイヤル ☎0120-389-931

電話無料

環境再生保全機構

アスベスト被害は今なお、私たちの問題だ。

ウ. 院内ビジョン

来院者に対して石綿関連疾患や救済制度に関する情報提供を行うため、呼吸器内科のある医療機関 234 箇所の院内ビジョンで、テレビCMと同内容の動画を放映した。
(2/1～2/28)

エ. 環境展における広報

機構内の業務連携により、川崎国際環境技術展（2月7、8日開催）においてテレビCMと同内容の動画を放映し、来場者に対する救済制度の周知を図った。

オ. ポスター掲出

郵便局及び駅にポスターを掲出することにより、救済制度の周知を図った。
(郵便局 285 箇所 1/7～20、駅 20 箇所 1/5～15 のうちの7日間)

<院内ビジョンの様子>



<JR九州宮崎駅ポスター掲出>



(資料編P74_石綿11 石綿健康被害救済制度広報 テレビCM実施内訳(平成30年度))

カ. ホームページでの情報提供

機構ホームページのアスベスト(石綿)健康被害の救済サイトにおいて、制度の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を行った。
<アクセス数(ページビュー数) 平成30年度 766,120件>

(資料編P75_石綿12 ホームページアクセス数(平成30年度))

(2) 制度等に関する相談等

一般の方からの健康不安や申請手続等の相談・質問について、無料電話相談等を通じ広範かつ丁寧に対応した。

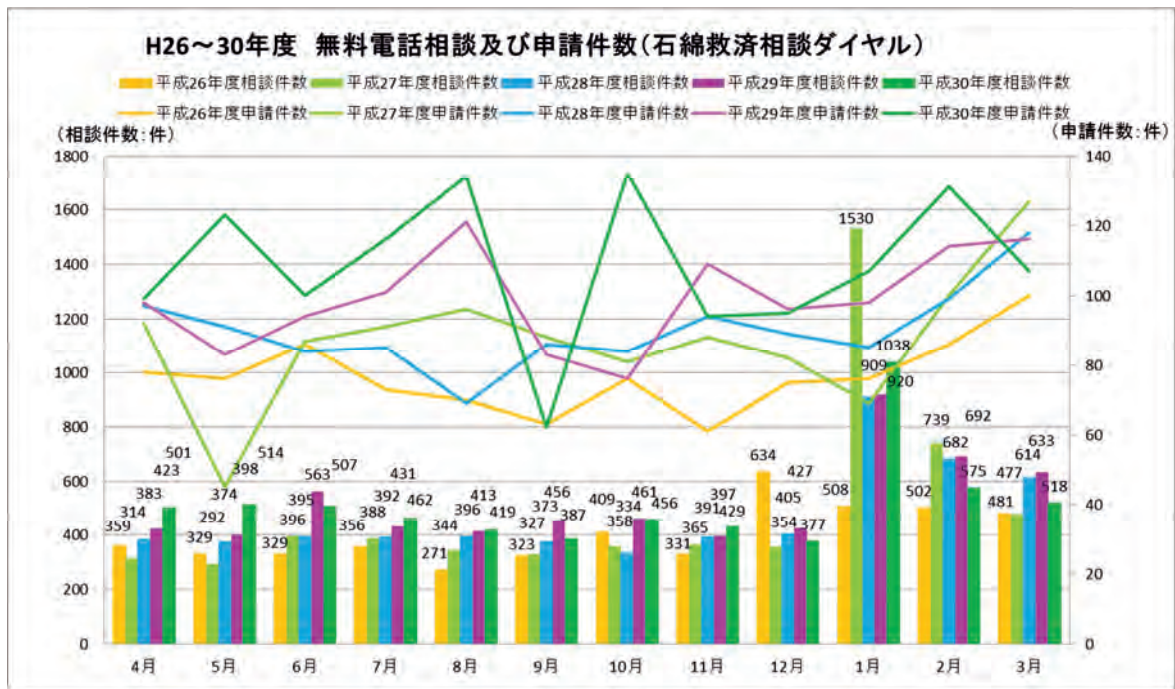
① 窓口相談・無料電話相談

ア. 窓口相談件数 52 件

(27 年度 42 件、28 年度：47 件、29 年度：52 件)

イ. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）6,183 件

(26 年度：4,832 件（基準値）、27 年度：5,884 件、28 年度：5,648 件、29 年度：6,214 件)



(資料編 P76_石綿 13 窓口相談・無料電話相談件数 (平成 30 年度))

② 住民説明・相談会等

ア. さいたま市

市主催の住民に対する「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」において、石綿関連疾患や救済制度の説明、相談会を行った。(10/26・11/30・12/27 開催、参加者計 23 名)

イ. 横浜市

市主催の住民に対する「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」において、石綿関連疾患や救済制度の説明、相談会を行った。(10/30・11/30 開催、参加者計 26 名)

ウ. 奈良県

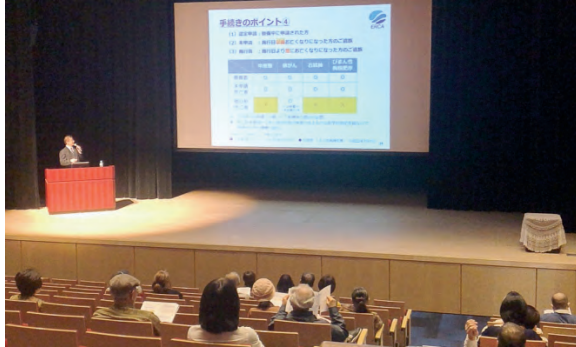
県主催の住民に対する「アスベストに関する説明会」において、石綿関連疾患や救済制度の説明、相談会を行った。(11/9 開催、参加者 24 名)

エ. 沖縄県

新聞社（琉球新報社）が地域住民に対して行う健康に関する講演会において、新聞広

告で事前告知を行った上で、救済制度に関する説明、相談会を行った。(3/13 開催、参加者 38 名)

<住民説明・相談会の様子>



(3) 中皮腫の療養に関する総合的な情報提供

制度利用者等へのアンケート調査の結果及び救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」(平成 28 年 12 月)を踏まえ、中皮腫と診断された方の療養の支援に役立つよう救済制度、専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報を、機構のホームページを通じて総合的に提供するポータルサイトを作成した。

<ポータルサイトトップページ>



5. 安全かつ効率的な業務の実施

■中期目標

認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。

■中期計画

- (1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。
- (2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。

■平成 30 年度計画

- (1) 認定・給付システムの運用等

認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。

- (2) 個人情報の保護等

「機構の保有する機微な個人情報等の漏えいリスク管理方針」に沿って、石綿情報セキュリティ委員会が決定した取組方針に基づき、救済制度における申請、請求及び給付等に係る申請書類等の管理を厳格に行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率		100%	100%	100%	100%	100%	100%

＜評価の視点＞

- ・ 情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。

■ 評価と根拠

＜自己評価＞

B

＜根拠＞

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。

- ・ 認定・給付システムについて、引き続き安定的に運用を行っている。
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティへの対応を適切に行うため、石綿情報セキュリティ委員会において報告した対策を順次実施し、また石綿健康被害救済部独自に、部に所属する全職員（派遣職員等を含む。）に対して研修を実施することができた。

■ 課題と対応

- ・ 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。

■ 主要な業務実績

（１）認定・給付システムの運用等

情報セキュリティを確保しつつ、毎月、各課のシステム担当者による定例会を開催し情報共有を図るなど、認定・給付システムの安定的な運用に取り組んだ。また、システムを活用して、毎月審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。

また、令和元年5月1日の元号改正に対応するため、プログラムの改修作業を開始した。

（２）個人情報の保護等

石綿健康被害救済業務に係る個人情報の保護に万全を期すため、石綿情報セキュリティ委員会（委員長 理事長）において決定した以下の取組について、進捗状況を確認しつつ継続し、高い意識をもって適切に行動するよう意識付けを行った。

① 過去の個人情報の漏えい事案に関する情報の集約化と共有

過去のインシデント情報を集約化して部内で共有し、再発防止を図った。

② ヒヤリハット事例の集約化

インシデントには至らないヒヤリハット事例を収集・共有するために、部内の共有ネットワーク内に構築したデータベースの運用を開始し、これまで46件（平成31年3月末現在）の事例が収集された。

収集した事例については、それぞれの類型に応じた対策を検討した上で、実施可能な対策から実施しており、今後、対策事例集を作成し、部内研修や事務引継ぎ等の場面で関係職員へ共有を図ることとしている。

③ 不要な個人情報の削除

石綿健康被害救済部のファイルサーバに保存されているファイルの属性情報などを基に分析を行い、認定等の決定通知など認定・給付システムに保存されている内容と明らかに重複する電子データについて、順次削除を進めた。

④ 職員研修

個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、総務部が行う研修に加え、石綿健康被害救済部独自に、部に所属する全職員（派遣職員等を含む。）を対象に以下の研修を実施した。

ア. 情報セキュリティの確保及び個人情報保護を図るための実施手順について研修を実施した。(5/29・5/31)

イ. 情報セキュリティ専門の外部講師による個人情報保護研修を実施した。(3/4)

⑤ 専門研修

情報セキュリティ対策の最新情報を得るため、情報システムセキュリティ担当者等の職員（3人）を地方公共団体情報システム機構主催の「住民基本台帳ネットワークセキュリティ研修」に参加させた。(11/29)

6. 救済制度の見直しへの対応

■中期目標

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

■中期計画

法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。

■平成 30 年度計画

中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省他関係機関とも連携の上、必要な対応を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等 （参考）	達成 目標	基準値(参考) （前中期目標 期間最終年度 値等）	26 年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
環境省 との意 見交換 会の実 施の有 無		有	有	有 （10/22、 2/15 実施）	有 （4/28, 6/29, 7/21, 8/29, 10/6, 12/21, 3/16）	有 （5/29, 8/29, 12/12）	有 （4/20, 8/8, 10/18, 1/8）

<評価の視点>

- ・ 情報提供が適切に行われているか。
- ・ 見直しの結果を受けて、適切な実施に向けた検討が行われているか。

■ 評価と根拠

< 自己評価 >

B

< 根拠 >

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

● 平成 28 年 12 月に救済小委員会が取りまとめた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省並びに呼吸器に関連する学会、看護師や医療ソーシャルワーカーの団体を始めとする医療関係団体及びがん診療連携拠点病院等他とも連携を図りながら次の取組を行った。

- ・ 石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査に係るデータ解析業務の実施
- ・ 医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力
- ・ 「石綿による肺がん」の重点的な周知
- ・ 関係機関との連携による医療機関への広報
- ・ 申請負担軽減対策

■ 課題と対応

政府による改正法施行 5 年の救済制度の見直しについて、救済小委員会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項を踏まえ、環境省他、関係機関とも連携のうえ、必要な対応を行う。

■ 主要な業務実績

(1) 石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査に係るデータ解析業務の実施

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）の改正法が施行後 5 年を迎えることを踏まえ、平成 28 年 4 月から中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において石綿健康被害救済制度の施行状況について評価・検討が行われ、平成 28 年 12 月に「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」が取りまとめられた。

本とりまとめ報告書では「介護等の実態の詳細については必ずしも把握できていないとの指摘があり、被認定者の介護等について実態調査を行うべきである。」とされたことを受けて、被認定者の介護等の実態調査を行うため、環境省との契約に基づき機構が平成 29 年度に「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査（以下「実態調査」という。）」を行った。

実態調査により、救済制度の被認定者に関する入通院の状況や介護の状況について一定の知見を得ることができたところであるが、調査協力者の療養期間や指定疾病等のデータを考慮した詳細な解析について十分に実施されていないことを踏まえ、平成 30 年度においては、環境省請負事業として、実態調査の結果を基に機構の保有する救済制度の被認定者に関する個人情報を用いて解析し、調査協力者の療養期間や指定疾病等と入通院や介護の状況との関連性について検討を行った。

検討に当たっては、部内に各課に所属する職員からなる「被認定者実態調査の結果解析

業務チーム」を編成するとともに、外部の疫学研究者等の専門家からなるワーキンググループを設置し、石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査の結果解析に関する評価、検討を行った。

(2) 医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力【再掲】

- (ア) 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会情報提供・相談支援部会に講師として参加し、直接、救済制度について説明を行ったほか、東京都及び静岡がん診療連携協議会担当者連絡会において救済制度のパンフレットを配布した。
- (イ) 医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会に協力を依頼し、同協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修（東京、兵庫）において、救済制度のパンフレットを配布した。
- (ウ) 昨年度に引き続き日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を、また、日本呼吸器学会及び日本呼吸器外科学会のホームページにおいて、石綿関連疾患や制度の概要等を紹介した。
- (エ) 日本肺癌学会ワークショップにおいて、救済制度のパンフレットを配布した。

<制度周知への協力団体>

- a. 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会
- b. 公益社団法人日本医療社会福祉協会
- c. 特定非営利活動法人日本肺癌学会
- d. 国立研究開発法人国立がん研究センター
- e. 日本癌学会
- f. 一般社団法人日本呼吸器学会
- g. 特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会

(3) 「石綿による肺がん」の重点的な周知【再掲】

- (ア) 石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、石綿による肺がん周知のチラシを医療機関等に配布（1,793か所）するとともに、医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。
- (イ) 医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」（医師、看護師等の会員数約70万人）利用者を対象とした「Yahoo! JAPAN データ連携ターゲティング広告により呼吸器内科医に対する周知を行った。
(1/7~2/6 51,467回表示)
- (ウ) インターネット広告を利用し呼吸器内科医、看護師、介護士、ケアマネージャー等に対する周知を行った。(1/7~2/6)
 - ・ ADMATRIX DSP ※

※ DSP (Demand Side Platform)とは、利用者のIPアドレスを判別することで、ターゲットに対しバナー広告を表示させるサービスのこと。

(4, 321, 611 回表示)

・Facebook「マーケットプレイス」

(966, 476 回表示)

(4) 関係機関との連携による医療機関への広報【再掲】

地域の開業医等に対して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、秋田医師会、鹿児島県医師会及び群馬県医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。

また、呼吸器内科医師や産業医等を対象として、独立行政法人労働者健康安全機構が行う石綿関連疾患診断技術研修（開催回数計：43回、受講者総数945名）に、医師・医療機関向けパンフレット等を提供し、救済制度や申請・請求手続の周知を図った。

(5) 申請負担軽減対策

申請者、請求者、医療機関等に対し、電子化した申請（請求）書類の様式を機構ホームページでご案内するなどして、申請に係る負担軽減に努めた。

<環境研究総合推進業務>

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

■中期目標

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。

また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

【難易度：高】

直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。

(3) 研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

■中期計画

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成27年8月20日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果を

あげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。

研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

（平成28年度新規課題：262件、平成27年度新規課題：225件、平成26年度新規課題：282件）
（戦略的研究開発領域を除く）

（2）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び戦略プロジェクトのフィージビリティスタディ、戦略プロジェクト、推進戦略で設定する個別研究課題の領域の各研究部会等を機構において設置する。

機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。

研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値（※）を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

また、各年度において、学識経験者（アドバイザー）及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者が開催するよう支援し、関係者に対する学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。

※ 業務移管前の直近5年間の平均値は50.3%に留まっており、目標達成は容易ではなく、困難度が高い。

（3）研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環

環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、研究成果発表会を開催したり研究成果を広く周知するシンポジウムを開催したりするほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

■平成 30 年度計画

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

研究者への助言・支援の一層の強化を図るため、研究・技術開発の動向や行政の政策ニーズを各研究者への助言や進捗管理を行うプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）の体制の強化を図る。

平成 30 年度は、「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクトⅠ」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」について、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。また、「戦略的研究開発領域分野」において、特に短期間（3年間以内）で重点的に進める中規模のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクトⅡ」という。）を新たに開始する。

平成 31 年度から開始する「戦略プロジェクトⅡ」、「環境問題対応型研究」、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」等の研究及び技術開発について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示するとともに、より行政政策への貢献が期待できる課題など重点的採択分野等を設定して、新規課題の公募を行う。

公募に当たっては、各地の大学等において公募説明会等を開催するとともに、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど、推進費の制度や公募情報の周知の早期化に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

平成 30 年度から開始する新規課題の採択に当たっては、豊富な研究経歴を有するPOによるプレ審査を経て、推進委員会及び研究部会において、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。

研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を次年度の研究計画に反映させるとともに、5段階評価で下位3段階の課題に対しては研究者への助言等の支援を行う。

平成 29 年度に研究が終了した課題（業務移管前に開始した課題）について、機構が設置した研究部会において、事後評価を実施する。

事後評価の参考とするため、研究者から研究成果を報告してもらう研究成果報告会について、

平成 30 年度から従来の 1 日開催から部会毎の開催に変更し、研究成果報告会の充実化を図る。

事後評価においては、上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近 5 年間の実績の平均値を上回り、さらに 60%以上となることを目指す。

また、全ての研究課題について、学識経験者（アドバイザー）及び各研究課題の P O が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザリーボード会合を、原則として年 1 回以上、研究代表者に開催させることとし、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、P O による情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。

（3）研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、研究者が環境省と密に連携するよう、研究途中段階において行うアドバイザリーボード会合に加え、新規課題については、研究開始時に P O 及び行政推薦課題については環境省の政策実務担当者と研究者が情報の共有等を図るキックオフ会合等の打合せ会議の実施を研究者に求める。

また、研究成果を環境政策等へより一層反映させるための取組や産学官の連携による社会実装の推進につながる取組として、公募の方法を含めた検討を行う。

平成 29 年度までに終了した研究課題については、研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表する。また、研究者や行政担当者等、対象を絞った成果の普及・活用促進のため、研究成果発表会を学会と連携するなどして開催する。

研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するとともに、研究費が一定規模以上の研究課題には、「国民との科学・技術対話」を推進するため、中間・事後評価で国民に向けた研究成果の情報発信の実施状況を確認し、研究評価に反映させるなど研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条 1 項 8 号～10 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26 年 度	27 年 度	28年度	29年度	30年度
新規課題 公募にお ける申請 件数	業務移管前の直 近3年間（H26 新規公募～H28 新規公募）と同 水準以上の申請 件数を確保	H25：270件 （H26新規 課題公募） H26：223件 （H27新規 課題公募） H27：251件 （H28新規 課題公募） （平均：248件）	—	—	251件 （H29新規 課題公募）	308件 （H30新規 課題公募）	275件 （R1新規 課題公募） ※基準値と 比較対象の 申請数（戦 略プロジェ クト14件は 除く）
事後評価 における 上位2段階 の割合	事後評価におい て、上位2段階 の評価を獲得し た課題数の割合 が業務移管前の 直近5年間 （H22終了課題 ～H26終了課 題）の実績の平 均値を上回り、 さらに、60%以 上を目指す。	50.3%	—	—	—	60.3% （H28 終了課題） （参考） ※平成28年 度研究管理 業務は環境 省で実施	82.0% （H29 終了課題）

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- 業務移管に伴う業務の実施に必要な規程や体制を整備し、業務移管後における推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施すること。
- 公募の実施に当たって、広く研究者から提案を募り、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することで、研究レベルを確保すること。

■ 評定と根拠

< 自己評定 >

A

< 根拠 >

以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価をAとした。

● 令和元年度新規課題の公募の実施及び申請結果

① 広報の積極的展開、公募説明会の充実

新規課題公募の広報として、パンフレット、チラシ、ポスターの制作・配布に加え、環境新聞への掲載、環境分野の学会へのブース出展など、これまで推進費と関係がなかった研究者へ広く周知するとともに、公募説明会ではPOの協力を得て、研究者の個別質問に対応するなど公募説明会を充実した。

② 申請件数の増加

平成30年度に実施した令和元年度新規課題の公募では、上記のような広報の充実、公募の重点方針の策定、研究費の利便性向上等の取組を行った。平成30年度においてもこれらの様々な取組を行ったところ、結果として、年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間（H26新規公募～H28新規公募）の申請件数の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均248件）を11%上回る増加を達成することができた。

③ 新規課題の重点的・戦略的な採択

令和元年度新規課題の採択においては、予算の増額が認められたことから、革新型研究開発（若手枠）について一定の採択枠を設けて優先するとともに、気候変動影響への適応に関する研究課題、社会実装につながる技術開発研究を重点的に採択するなど、新規課題の採択方針を明確にした上で重点的、戦略的に新規課題を採択することができた。

● 終了研究課題の事後評価結果

プログラム・オフィサー（PO）と直接委託契約することで機構とPOの連携を強化し、研究推進に係る助言やアドバイスなど研究者へのサポートを強化するとともに、研究費執行の利便性の向上等の研究環境の改善など、平成30年度においてもこれらの様々な取組を行ったところ、結果として、平成29年度に終了した50課題の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合を、年度計画に掲げる業務移管前の直近5年間（H22終了課題～H26終了課題）の水準を大幅に上回る82.0%（平成30年度）とすることができた。

● 研究成果の普及及び活用の促進

これまで1日で開催していた終了課題の成果報告会を、研究成果のより一層の活用等に資するため、平成30年度から7日間にわたる部会毎の開催とした。また、一般向けには、化学工学会の協力を得て、シンポジウム形式の発表会を実施するとともに、国内最大級の環境分野のイベントである「エコプロ2018」に新規出展するなど研究成果の普及に努めた。更に、

放送大学と共同で推進費の研究成果を紹介する番組コンテンツを作成した。(放送は平成31年4月)

本項目は、申請件数を確保して研究レベルを維持すること、研究者支援を充実して研究成果を最大化すること、研究成果を広く普及して成果の活用を図ることが求められる重要な業務であるが、新規課題の公募において、中期計画に掲げる基準値を上回る結果を得るとともに、事後評価結果においては、困難度が高いとされた基準値を大きく上回ったことは高く評価できる。また、研究成果についても、新たに環境イベントや放送番組を通じて広く普及することができた。これらを踏まえればAと評価する。

■課題と対応

令和元年度新規課題の公募では中期計画を大幅に上回る多くの申請件数を確保し、一定の研究レベルを確保することができた。今後は環境行政貢献型の競争的資金として、より行政ニーズと合致する研究課題を確保できるよう、応募される研究の質の更なる向上を図る。

また、第5期科学技術基本計画等の国の方針を踏まえ、革新型研究開発(若手枠)について一定の採択枠を設けるなど若手研究者の育成支援に努める。

■主要な業務実績

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

(1) 推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制の強化

研究者への助言・支援の一層の強化を図るため、研究・技術開発の動向や行政の政策ニーズに関する各研究者への助言や研究・技術開発の進捗管理を行う、豊富な研究経歴を有する8名のPOの業務について、機構がPO個人と直接委託業務契約を締結し、基本的な執務の場所を東京事務所に設けるなど職務環境を整備することにより、機構とPOの連携を強化した。

また、環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び研究部会等の運営業務や評価結果集計業務等の事務局業務についても、平成30年度から機構が直接行うこととし、業務運営を円滑かつ効果的に実施した。

(2) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

平成30年度の実施課題としては、「戦略プロジェクトⅠ」及び「環境問題対応型研究領域等分野」に加え、平成30年度から新たに立ち上げた「戦略プロジェクトⅡ」を合わせて134課題を採択し、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施した。

表1 平成30年度環境研究総合推進費 実施課題数

公募区分		新規	継続	合計
委託費	①環境問題対応型研究	25	71	96
	②革新型研究開発	10	9	19
	③戦略的研究開発Ⅰ	1	5	6
	④課題調査型（戦略FS）	—	—	—
	⑤戦略的研究開発Ⅱ	3	—	3
小計		39	85	124
補助金	⑥次世代事業	—	2	2
	⑦循環型研究事業	—	8	8
	小計	0	10	10
合計（委託費＋補助金）		39	95	134

(3) 令和元年度新規課題の公募の実施

①令和元年度新規課題の公募の実施に当たっての見直し

平成30年度に実施した令和元年度新規課題の公募に当たっては、研究の効果的な推進を図るため、研究体制の要件の見直しや重点的公募課題等の公募方針を策定した（表2）。

また、研究者にとってより使いやすい制度となるよう、平成29年度に引き続き、手続や研究費使用ルール等の見直しを行った（表3）。

表2 令和元年度新規課題公募における方針及び見直し内容

ア.	若手枠に一定の予算枠を設け、重点的に採択（平成30年度から継続）
イ.	重点的に公募する分野（特に提案を求める研究開発テーマ）の設定 ①平成30年4月に閣議決定された第5次環境基本計画に位置付けられた6つの重点戦略に貢献する研究課題 ②平成30年6月に公布された気候変動適応法を踏まえた、気候変動への適応に関する研究課題 ③大学等における学術研究と民間企業等の実用化研究とを融合させたコンソーシアム型研究に該当するもの、または推進戦略に示す重点課題に該当する技術開発課題
ウ.	次期戦略的研究開発プロジェクトI型の実施に向けて、課題調査型研究（戦略FS研究）を実施
エ.	研究体制の要件の緩和 （1サブテーマに対して複数の研究機関の参画を認める）

表3 令和元年度新規課題の公募における手続、研究費使用ルール等の見直し内容

ア.	研究区分の誤りが生じないように研究区分毎の申請書様式を作成
イ.	昨年度の申請書で誤りが多かった申請書の記載方法の見直し
ウ.	直接経費の区分の見直し（再委託費を外注費に統合）
エ.	昨年度誤りの多かった事項について公募要領に説明を追記及びQ&Aのアップデート

②令和元年度新規課題の公募の実施

ア. 公募の概要

令和元年度新規課題の公募を平成30年9月27日～11月1日までの期間において、府省共通研究開発管理システム「e-Rad」を活用し、5つの公募区分について実施した。

表4 令和元年度新規課題の公募区分

公募区分		年間研究費の支援規模 (間接経費込み)	研究期間
委託費	環境問題対応型研究	4千万円以内	3年以内
	革新型研究開発（若手枠）	6百万円以内	3年以内
	戦略的研究開発（I）	—	—
	課題調査型研究	13百万円以内	2年以内
	戦略的研究開発（II）	1億円以内	3年以内
補助金	次世代事業（補助率1/2）	2億円以内	3年以内

（公募研究領域）

- ① 合領域 ②低炭素領域 ③資源循環領域 ④自然共生領域 ⑤安全確保領域

(資料編 P77_研究1 環境研究総合推進費 平成 31 年度新規課題公募要領 (抜粋版))

イ. 公募に係る広報ツールの作成

公募の広報の実施にあたっては、昨年度に引き続き、広報の早期化を図るため、第 1 回推進委員会(7月12日開催)において令和元年度新規課題の公募の基本方針が決定した直後の7月末から公募の概要に係る広報を開始し、行政ニーズなど公募内容の詳細は申請受付開始直前の9月末から開始するなど2回に分けて実施した。

広報ツールとしては、推進費の啓発ツールとして推進費の概要を取りまとめたパンフレットを改訂するとともに、公募のポスター及びチラシを製作した。これらの広報ツールは21の研究者コミュニティや科学研究費補助金を利用している51の大学、研究機関等へ配布するとともに、環境省の協力の下、67の地方環境研究所にも配布するなど広く周知した(9月)。

<環境研究総合推進費パンフレット>



<公募ポスター>



<公募チラシ>



ウ. 公募説明会

研究者に対して、令和元年度新規課題の公募の内容を具体的に説明する公募説明会を

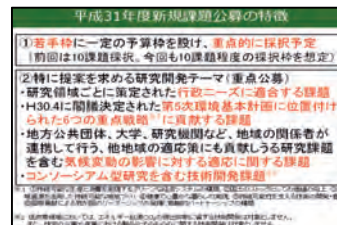
大学、研究機関において開催した。平成 30 年度は前年度に引き続いて全国 8 箇所で開催したほか、大学側から開催要望のあった 1 箇所を加え、計 9 箇所で開催した。説明会では、公募要領や行政ニーズを取りまとめた冊子を配布するとともに、若手枠の設定や研究体制の要件の緩和など、令和元年度公募方針をアピールした。平成 30 年度は全ての会場で P O の参加・協力を得て、研究者からの専門的な内容に関する質問、相談にも個別に対応できるようにした。

表 5 令和元年度新規課題の公募説明会開催実績

	実施会場	実施日	参加者数
1	早稲田大学	平成 30 年 9 月 20 日 (木)	34
2	国立環境研究所	平成 30 年 9 月 21 日 (金)	50
3	名古屋大学	平成 30 年 10 月 1 日 (月)	16
4	熊本大学	平成 30 年 10 月 1 日 (月)	17
5	岡山大学	平成 30 年 10 月 2 日 (火)	9
6	関西大学	平成 30 年 10 月 3 日 (水)	20
7	九州大学	平成 30 年 10 月 4 日 (木)	28
8	北海道大学	平成 30 年 10 月 10 日 (水)	17
9	東北大学	平成 30 年 10 月 11 日 (木)	14
合計			205



公募説明会（関西地区会場：関西大学）

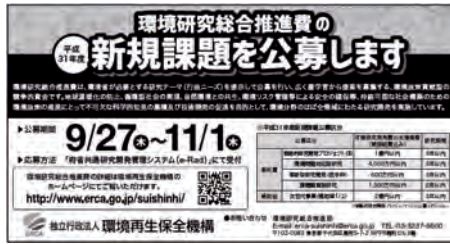


公募説明会における説明ツール

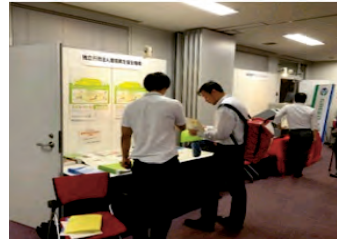
エ. 企業や学会への広報

企業や学会への広報アプローチとして、平成 30 年度は研究者が一堂に会する学会（大気環境学会、水環境学会、海洋学会、土壌肥料学会）にブース出展し、パンフレット等の配布やランチョンセミナーで推進費を紹介したりするなど、推進費の研究実績がある研究者だけでなく、応募実績のない新規の研究者まで幅広い層に周知を図った。

また、新たに専門紙広告による広報展開として、企業、学会関係者の読者が多い環境新聞に広告を掲載した。



環境新聞への広告掲載



大気環境学会ブース展示

③令和元年度新規課題の公募に係る申請結果

平成 30 年度 9 月 27 日から 11 月 1 日まで、令和元年度新規課題の公募をした結果、取下げ等の誤った申請を除いた件数において比較すると、289 件（戦略プロジェクト 14 件＋環境問題対応型研究領域等分野 275 件）の申請があり、年度計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間（H26 新規課題公募～H28 新規課題公募）の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均 248 件）を約 11%上回る増加となった。

公募区分としては、平成 29 年度に引き続き、重点的採択枠を設けたことから、革新型研究開発（若手枠）が平成 29 年度の申請件数は下回ったものの、平成 28 年度より多くの申請があった。

また、研究領域としては、統合領域の研究課題が最も多くの申請があった。

表 6 公募区分別の申請件数

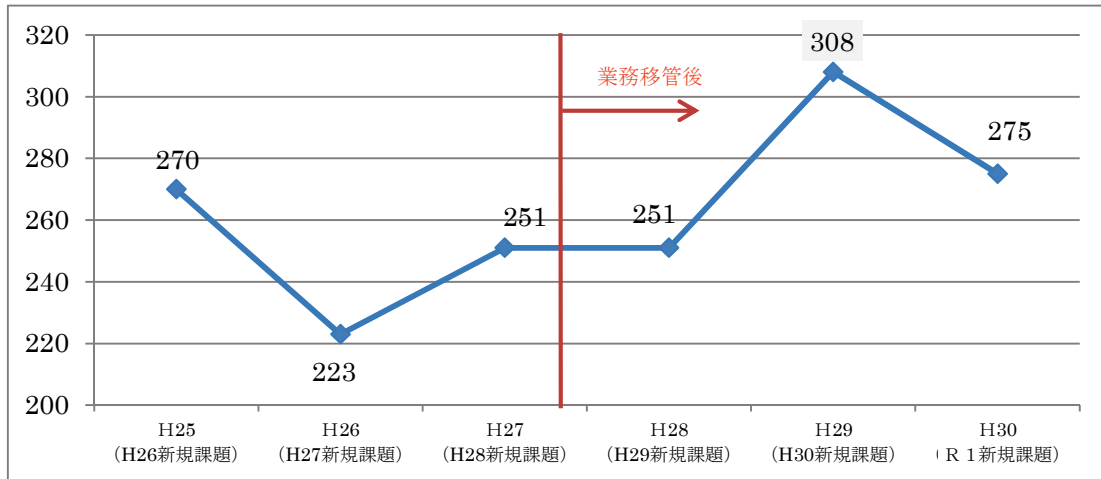
	①環境問題 対応型研究	②革新型研 究開発 (若手枠)	③次世代 事業	④課題 調査型	⑤戦略プロ ジェクト I	⑥戦略プロ ジェクト II	合計
R1	235	35	2	3	—	14	289
H30	260	47	1	—	17	27	352
H29	215	29	5	2	—	—	251

表 7 領域別の申請件数

	①統合	②低炭素	③資源循環	④自然共生	⑤安全確保	合計
R1	60	46	58 【2】	52	59	275
H30	53	57	73 【1】	57	68	308
H29	37	37	79 【5】	41	57	251

※【 】は次世代事業

(図1) 過去の申請件数



(4) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

①令和元年度新規課題の審査

ア. 採択審査の方法

平成30年度に実施した令和元年度新規課題の公募の審査に当たっては、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から行う審査に加え、業務移管に伴い導入した行政への貢献が期待される課題についての加点方法を取り入れた。また、研究費の妥当性の審査において、研究の意義や研究計画の妥当性の評価とは別に、経費の内訳の積算が妥当かどうか精査する査定評価について一部見直しを行った。

イ. プレ審査

令和元年度新規課題の公募において申請のあった289件について、POにおいて、資格、要件等をチェックするプレ審査を実施した。またプレ審査では、次工程の第1次審査を効率的に実施するため、研究期間の妥当性、行政ニーズの適否等についてPOによる参考コメントを付すなどの方法で行った。

なお、令和元年度新規課題の公募では、プレ審査結果の確認会議の運用方法を見直し、審査結果に行政ニーズが的確に反映されるよう、プレ審査結果について環境省が確認する期間をより長く確保した。

ウ. 第一次審査

プレ審査を通過した289課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査(書面審査)を実施し、戦略プロジェクト2課題、環境問題対応型・革新型(若手枠)、課題調査型研究100課題を選定した。今回、この第一次審査において、研究成果が環境行政に資するよう、行政ニーズにより貢献する研究課題を加点するとともに、平成30年度は特に提案を求める研究開発テーマに掲げたテーマのうち、コンソーシアム型研究に該当するもの、または推進戦略に示す重点課題に該当し、環境政策への貢献が期待される技術開発課題についても加点対象とした。

また、気候変動への適応に関する課題は重点的に採択されるように低炭素領域の第一次

審査通過率を高く設定した。また、革新型（若手枠）についても、一定の採択数を確保するため、一定水準以上の課題については通過させた。

エ. 第二次審査

第一次審査を通過した課題を対象に、研究部会の委員及び環境省職員による第二次審査（ヒアリング審査）を実施した。第二次審査では、採択課題でも研究費が過大、不要と思われるものは厳しく査定した。

オ. 採択課題の決定

戦略プロジェクトについて、研究のレベルが採択の水準に達しているかどうかを評価した。その結果、戦略プロジェクト（Ⅱ）2件（14課題で構成）を採択した。環境問題対応型は、第二次審査結果の評価の高い順に、評価委員による査定後の研究費をもとに44課題の新規課題を採択した。革新型（若手枠）は一定の予算枠の範囲において、第二次審査結果の評価の高い順に、評価委員による査定後の研究費をもとに15課題を新規採択した。

今回の採択では、平成29年度に引き続き革新型（若手枠）について、別枠の予算を設け重点的に採択した。なお、革新型（若手枠）の採択率の大幅な増加を受け、研究の質を確保するため、革新型（若手枠）の研究者に対しては、令和元年度において、よりよい研究成果が得られるよう研究マネジメント講習会を実施するとともに、進捗管理の助言等によるマネジメント支援を充実させる予定である。

（資料編 P83_研究2 環境研究総合推進費 平成31年度新規採択課題）

表8 公募区分別の採択件数

公募区分		応募課題数	採択課題数
推進費 〔委託費〕	(1) 環境問題対応型研究	235 課題	43 課題
	(2) 革新型研究開発（若手枠）	35 課題	15 課題
	(3) 課題調査型研究	3 課題	1 課題
	(4) 戦略的研究開発（Ⅱ）	2 プロジェクト （14 課題）	2 プロジェクト （14 課題）
推進費 〔補助金〕	(5) 次世代事業（補助率 1/2）	2 課題	0 課題

表 9 領域別の採択件数及び採択率

	統合	低炭素	資源循環	自然共生	安全確保	合計
採択課題	13	13	10	9	14	59
採択率	21.7%	28.3%	17.2%	17.3%	23.7%	21.5%

表 10 新規課題の採択率 ※採択率：新規採択件数/新規申請件数

	H28	H29	H30	R1
採択率	17.1%	21.9%	11.4%	21.5%
うち、環境問題対応型 次世代事業	17.0%	22.2%	9.6%	18.3%
うち、革新型（若手枠）	18.1%	20.0%	21.3%	42.9%

②平成 30 年度が中間年度にあたる実施課題の評価（中間評価）

平成 30 年度実施課題のうち、中間年度にあたる 58 課題についてヒアリングによる中間評価を行った。全ての課題が S⁻～B 評価となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、89.6%（52/58 課題）であった（前年度は 91.9%）。

また、5 段階で下位 3 段階以下となる B 評価以下の課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、PO の助言、指導の下、研究成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求めるなど、中間評価の結果をその後の研究に確実に反映させる措置を講じた。

表 11 平成 30 年度中間評価結果の評点分布

評価結果	S-15	S-16	統合	低炭素	資源循環	自然共生	安全確保	合計
S ⁻			1					1
A ⁺				3		1	3	7
A	3	3	1	9	9	4	8	37
A ⁻	2	1		1		2	1	7
B ⁺					2	1	1	4
B		1	1					2
合計	5	5	3	13	11	8	13	58

※S-15、S-16 は戦略的研究開発プロジェクト（I）研究

③平成 29 年度終了課題の評価（平成 30 年度事後評価）

平成 29 年度に終了した 50 課題について書面による事後評価を行った。機構への業務移管に伴い、研究推進に係る助言やアドバイスなど研究者へのサポートを強化するとともに、研究費執行の利便性の向上等の研究環境の改善など様々な取組を行ったところ、結果として、全ての課題が A⁺～B となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、82.0%（41/50 課題）となり、年度計画に掲げる業務移管前の直近 5 年間（H22 終了課題～H26 終了課題）の実績の平均値 50.3%を大幅に上回った。

表 12 平成 29 年度終了課題（平成 30 年度事後評価結果）の評点分布

評価結果	統合	低炭素	資源循環	自然共生	安全確保	合計
A ⁺		2	5	3	2	12
A	1	1	3	1	2	8
A ⁻	3	3	5	3	7	21
B ⁺		1	3	1	2	7
B		1	1			2
合計	4	8	17	8	13	50

④研究の進捗管理(キックオフ会合及びアドバイザリーボード会合の開催)

平成 30 年度に実施している全ての研究課題について、学識経験者（アドバイザー）及び各研究課題の P O が出席して、研究及び技術開発の進め方等について助言を行うアドバイザリーボード会合を、原則として年 1 回以上、研究代表者に開催させた。アドバイザリーボード会合では、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、P O による情報共有、研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行った。また、機構職員もほぼ全ての研究課題に出席し、研究の進捗や今後の計画スケジュール等の確認を行った。

（5）研究成果の普及及び活用の促進

①終了成果課題の成果の公表及び研究成果報告会の開催

平成 29 年度終了課題について、研究成果報告書を機構ホームページに掲載し、研究成果の普及に努めた。平成 30 年度終了課題については、これまで全課題を 1 日で開催していた研究成果報告会を平成 30 年度から研究成果のより一層の活用等に資するため、部会毎の開催に変更し、3 月に研究成果報告会を 7 回（戦略課題 2 専門部会、各領域の 5 部会）開催し、研究者が研究成果の発表を行った。また報告会における評価委員のコメントを事後評価に活用できるようにした。

②一般向けのシンポジウム及び環境イベント（新規）の開催

これまで一般向けに実施していた研究成果発表会について、研究成果の情報発信を強化するとともに、推進費制度を幅広く研究者に周知し、将来的な応募件数の増加にもつながるよう、平成 30 年度は 3 月に化学工学会年会の協力を得て、推進費で実施中の又は実施した資

源循環領域や安全確保領域を中心に、化学工学に関する研究課題を対象にシンポジウム形式の発表会を行った。

また、平成 30 年度は推進費の研究成果について自治体や企業を含む一般の国民を対象に広く情報発信することを目的として、国内最大級の環境分野に関するイベントである「エコプロ 2018」へ出展し、廃プラスチックの循環の評価に関する研究課題等社会的に関心が高そうな3課題についてサイエンスカフェを開催するとともに 16 課題のパネル展示を行った(12月6日～8日開催)。 ※地球環境基金部と合同ブースで出展



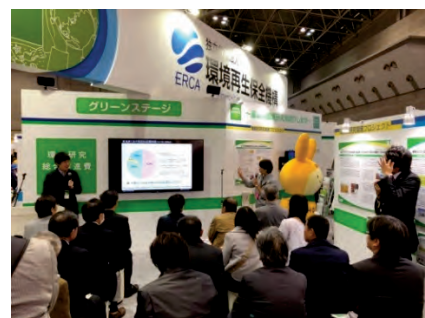
研究成果発表会チラシ



研究成果発表会 (化学工学会会場)



「エコプロ 2018」チラシ



「エコプロ 2018」ブース出展

③放送大学 BS 放送コンテンツの共同制作及び情報発信 (新規)

推進費の研究成果を広く普及することを目的として、初めての取組として、放送大学と共同で推進費の研究成果を紹介する番組コンテンツを作成した。今回は平成 29 年度に若手枠で採択されたSDGsを地域に実装させるための研究(研究課題名:ポスト 2015 年開発アジェンダの地域実装に関する研究、研究代表者:法政大学・川久保准教授)の成果をPRするコンテンツを作成した。

本コンテンツは放送大学 BS231 チャンネルで平成 31 年 4 月に放送するとともに、機構ホームページでも情報発信する予定である。

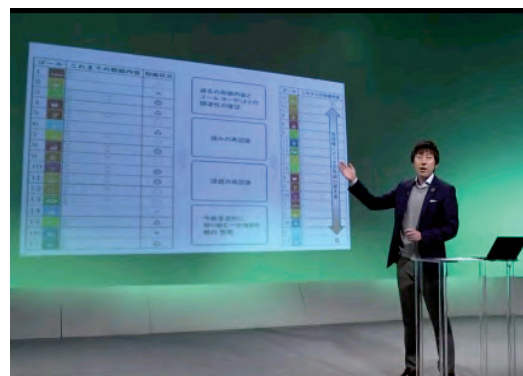
タイトル:「環境研究の最新の成果 ～SDGsの地域実装に関する研究～」

放送日 :平成 31 年 4 月 28 日(日) 21 時～21 時 45 分

令和元年 5 月 12 日(日) 21 時～21 時 45 分



福井前理事長による推進費の概要紹介



川久保准教授による研究成果の紹介

2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

■中期目標

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。

【重要度：高】

推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。

(3) 研究費の適正な執行等

弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底や啓発を図る。

■中期計画

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性を向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。

なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち60%以上の者から上位2段階までの評価を得る。

※ 推進戦略では、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、POを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。

また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。

(3) 研究費の適正な執行等

新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム（e-R a d）の研究者情報を確認し、研究費の不合理な重複や過度な集中を排除する。

また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。

さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。

■平成 30 年度計画

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

平成 30 年度から新規に実施する研究課題についても、複数年度契約を締結（補助金を除く。）し、研究機関の請求に基づく概算払、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など研究費の新たな使用ルールを適用する。

なお、研究者等に対して、平成 29 年度から適用した研究費の使用ルールの見直しに係る研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、また機構の担当者の実施能力を向上させること等により、機構の担当者や P O がアドバイザーボード会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行うとともに、平成 29 年度までは外部機関に委託していた P O 業務について、機構と P O の直接契約に切り替え、機構と P O の連携強化を図ることで、研究者への支援を一層充実させる。

また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるため、中間評価において 5 段階評価で下位 3 段階の課題に対しては、機構と P O が連携し、研究計画の見直しや研究者への助言等の支援を行うなど、フォローアップを実施する。

研究者と機構・P O の間での各種報告書、研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを構築する。また、学術論文の概要やジャーナルを幅広く収録した論文検索システムを導入し、最新の学術情報の把握・分析を可能とすることにより、P O の研究者支援の強化に繋げる。

更には、海外を含めた環境研究動向調査を実施し、その中で国内外の研究支援活動の状況を把握することにより、次期中期計画における推進費の運営、職員の人材育成等の参考とする。

(3) 研究費の適正な執行等

平成 31 年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e-R a d）を活用し、研究費の不合理な重複や過度な集中がないか確認する。

また、平成 30 年度新規課題の研究者については、機構が指定する研究公正に関する教育の履

行を義務付ける。

近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制や会計帳簿その他の関係書類の確認を行う中間検査を継続して実施するとともに、平成 29 年度に終了した課題について確定検査を実施する。

研究費の使用ルールの周知のための会計説明会を、研究情報管理基盤システムの導入に合わせたシステム利用説明会と同時に開催し、研究者及び事務担当者に研究費の適正な執行を徹底する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条 1 項 8 号～10 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
研究費使用 における研 究者の利便 性の向上	研究者に対して、研究費の 利便性の向上に関するアン ケート調査を実施し、有効回 答者のうち 60%以上の者か ら上位 2 段階までの評価を 得る。	同左	—	—	—	—	85%

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- 業務移管に伴い、予算の弾力的な執行による利便性の向上等を図ることで、効率的、効果的に研究が実施されているか。

■評定と根拠

<自己評定>

A

<根拠>

- 研究費の利便性の向上

推進費の業務移管後において、競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うこと

で、研究資金の使い勝手の向上を図るとともに、研究者が的確に研究費を活用できるよう手続の簡素化、合理化を図り、業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結するなど制度改革及び運用改善を推進した。これらにより、研究者の事務的負担が軽減され研究に専念できる環境が整備され、平成 30 年度に研究者等に対して実施した研究費の利便性の向上に関するアンケート調査の結果、有効回答者のうち 85%から上位 2 段階の評価を得て目標を達成した。

●研究情報管理基盤システムの整備

平成 29 年度において研究管理体制の強化を図るため、研究情報管理基盤システムを構築したが、平成 30 年度においては、研究者と機構・POの間での情報共有機能に加えて、POが最新の学術情報を把握・分析して、研究者への支援に活用するために、学術論文の概要やジャーナルを幅広く収録した論文を検索、分析する機能を追加し、また業務移管前を含めた過去の研究情報等をデータベース化した。これらにより、効率的、効果的な研究の推進と研究成果の最大化に寄与する環境整備を行った。

●海外動向調査の実施

研究費の配分機関としての新たな取組として、環境分野の競争的資金における研究支援等に関する海外動向調査を実施し、国際的な環境研究に対する研究支援の動向や潮流を把握するとともに、今後の推進費事業の新規プログラム企画、研究成果の環境政策へのフィードバック、研究事業の評価・モニタリング方法等研究支援施策の検討に資する調査を行った。これによりドイツ、フランスの配分機関及び研究機関と意見交換を行うとともに、多くの知見を得た。

以上のとおり、平成 30 年度においても、業務移管前には実施されていなかった、あるいは想定されていなかった新たな取組を数多く実施することにより、業務移管前に比べて研究者にとっての利便性の向上を実現し、研究成果の最大化に向けた仕組みを構築することができた。また、平成 30 年度に実施した研究費の利便性の向上等に関するアンケート調査結果において、重要度が高いとされた基準値の 60%を大きく上回ったことは高く評価できる。これらを踏まえれば A と評価する。

■課題と対応

研究費の利便性の向上により、研究者の事務的な負担が軽減され、研究に専念できる環境が整備されたが、予算執行の裁量が増えたことにより、今後、研究費の不適正な執行や研究管理上の問題等が懸念される。

このため、会計説明会の実施や研究公正の専門家による講演を開催するなど研究費の使用ルールや研究公正の重要性について周知徹底を図るとともに、研究機関が執行した研究費の妥当性等を確認する実地検査を実施し、必要に応じて事務指導を行う。また、研究が計画的かつ効率的に推進できるよう、担当POをはじめ機構職員、環境省担当課室が研究者への助言、アドバイスを行う機会を確保する。さらに、効率的、効果的な研究の推進と研究成果の最大化に向けて、研究情報管理基盤システムの更なる活用や、平成 30 年度に実施した海外動向調査の結果の活用等について検討していく。

■ 主要な業務実績

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

① 研究費の新たな使用ルールの導入

研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用により、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、年度を跨ぐ契約を要する調達等を可能とするなど、利便性の向上、事業の効率的、効果的な実施に貢献した。

なお、平成 30 年 8 月には、平成 29 年度継続課題及び平成 30 年度新規課題の研究者・事務担当者に対して、研究費の利便性の向上等に関するアンケート調査を実施し、業務移管前と比較した推進費の利便性の向上について、有効回答者のうち 85%から 5 段階のうちの上位 2 段階までの評価を得ることができた。

特に、物品の購入が以前より容易になった、年度当初（4 月 1 日）から執行できるようになった、研究開始後早期に研究費の配分がある、事務手続や提出書類が簡素化された、流用制限が緩和されたといった点が高く評価された。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

① 行政ニーズの周知徹底

新規課題の研究開始に当たっては、原則、全ての課題に対して、研究者、担当 PO、行政推薦課題については環境省担当課室によるキックオフ会合を開催した。キックオフ会合では、PO が研究の進め方等について確認するとともに、行政推薦課題については、環境省担当課室が研究者に政策の検討状況の情報提供や行政ニーズを共有するなど、行政のニーズを周知徹底し、成果の最大化が図れるよう努めた。

② 評価結果を踏まえた研究者への助言等の支援

平成 30 年度実施課題のうち、中間年度に当たる課題の中間評価において、5 段階評価（S～D）下位 3 番目（B）以下の評価（B 評価）を受けた課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、PO の助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。

③ アドバイザリーボード会合への機構職員の参加

平成 30 年度実施課題において開催されたアドバイザリーボード会合に、PO（全ての課題）及び機構職員（ほぼ全ての課題）が出席し、研究の進捗状況や評価結果の反映状況を確認するとともに、推進費で実施している同様の研究の情報提供、研究費の執行のアドバイス、今後のスケジュールの周知など、研究を計画的、効率的に推進できるよう、研究者への助言、アドバイスをを行った。

④ 研究情報管理基盤システムの構築

研究者と機構・PO の間での各種報告書、研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを構築し、平成 30 年 5 月から一部

機能の運用を開始した。また、学術論文の概要やジャーナルを幅広く収録した論文検索システムを導入し、最新の学術情報の把握・分析を可能としたり、業務移管前を含めた過去の研究情報等をデータベース化したりすることにより、POの研究者支援の強化に繋がった。

⑤環境分野の競争的資金における研究支援等に関する海外動向調査（新規）

国際的な環境研究に対する研究支援の動向や潮流を把握するとともに、今後の推進費事業の新規プログラム企画や研究成果の環境政策へのフィードバック、研究事業の評価・モニタリング方法等研究支援施策の検討に資することを目的として、海外での環境分野における政府機関及び研究開発機関による研究支援策の状況に関する文献調査及び実地調査を実施した。（海外調査機関：ドイツ5機関、フランス4機関）

また、推進部から3名が実地調査に同行し、ドイツ、フランスの配分機関及び研究機関の担当者と意見交換するとともに、先進的な研究実施体制と運用フロー、研究公正・研究費の適正な執行方法等に関し多くの知見を得た。これらは次年度以降の推進費業務に活用しさらなる改善を図っていく予定である。

⑥推進費の今後の展開に向けたワークショップの開催（新規）

国の環境政策や科学技術政策の推進に当たり、推進費が果たすべき役割を整理しつつ、推進費の現状の課題と今後の展開について外部有識者（日本学術振興会（科研費PO）、科学技術振興機構（GRDS環境・エネルギーユニットフェロー等））や研究者（内閣府プロジェクト研究、推進費戦略研究プロジェクト、次世代事業（民間企業）等）などのステークホルダーの意見等を聴取し、今後の新規課題の公募方針の作成や制度運用の参考とすることを目的として、2月にワークショップを開催した。

ワークショップにおいては、研究費の目的に即した評価方法の一層の充実、国際的な研究の推進、若手枠の効果的な活用と若手研究者の育成支援等、推進費の研究成果の最大化、社会実装の強化に向けた様々な有益な提言がなされた。これらは次年度以降の公募方針の作成等に活用しさらなる改善を図っていく予定である。

（3）研究費の適正な執行等

弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除した。

また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正行為を防止するため、以下の対応を行った。

- ・研究費の取扱や研究公正に関する説明会を実施し、推進費の使用ルールの周知徹底や啓発を行った。（4月27日開催、参加数277名）
- ・平成29年度に終了した研究課題を対象に、研究機関が執行した予算の妥当性等を確認するための確定実地検査を、平成30年度に新たに実施した。（平成30年度23課題）
- ・研究機関における研究費の管理・執行体制及び、研究公正に関する取組について各研究実施場所にて状況の確認を行う中間実地検査を、平成29年度に引き続き実施した。（平成30年度37課題）

- ・研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応するフローを整備する等、体制を強化した。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

■中期目標

(1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。

また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務実施体制を整備する。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

■中期計画

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速

かつ適切に対応し得る組織を構築するため、効率的な業務実施体制及び適正な人員配置の見直しの検討を適宜行う。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。

また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

■平成 30 年度計画

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに、環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、内部統制システム整備計画を踏まえた効率的な組織のあり方、人員配置等の業務運営体制等について、前年度の検討及び実施状況を踏まえ、更なる

具現化を図る。

また、政府が進める「働き方改革」等を踏まえ、引き続き勤務時間や労務の適正管理を確実に行うとともに、女性活躍推進等の取組を進め、職員一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる、働きやすい職場の実現に努力する。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

管理業務について、引き続き見直しを進め、アウトソーシングやシステム化等を推進し、一層の効率化を図る。

また、引き続き、総括課業務の見直し、チーム制の定着等に取り組み、組織・要員体制の見直しを行う。

さらに、女性活躍推進等の「働き方改革」を進める基盤となるインフラの整備を進める。

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統制システム整備計画（平成 30 年度）の策定、モニタリング体制の整備、理事長による職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。

また、全役職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。

内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認するとともに、内部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部統制等監視委員会において確認し、監事による内部統制の評価を受ける。

② コンプライアンスの推進

役職員が法令等を遵守し、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備するため、リスク管理に関する全体方針、リスクが顕在化した際に特に影響の大きいリスクごとの個別方針等に基づき、平成 29 年度から導入した日常的モニタリング制度の運用状況等を確認し、適宜見直しを行うこと等により、リスク管理の徹底を図る。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備するために策定している業務実施継続計画をより実効性のあるものに随時見直し、基幹情報システム等の災害対策を推進するとともに、当該計画を用いた実践的な訓練を実施することで、緊急時に対する役職員の意識啓発を図る。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議

決定)」等の政府の方針を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構情報セキュリティポリシー
規程に基づいて策定した情報セキュリティ対策基準等に従い、サイバー攻撃等のリスクに対応
した施策の継続した実施とその有効性の確認を情報セキュリティ委員会において行うととも
に、継続的な研修・実践的な訓練等を通じた役職員の意識の向上を図り、適切な情報セキュリ
ティレベルを確保するための取組を推進する。

また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に
関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関す
る法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を
図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 業務実施体制の見直しの検討については、チーム制の本格導入等により、引き続き管理業務の効率化、組織・要員体制の見直しに取り組んだ。
- 内部統制の推進については、各部の内部統制上の課題に対応するため、「平成 30 年度内部統制システム整備計画」を策定し、その進捗状況を随時確認するとともに、内部統制等監視委員会において外部有識者による検証を受けるなど、引き続き適正な運用を行った。

また、内部統制研修は「危機管理広報」をテーマとして、危機事案発生時においても職員一人ひとりが当機構の広報パーソンであることの自覚を促した。

さらに、経営（役員）と現場で働く職員とが直接対話する機会を設けるなど、課題の把握・解決に向けた取組を継続した。

- コンプライアンスについては、チェックシートによる自己点検や研修の実施など、職員への徹底のための取組を継続した。
- リスク管理についても、リスク管理方針の見直し等に取り組み、日常的モニタリング制度の点検手順や事務事故発生時の報告体制を明確化するなど、その徹底を図った。また、危機事案発生を想定した情報発信のための取組（メディアトレーニング）を継続した。

- 情報セキュリティ対策等の推進については、政府の方針を踏まえ、「平成 30 年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき各種取組を展開するとともに、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正を踏まえた内部規程等の改正を行うなど、引き続き機構全体の情報セキュリティ高度化を図った。

■課題と対応

平成 30 年度までの取組状況を踏まえ、引き続き、業務実施体制の見直し、内部統制の推進等に取り組む。

■主要な業務実績

(1) 業務実施体制の見直しの検討

① 組織・要員体制の見直し

- ・チーム制の本格導入

平成 29 年度の準備・習熟期間を踏まえ、チーム制の運用等に関する細則を制定し本格運用を開始した（6 月）。

② 業務の集約化及び効率化

- ・退職手当管理ツールの導入

役職員に係る退職手当の管理に当たり、業務の正確性の担保及び効率化を図るために新たに管理ツールを導入し、システム化を行った（3 月）。

③ 研修体系及び人事評価制度の着実な運用・定着

ア 研修については、平成 28 年度に策定した 3 か年計画の最終年であることを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、引き続き各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、研修計画に基づく各種研修を着実に実施した。

イ 人事評価制度に関しては、平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度を 2 年間運用した中で把握した課題を改善するため、中間評価の一部廃止や評価シートの見直し等による運用の合理化を図るとともに、人事評価規程、マニュアル等の改正を行った（7 月）。

（本編 VIII-2 職員の人事に関する計画 ■主要な業務実績（1）及び（2）参照）

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

ア 内部統制システム整備計画の策定等

（ア）平成 30 年度内部統制システム整備計画の策定等

各部の内部統制上の課題を整理し、これらに対応するため、内部統制推進委員会における検討を経て、平成 30 年度内部統制システム整備計画を策定した（4 月）。

また、同整備計画の一環として、平成 29 年度に引き続き、業務フローの作成及び日常的モニタリング制度※の構築等を進めることとした（4 月）。

※ 重要リスク（業務遂行上、機構のミッション達成の大きな障害となり得る内外の要因について、識別、分析及び評価を行ったもの。）のうち、リスクの特に大きな業務の遂行に当たって、そのリスクを顕在化させないために点検を行うもの。

(イ) 内部統制推進委員会の開催

内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、平成 30 年度内部統制システム整備計画の進捗状況を定期的に確認することで内部統制の推進を図った（4 月、7 月、10 月、1 月）。

（資料編 P86_共通 1 内部統制の推進に関する組織体制（H27.9～））

(ウ) 内部統制研修の実施

役職員一人ひとりの危機事案発生時の広報対応における意識向上を図ることを目的として、全役職員を対象として「危機管理広報における基礎知識とメディア対応の重要性」をテーマとして内部統制研修を実施した（10 月）。

イ 経営と現場の意見交換等

次のとおり、平成 29 年度に引き続き、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、課題の把握及び解決に向けた取組を行った。

(ア) 職員と理事長との意見交換会の実施

平成 30 年度は、メンター制度の導入初年度に当たり、改善点を把握するために年度末に制度の振り返りを行い、メンターとの間で意見交換を行った（3 月）。

(イ) 内部統制面談の実施

平成 30 年度は、第 3 期中期目標期間最終年度であることも踏まえ、当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を改めて把握するため、内部統制担当理事と全課長及び全主幹（監査室を除く。）計 20 名との個別面談（1 人当たり 40 分程度）を実施した（11 月～12 月）。併せて、直接申請者と対応する石綿健康被害救済部の職員等 7 名とも 2 グループに分けて各 1 時間程度の面談を行い、状況を確認した。

ウ 第三者意見による改善等

(ア) 内部統制等監視委員会による検証

内部統制等監視委員会を開催し、平成 29 年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた（4 月）。検証結果を踏まえ、リスク管理に関する全体方針について見直しを行った。（③ア参照）

(イ) 監事による確認

平成 29 年度の内部統制推進状況について、監事監査において確認を受けた（6 月）。

② コンプライアンスの推進

ア コンプライアンスの実施状況の点検

職員を対象として、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検を行うことで、日常の業務運営が法令に沿って行われていることを確認した（10 月）。

イ コンプライアンス研修の実施等

全役職員を対象として、コンプライアンス研修を実施した（10月）。本年度からは、集合研修の効率化及び充実化を図るためにEラーニングによる事前学習（「企業倫理・コンプライアンス基本コース」）を必須とした上で、集合研修では特に「職員の秘密保持義務」をテーマとして説明を行い、コンプライアンス意識の向上を図った。

③ リスク管理のための体制整備

ア リスク管理に関する全体方針の見直し

内部統制等監視委員会の検証結果も踏まえ、リスク対応をより確実なものとするため、平成28年度に作成した「環境再生保全機構リスク管理方針」の内容の拡充を行った（10月）。具体的には、日常的モニタリング制度の各実施項目の点検手順を明確化するとともに、不正行為や事務・事故等の環境省への報告実施について明記した。

イ 重要リスク一覧の更新

平成29年度までに機構全体で把握した81項目の重要リスクについて、業務実施方法の変更等を踏まえて見直しを行い、74項目に整理した（3月）。

ウ 日常的モニタリング制度の運用状況等の確認

平成30年度に追加した4件を含めた日常的モニタリング制度の実施項目について、一部改正後の「環境再生保全機構リスク管理方針」に基づく運用状況の確認を行った（1月）。

エ リスク管理委員会の開催

リスク管理委員会を半期毎に開催し、発生した事務事故等の対応について定期的に確認することで、機構内及び環境省等への速やかな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生防止に努めた（10月、3月）。

オ メディア対応トレーニングの実施

危機事案が発生した場合においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、危機管理広報の運用体制整備の一環として、模擬記者会見実施による実践的なトレーニングを実施した（2月）。

また、役職員一人ひとりの危機事案発生時の広報対応における意識向上を図ることを目的として、全役職員を対象に「危機管理広報における基礎知識とメディア対応の重要性」をテーマとする内部統制研修を実施した（10月、前出①ア（ウ））。

カ 「ERCA業務継続計画（BCP）」に基づく訓練の実施

（ア）実践的な訓練の実施

平成29年度に引き続き、「ERCA業務継続計画（BCP）」に基づく非常時優先業務の実施訓練を行った（2月）。また、全役職員を対象に、外部委託業者のシステムの操作方法を習熟し、災害時における速やかな安否状況の報告を行えるようになる

ことを目的として、職員安否確認訓練を複数回にわたり繰り返し実施した（8月、12月、3月）。

(イ) ERCA自衛消防隊の初期行動等の見直し

被災時に機構入居区画における初期消火活動や避難行動を自衛消防隊の各班が自律的に行うため、自衛消防隊員間の連絡手段や初期行動等の見直しを図り、本部入居ビルが主催する防災訓練において実践した（5月、11月）。また、東京事務所入居ビルが主催する防災訓練においても、平成29年10月の防災訓練以降に東京事務所に勤務することとなった職員を中心に避難経路を実際に確認する等の訓練を行った（10月）。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等

「平成30年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定（5月）し、次のとおり各種取組を推進した。

(ア) 情報セキュリティ委員会の開催

情報セキュリティ委員会を計4回開催し（5月、9月、12月、3月）、「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」改正案及び「平成31年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」の作成等を行った。

(イ) 環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程等の改正

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正（7月）を踏まえ、「環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程」、「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ実施手順書」の改正を行った（12月改正、1月適用）。

(ウ) サイバー攻撃への技術的対策

当機構のウェブサイトのセキュリティ強化を実施した。

(エ) データセンター活用の推進

業務システムのサーバについて、データセンターの活用を推進した（2月）。

(オ) 情報セキュリティ対策の自己点検

情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認のため、全役職員を対象とした自己点検を実施した（9月）。

(カ) 情報セキュリティ監査

「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施した（12～3月）。

(キ) ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進

外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施した（7月）。

(ク) 情報セキュリティに関する教育・訓練

全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を実施し、各種セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（10月）。

また、標的型攻撃等の不審メール受信時の対策を徹底するため、全役職員を対象とした訓練を実施した（9月、3月）。

⑤ 監査

以下の監査を実施し、監査結果について理事会等で報告し、改善に向けて検討を要する事項等について周知した。

ア 内部監査

- ・ 情報発信の体制及び事務手続等の状況
- ・ 事務事故等報告制度の運用状況

イ 個人情報管理監査

- ・ 個人情報保護管理者の保有個人情報等の管理及び利用の状況 等

ウ 情報セキュリティ監査

- ・ 平成 29 年度に調達した主要システム案件の運用状況
- ・ 平成 30 年度以降に調達する主要システム案件の整備状況 等

エ 文書管理監査

- ・ 法人文書の管理状況

(3) その他

ア 役員懇談会の開催

当機構の課題について理事の担当業務の縦割りを排して議論し、認識の方向性について経営陣としてのベクトルを合わせていくため、月 1～2 回の頻度で役員懇談会を開催した（4～3 月に計 15 回）。

イ 働き方改革等に関する実施と検討

(ア) 長時間労働の是正に向けた取組

平成 30 年 7 月 6 日に「働き方改革関連法」が公布され、平成 31 年 4 月 1 日以降に段階施行となることを踏まえて、「時間外労働時間の適正管理に向けた平成 30 年度計画」を策定し（8 月）、従前からの長時間労働の是正及び年休取得に係る取組をさらに推進した。

(イ) ストレスチェックの実施

昨年度同様、全役職員を対象に実施し（10 月）、ストレスチェックの結果を踏まえて、高ストレス者への対応、セルフケアの機会の提供を行ったほか、管理職へのストレスチェックフィードバック研修等を行った（2 月）。

(ウ) ダイバーシティの推進に向けた取組

平成 29 年度までの取組に加え、結婚、出産、育児、介護等のライフイベントと仕事の両立に関する考え方や働き方等を学ぶことを目的とした「ライフプラン研修」を新たに実施した（8 月）。また、女性のキャリアアップの推進を目的とした「3・4 等級女性職員研修」を新たに実施した（11 月）。

なお、障害者雇用、役員及び管理職の女性登用の状況については、次のとおりである。

・障害者雇用数としては法令に定める当機構の基準となる4名の雇用を達成した。引き続き障害者雇用及び定着の支援についての取組を行う予定である。

・役員及び管理職の女性登用については、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」等を踏まえて、下表のとおり法人としての目標を設定し、実現に向けて取り組んだ。

	平成31年3月末時点の状況	第4次計画目標 (令和2年度末)
役員	役員6人中1人(16.7%)が女性	1人/6人
管理職	管理職(課長級以上)31人中2人(6.5%)が女性	8.0%

当機構では、女性職員の割合が全体で33%、このうち67%は20歳代から30歳代によって構成されていることから、今後の課題として、女性活躍推進の積極的な展開が不可欠であると判断している。

ウ 組織的・戦略的な広報の推進

平成29年度から引き続き「広報関係担当者連絡会議」を毎月1回程度開催し、部門横断的な広報及び担当者の連携の推進、各部の広報担当者の意識・知識の向上等を目的として情報共有及び意見交換を行った(計11回)。同会議では、各部の広報活動に関する情報共有のほか、各種広報媒体による情報発信と当機構ウェブサイトのページビュー数等の連動についての確認、当機構が出展するエコプロ2018等のイベントや説明会における広報戦略の検討など、戦略的かつ組織的に広報に必要なPDCAサイクルのあり方等に関する意見交換を行った。

2. 業務運営の効率化

■中期目標

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行うこと。

ただし、新規に追加される業務については、平成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を各勘定で行うこと。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行うこと。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。

■中期計画

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行う。

ただし、新規に追加される業務については、平成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を各勘定で行う。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行う。

（2）随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に引き続き努めることとし、以下の取組を推進する。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

■平成 30 年度計画

（1）経費の効率化・削減等

平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、予算執行、経費の運営プロセスの遵守を徹底し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成

しつつ、一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成30年度予算を作成し、効率的執行に努める。ただし、環境研究総合推進業務に係るものについては、前年度比1.65%以上の効率化を図るものとする。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成30年度予算を作成し、効率的執行に努める。

③ 人件費等

機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。

また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。

また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。

なお、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して入札及び契約手続における透明性の確保等の更なる徹底を図るために、入札及び契約手続に係る組織等のあり方について検討を進める。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第21条の3の趣旨を、環境研究総合推進費の委託研究については「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

(単位：千円、%)

区分	平成 26 年度 (中期計画) A	平成 29 年度 (年度計画)		平成 30 年度 (年度計画)		前年度 増減 C-B	
		B	中期計画比 (B/A)	C	中期計画比 (C/A)		
共通	420,955	計画予算	393,495	▲6.5	393,244	▲6.6	▲251
		実績	(98.7) 388,250	▲7.8	(97.4) 383,174	▲9.0	(▲1.3) ▲5,076

環境研究総合推進業務に係るもの

(単位：千円、%)

区分	平成 29 年度 (予算) A	平成 29 年度 (年度計画)		平成 30 年度 (年度計画)		前年度 増減 C-B	
		B	予算比 (B/A)	C	予算比 (C/A)		
共通	37,141	計画予算	37,139	—	36,143	▲2.7	▲996
		実績	(90.6) 33,659	—	(95.0) 34,320	▲7.6	(2.0) 661

(注) B・C欄の上段()書きは計画予算に対する執行率である。

(単位：千円、%)

区分	平成26年度 (中期計画) A	平成29年度 (年度計画)		平成30年度 (年度計画)		前年度 増減 C-B	
		B	中期計画比 (B/A)	C	中期計画比 (C/A)		
公健勘定	315,853	計画予算	350,596	11.0	318,595	0.9	▲32,001
		実績	(94.2) 330,347	4.6	(90.3) 287,796	▲8.9	(▲12.9) ▲42,550
石綿勘定	249,778	計画予算	239,725	▲4.0	223,503	▲10.5	▲16,222
		実績	(93.7) 224,690	▲10.0	(95.1) 212,565	▲14.9	(▲5.4) ▲12,125
基金勘定	820,901	計画予算	796,041	▲3.0	787,923	▲4.0	▲8,118
		実績	(93.8) 747,013	▲9.0	(95.6) 753,333	▲8.2	(0.8) 6,320
承継勘定	132,178	計画予算	222,750	68.5	112,637	▲14.8	▲110,113
		実績	(100.0) 222,750	68.5	(95.7) 107,845	▲18.4	(▲51.6) ▲114,905
合計	1,518,710	計画予算	1,609,112	6.0	1,442,658	▲5.0	▲166,454
		実績	(94.8) 1,524,799	0.4	(94.4) 1,361,539	▲10.3	(▲10.7) ▲163,260

(注) B・C欄の上段()書きは計画予算に対する執行率である。

(単位：千円、%)

区分	平成29年度 (予算) A	平成29年度 (年度計画)		平成30年度 (年度計画)		前年度 増減 C-B	
		B	予算比 (B/A)	C	予算比 (C/A)		
研究勘定	242,999	計画予算	272,908	—	268,241	10.4	▲4,667
		実績	(73.5) 200,606	—	(88.2) 236,620	▲2.6	(18.0) 36,014

(注) B・C欄の上段()書きは計画予算に対する執行率である。

(資料編 P87_共通2 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係)

(2) 人件費等

＜ラスパイレス指数推移（平成 23～30 年度）＞

項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
ラスパイレス指数 (対国家公務員指数)	108.5	108.3	106.4	108.0	110.7	105.3	107.6	108.0 (見込み)

(3) 随意契約等の見直し

① 調達等合理化計画の実施状況

(単位：件、百万円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(91.8%) 45	(96.7%) 624	(64.4%) 29	(85.0%) 947	[▲35.6%] ▲ 16	[51.9%] 324
企画競争・公募	(2.0%) 1	(2.1%) 14	(6.7%) 3	(7.3%) 81	[200.0%] 2	[493.1%] 68
競争性のある 契約 (小計)	(93.9%) 46	(98.8%) 637	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	[▲30.4%] ▲ 14	[61.4%] 391
競争性のない随 意契約	(6.1%) 3	(1.2%) 8	(28.9%) 13	(7.7%) 86	[333.3%] 10	[1033.2%] 78
合 計	(100%) 49	(100%) 645	(100%) 45	(100%) 1,115	[▲8.2%] ▲ 4	[72.8%] 470

(注1) 各年度の上段 () 書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増▲減欄の [] 書きは増▲減率である。

(注2) 競争性のない随意契約の件数が増加した主な要因は、環境研究総合推進業務における研究管理のためのプログラムオフィサー8名との委託契約によるものである。(H29:0件、H30:8件)

② 一者応札・応募の状況

(単位：件、百万円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増▲減
2 者以上	件数	45 (97.8%)	31 (96.9%)	▲14 [▲31.1%]
	金額	633 (99.3%)	264 (25.7%)	▲369 [▲58.3%]
1 者	件数	1 (2.2%)	1 (3.1%)	0 [0%]
	金額	5 (0.7%)	765 (74.3%)	760 [16051.0%]
合 計	件数	46 (100%)	32 (100%)	▲14 [▲30.4%]
	金額	637 (100%)	1,029 (100%)	391 [61.4%]

(注1) 各年度の () 書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増▲減欄の [] 書きは増▲減率である。

(注2) 1者応札・応募の金額が増加した要因は、大規模な複数年度契約(6年、公害健康被害補償業務の徴収関連業務)によるものである。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

・経費の効率化・削減等

- ① 一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。
 - ② 業務経費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。
 - ③ 給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取組状況について公表が行われているか。
- ・随意契約等の見直し

入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

① 一般管理費

ア. 一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、平成 30 年度実績額は第 3 期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で▲9.0%となり、目標を上回る水準を達成した。

また、新規に追加された環境研究総合推進業務に係る一般管理費については、平成 29 年度からの削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、平成 30 年度の実績額は平成 29 年度比で▲7.6%の水準を達成した。

イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 30 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費

ア. 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務及び承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努めた結果、平成 30 年度実績額は、第 3 期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で▲10.3%となり、目標を上回る水準を達成した。

環境研究総合推進業務についても、業務の効率化に努めた結果、平成 29 年度比で第 3 期中期目標の年平均 1%の削減率を上回る▲2.6%の水準を達成した。

イ. 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 30 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

③ 人件費

平成 29 年度ラスパイレース指数は、宿舍制度の廃止に伴う住居手当の支給割合の増加等により 107.6 ポイントとなっている。

(2) 随意契約等の見直し

① 契約に係る競争の推進

平成 30 年度に締結した契約 45 件において、契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないもの 13 件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付した。また、一者応札・応募の発生は 1 件であった。

契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。

② 調達に関するガバナンスの徹底

ア. 随意契約に関する内部統制の確立

平成 30 年度の競争性のない随意契約 13 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。

イ. 契約に係る審査体制の活用

(ア) 機構内における審査体制

契約手続審査委員会により、45 案件の審査を行った。

(イ) 契約監視委員会による審査

平成 30 年度の競争性のない随意契約 13 件については、その都度各委員へ発生理由等を説明し、了承を得た。また、平成 30 年度の契約の状況、調達等合理化計画の遂行状況について平成 31 年 4 月に委員会を開催し、点検を受けた。

ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組

平成 30 年度より、経理システムの月次ごとの入力管理を厳格に行い、期中の決算処理の正確性を高めたこと、決算の年度末作業の一部を前倒して実施したことなどにより、一層の決算の早期化を図った。

■課題と対応

(1) 経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。人件費等については引き続き、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。

(2) 随意契約等の見直し

今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切なPDCAサイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。

■主要な業務実績

(1) 経費の効率化・削減等

① 一般管理費の効率化・削減

一般管理費（平成 30 年度計画予算額→平成 30 年度実績額）：▲10 百万円
(393 百万円→383 百万円)

環境研究総合推進業務に係る一般管理費

(平成 30 年度計画予算額→平成 30 年度実績額)：▲2 百万円 (36 百万円→34 百万円)

ア. 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 30 年度予算（393 百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成 30 年度実績額（383 百万円）は第 3 期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で▲9.0%となり、目標を上回る水準を達成した。

また、環境研究総合推進業務に係る一般管理費については、平成 29 年度からの削減目標（▲1.65%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 30 年度予算（36 百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成 30 年度実績額（34 百万円）は平成 29 年度比で▲7.6%の水準を達成した。

イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 30 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費の効率化・削減

業務経費（環境研究総合推進業務を除く。）

(平成 30 年度計画予算額→平成 30 年度実績額)：▲81 百万円
(1,443 百万円→1,362 百万円)

環境研究総合推進業務経費（平成 30 年度計画予算額→平成 30 年度実績額）：▲32 百万円
（268 百万円→237 百万円）

ア. 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務及び承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努めた結果、平成 30 年度実績額は、第 3 期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で▲10.3%（公健▲8.9%、石綿▲14.9%、基金▲8.2%、承継▲18.4%）となり、目標を上回る水準を達成した。

環境研究総合推進業務についても、業務の効率化に努めた結果、平成 29 年度比で第 3 期中期目標期間の年平均 1%の削減率を上回る▲2.6%の水準を達成した。

なお、公害健康被害補償業務においては、汚染負荷量賦課金の徴収・審査に必要なシステムの構築（15 百万円）の財源として、環境研究総合推進業務においては、研究情報管理基盤システムの構築（31 百万円）及び複数年度事業（26 百万円）の財源として運営費交付金等の繰越額を充当した平成 30 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

イ. 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 30 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

③ 人件費等

平成 29 年度の検証結果や取組状況、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数に関する資料をホームページ上で公表した。（平成 30 年 6 月）

なお、平成 29 年度のラスパイレス指数は、対国家公務員指数 107.6（地域・学歴勘案 105.9）と、宿舍制度の廃止に伴う住居手当の支給割合の増加等により、平成 28 年度年度から 2.3 ポイント（地域・学歴勘案で 2.5 ポイント）の増となった。

引き続き、給与水準の適正化に向けた措置を講じることとしている。

（2）随意契約等の見直し

① 契約に係る競争の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。

ア. 随意契約の状況

平成 30 年度は契約件数 45 件、契約金額 1,115 百万円の契約を行ったが、契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないと認められた 13 件、86 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。

イ. 一者応札・応募に関する改善

一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。

（ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。

（イ）契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。

（ウ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。

（メールマガジン登録者数：平成 29 年度末 251 者→平成 30 年度末 283 者）

ウ. 類似業務に係る調達の集約化

平成 31 年度契約に向けて、普及啓発資料、広報資材等の保管、梱包及び発送業務について、集約化し、調達業務を実施した。

② 調達に関するガバナンスの徹底

ア. 随意契約に関する内部統制の確立

該当事案に係る審査の厳格化

平成 30 年度の競争性のない随意契約 13 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。

イ. 契約に係る審査体制の活用

（ア）機構内における審査体制

a. 契約手続審査委員会による審査

契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会 29 回、分科会 16 回を開催し、計 45 案件の審査及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。

【制定、改正等事項】

・ 契約事務マニュアルの改訂

b. その他の審査等

・ 少額随契案件の審査

少額随契等（委員会等の審査対象外）は、昨年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。

- ・ 1000 万円以上の予定価格の設定

1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。

- ・ 100 万円以上の契約

理事会への報告を経て、ホームページで公表した。

(イ) 契約監視委員会による審査

平成 30 年度の競争性のない随意契約 13 件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。

また、平成 31 年 4 月に開催した契約監視委員会において、「平成 30 年度調達等合理化計画の実績及び自己評価」、「令和元年度調達等合理化計画」の審査及び平成 30 年度の契約の状況に係る報告を行い、点検を受けた。

〔参考〕 契約監視委員会の開催等の状況

平成 30 年 4 月 23 日	平成 30 年度調達等合理化計画の審査
平成 30 年 6 月 26 日	競争性のない随意契約案件の事前説明
平成 30 年 9 月 5 日	競争性のない随意契約案件の事前説明
平成 30 年 10 月 22 日	競争性のない随意契約案件の事前説明
平成 30 年 12 月 13 日	一者応札・応募案件についての事後説明
平成 31 年 2 月 26 日	競争性のない随意契約案件の事前説明
平成 31 年 3 月 14 日	競争性のない随意契約案件の事前説明
平成 31 年 3 月 26 日	競争性のない随意契約案件の事前説明
平成 31 年 3 月 29 日	一者応札・応募案件についての事後説明
平成 31 年 4 月 25 日	平成 30 年度契約の現状の点検、見直し

ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。また、特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業者に対して、個人情報に関する管理状況の現地検査を実施した。

- ③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 21 条の 3 の趣旨を踏まえた対応当機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成 30 年度においては、「平成 30 年度「環境ユース海外派遣研修」の企画・運営業務」1 件が N P O 等との契約となっている。

(資料編 P88_共通 3 随意契約に係る情報の公表（物品役務等）（平成 30 年度）)

(資料編 P90_共通 4 第 11 回契約監視委員会議事概要)

(資料編 P92_共通 5 令和元年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画)

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組

平成 30 年度より、経理システムの月次ごとの入力管理を厳格に行い、期中の決算処理の正確性を高めたこと、決算の年度末作業の一部を前倒して実施したことなどにより、一層の決算の早期化を図った。

3. 業務における環境配慮

■中期目標

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。

- (1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。
- (2) 温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実にを行うこと。

■中期計画

温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。

また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。

■平成 30 年度計画

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制等に努める。

温室効果ガスの排出抑制について、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府の地球温暖化対策計画の進捗状況も踏まえつつ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の着実な進展を図る。

平成 29 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。さらに、環境政策の実施機関である機構の組織で培われた職員の業務専門性を活かしながら、地域における社会貢献活動に積極的に取り組む。

環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げ、国民に対する情報発信ツールとして活用する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

（平成 16 年法律第 77 号）第 9 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
温室効果ガス排出量(温室効果ガス量)	18年度比で35%削減(改正前の目標)	18年度比	▲44.2%	▲50.0%	▲52.4%	(▲44.5%) (※1参考値)	(▲42.4%) (※1参考値)	
	25年度比で10%削減(改正後の目標)	25年度比	—	—	—	▲9.7%	▲10.1% (※2暫定値)	

※1 改正前の目標に対する削減率。

※2 2017年度(平成29年度)のCO₂排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

年度計画に対して十分な取組がなされているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を直実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 業務における環境配慮については、環境配慮実行計画及び環境物品等の調達を図るための方針を策定するとともに、電気使用量や用紙使用量削減に向けた各種取組を推進した。その結果、電気使用量について、平成29年度実績からさらに削減することができ、温室効果ガス排出量の削減目標を達成することができた。

- 「環境報告書 2018」を作成し、平成 30 年 9 月末にホームページに公表するとともに、関係機関等（10 月、約 3,000 部）及び国公立図書館、大学等の学校付属図書館、大学等の就職課、NPO 法人等（1 月、2,273 箇所）へ配布した。
- 社会貢献活動の推進については、地元川崎における活動を中心に地域に根ざした積極的な取組を推進した。

■課題と対応

平成 30 年度までの取組状況等を踏まえ、引き続き、業務における環境配慮に取り組む。

■主要な業務実績

（1）温室効果ガスの排出抑制への取組

「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成 29 年 10 月改定、以下「機構実施計画」という。）」において定めた削減目標に対する平成 30 年度の達成状況は、以下のとおり。

削減対象項目	達成目標	達成状況
温室効果ガス排出量	2013 年度比で 10%削減	10.1%減
事務所の単位面積当たりの電気使用量	2013 年度比で 2020 年度までに 10%削減	3.5%減
用紙の使用量	2013 年度比で 2020 年度までに 25%以上削減	25.0%減
廃棄物の排出量	2013 年度比で 2020 年度までに増加させないこと及び廃棄物中の可燃ごみの量を 2013 年度比で 2020 年度までに増加させないこと	8.3%減 可燃ごみについては 2013 年度比 98.1%増

（資料編 P95_共通 6 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画）

（2）業務における環境配慮

① 環境配慮のための実行計画の策定等

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため「平成 30 年度環境配慮のための実行計画」を策定し（5 月）、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、廃棄物の排出抑制及び用紙使用量の削減に取り組むとともに、平成 30 年 9 月に 1 回目の自己点検、平成 31 年 2 月に 2 回目の自己点検を行った。

（資料編 P101_共通 7 平成 30 年度環境配慮のための実行計画）

② プラスチックごみ削減の取組

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向け、環境省が自らの取組指針を作成したことを踏まえ、プラスチックごみ削減に向けて率先して取り組むべく、会議等におけるプラスチックを用いた飲料の提供の中止等を定めた「E R C A のプラスチックごみ削減の取組」を策定（11 月）し、プラスチックごみ削減に取り組んだ。

③ 電気使用量及び用紙使用量の削減並びに廃棄物の排出抑制に向けた各種取組

電気使用量及び用紙使用量の削減並びに廃棄物の排出抑制については、改正後の機構実施計画に定めた目標達成のため、「平成 30 年度環境配慮のための実行計画」に基づき、削減に取り組んだ。

電気使用量及び廃棄物排出量については、目標値に向けて平成 29 年度よりも削減量を増やすことができた。

用紙使用量については、環境研究総合推進部における人員の増加等により平成 29 年度よりも使用量が増えたものの、2013 年度比で 486,458 枚を削減するとともに、機構実施計画において定めた削減量の目標値（2013 年度比で 2020 年度までに 25%以上削減）を平成 30 年度も達成することができた。

④ 環境配慮物品等の調達

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、平成 30 年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。

(3) 環境保全等を目的とした社会貢献債（ソーシャル・ボンド）の購入

環境保全等の社会貢献事業への支援を目的とした社会貢献債（ソーシャル・ボンド）については、機構の趣旨に合致した債券であり、4 億円を購入した。

（内訳）

- ・独立行政法人国際協力機構債：4 億円

(4) 環境報告書の作成及び公表

「環境報告書 2018」を作成し、ウェブサイトで公表した（9 月）。

平成 30 年度は、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行った。

また、ERCA のSDGs をテーマとした特集を組み、機構がこれまで担ってきた各業務・事業をSDGs の視点から捉え直し、各業務・事業とSDGs の各目標とのつながりについて紹介を行った。

さらに、外部有識者をファシリテーターとして、若手職員を対象にSDGs の視点から ERCA の業務・事業について捉え直すとともに、環境問題を中心とした様々な課題に今後どのような視点や考え方で向き合っていくべきなのかを考えるワークショップを実施したこと等を掲載した。

なお、「環境報告書 2018」は機構の関係機関等へ配付するとともに（約 3,000 部、10 月）、より多くの方に機構の取組を知っていただくことを目的として、国公立図書館、大学等の学校付属図書館、大学等の就職課、中間支援組織である NPO 法人等 2,273 箇所にも配布した（1 月）。



(5) 社会貢献活動の推進

社会貢献活動の推進について、平成 29 年度に引き続き①職員個人による自発的なボランティア活動の推進、②社会的ニーズに対応した社会貢献を柱とする地域に根差した取組を推進した。

具体的には、職員の自発的な活動の機会及び地域貢献の場として「2018 川崎国際多摩川マラソン」(11 月)及び「2019 多摩川リバーサイド駅伝」(3 月)へ運営ボランティアとして参加した。さらに、古着・おもちゃ等の寄付や市民スポーツ大会へのボランティア参加を行ったほか、新宿区立環境学習情報センターが実施している「素敵なカレンダーを捨てるなんて、もったいない! キャンペーン」に参加し、不要な 2019 年カレンダーや手帳について寄付を行った(12~1 月)。

そのほかに、テラサイクルジャパン合同会社が実施している「歯ブラシ回収プログラム」や、「冷凍食品容器リサイクルプログラム」の社会実験に参加し、プラスチック製品のリサイクルへの協力を行った。

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画

■中期目標

自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

■中期計画

別紙のとおり

毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

■平成 30 年度計画

別紙のとおり

（注）中期計画及び平成 30 年度計画における「別紙」は省略する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・ 計画予算と実績について「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。
- ・ 運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。

■主要な業務実績

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施した。
- 資金運用環境が前年度に引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券の取得資金の拡大等を行ったことで前年度よりも普通預金残額の圧縮を図ることができた。

■課題と対応

今後も引き続き、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。

■主要な業務実績

1. 30年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約581億円に比し実績額約571億円と▲11億円(▲1.9%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約568億円に比し実績額約527億円と▲41億円(▲7.2%)となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

【法人総計】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	58,143	57,058	▲1,085
支出	56,777	52,665	▲4,112

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	41,349	38,984	▲2,364
支出	41,552	39,110	▲2,443

収入は、納付財源引当金戻入が予算に比し計画を下回ったため、▲2,364百万円となった。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったこと等から、▲2,443百万円となった。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	4,208	4,303	+95
支出	5,134	4,817	▲317

収入は、労災との併給調整の結果、支払済の救済給付費の返還分を受け入れたことにより、+95百万円となった。

支出については、救済給付件数が予算に比し計画を下回ったこと等から、▲317百万円となった。

【環境保全研究・技術開発勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	5,021	5,034	+13
支出	5,099	5,040	▲59

収入は、前年度の研究費の返還金を受け入れたことにより、+13百万円となった。

支出については、研究費の配分残等により、▲59百万円となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	3,005	2,865	▲141
支出	4,555	3,371	▲1,183

収入は、PCBの民間出えん金受入が予算に比し計画を下回ったことにより、▲141百万円となった。

支出については、PCB廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため、▲1,183百万円となった。

【承継勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	4,560	5,872	+1,312
支出	437	327	▲110

収入は、業務収入の正常債権以外の債権回収が増加したこと等から、+1,312百万円となった。

支出については、仮差押保証金の支出が予定を下回ったこと等から、▲110百万円となった。

平成 30 年度の計画額及び実績額

(1) 予算

① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－4
⑤ 基金勘定	別表－5
⑥ 承継勘定	別表－6

(2) 収支計画

⑦ 総計	別表－7
⑧ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－8
⑨ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－9
⑩ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－10
⑪ 基金勘定	別表－11
⑫ 承継勘定	別表－12

(3) 資金計画

⑬ 総計	別表－13
⑭ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－14
⑮ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－15
⑯ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－16
⑰ 基金勘定	別表－17
⑱ 承継勘定	別表－18

平成30年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	6,601	6,601	-
国庫補助金	1,041	1,035	△ 6
その他の政府交付金	11,433	11,431	△ 2
都道府県補助金等	900	747	△ 153
業務収入	37,150	35,860	△ 1,290
受託収入	8	7	△ 1
運用収入	861	876	16
その他収入	149	500	351
計	58,143	57,058	△ 1,085
[支出]			
業務経費	55,879	51,787	△ 4,092
公害健康被害補償予防業務経費	41,309	38,869	△ 2,440
うち人件費	326	277	△ 48
石綿健康被害救済業務経費	4,843	4,534	△ 309
うち人件費	291	263	△ 27
環境保全研究・技術開発業務経費	4,970	4,915	△ 56
うち人件費	107	97	△ 10
基金業務経費	4,415	3,235	△ 1,180
うち人件費	150	122	△ 28
承継業務経費	342	234	△ 108
うち人件費	149	96	△ 52
受託経費	8	7	△ 1
一般管理費	891	871	△ 19
うち人件費	405	398	△ 7
計	56,777	52,665	△ 4,112

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
[収入]									
運営費交付金	308	308	-	-	-	-	308	308	-
国庫補助金	41	35	△ 6	200	200	-	241	235	△ 6
その他の政府交付金	7,361	7,359	△ 2	-	-	-	7,361	7,359	△ 2
業務収入	32,936	30,572	△ 2,364	-	-	-	32,936	30,572	△ 2,364
運用収入	-	-	-	502	506	3	502	506	3
その他収入	0	5	4	-	0	0	0	5	5
計	40,646	38,278	△ 2,368	702	706	4	41,349	38,984	△ 2,364
[支出]									
業務経費	40,526	38,184	△ 2,342	782	684	△ 98	41,309	38,869	△ 2,440
公害健康被害補償予防業務経費	40,526	38,184	△ 2,342	782	684	△ 98	41,309	38,869	△ 2,440
うち人件費	200	173	△ 27	125	104	△ 21	326	277	△ 48
一般管理費	141	139	△ 2	103	103	△ 1	244	241	△ 3
うち人件費	65	65	△ 0	48	48	1	112	113	1
計	40,667	38,323	△ 2,344	885	787	△ 99	41,552	39,110	△ 2,443

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	4,072	4,072	-
業務収入	115	126	11
受託収入	7	6	△ 1
その他収入	13	98	85
計	4,208	4,303	95
[支出]			
業務経費	4,843	4,534	△ 309
石綿健康被害救済業務経費	4,843	4,534	△ 309
うち人件費	291	263	△ 27
受託経費	7	6	△ 1
一般管理費	284	277	△ 7
うち人件費	128	125	△ 3
計	5,134	4,817	△ 317

別表-4

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	5,021	5,021	-
受託収入	0	0	△ 0
その他収入	-	13	13
計	5,021	5,034	13
[支出]			
業務経費	4,970	4,915	△ 56
環境保全研究・技術開発業務経費	4,970	4,915	△ 56
うち人件費	107	97	△ 10
受託経費	0	0	△ 0
一般管理費	128	124	△ 4
うち人件費	56	54	△ 2
計	5,099	5,040	△ 59

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地球基金事業			POB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入												
運営費交付金	848	848	-	31	31	-	29	29	-	908	908	-
国庫補助金	-	-	-	800	800	-	-	-	-	800	800	-
都道府県補助金等	-	-	-	900	747	△ 153	-	-	-	900	747	△ 153
運用収入	118	128	10	-	-	-	240	242	2	358	370	12
その他収入	24	23	△ 1	15	16	1	-	0	0	39	39	0
計	990	999	10	1,746	1,594	△ 152	270	271	2	3,005	2,865	△ 141
支出												
業務経費	920	862	△ 57	3,177	2,146	△ 1,031	318	227	△ 91	4,415	3,235	△ 1,180
基金業務経費	920	862	△ 57	3,177	2,146	△ 1,031	318	227	△ 91	4,415	3,235	△ 1,180
うち人件費	122	99	△ 23	17	13	△ 3	12	10	△ 2	150	122	△ 28
一般管理費	113	110	△ 3	15	15	△ 0	11	11	△ 0	140	136	△ 4
うち人件費	53	51	△ 1	7	7	△ 0	5	5	△ 0	65	63	△ 2
計	1,033	972	△ 60	3,192	2,161	△ 1,032	329	238	△ 91	4,555	3,371	△ 1,183

別表-6

(承継勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	365	365	-
業務収入	4,098	5,162	1,064
その他収入	97	345	248
計	4,560	5,872	1,312
[支出]			
業務経費	342	234	△ 108
承継業務経費	342	234	△ 108
うち人件費	149	96	△ 52
一般管理費	95	93	△ 2
うち人件費	44	43	△ 1
計	437	327	△ 110

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	59,754	56,334	△ 3,419
經常費用	59,754	56,225	△ 3,529
公害健康被害補償予防業務経費	41,329	38,903	△ 2,426
石綿健康被害救済業務経費	4,843	4,599	△ 243
環境保全研究・技術開発業務経費	4,970	4,877	△ 94
基金業務経費	4,414	3,302	△ 1,112
承継業務経費	2,967	3,575	608
一般管理費	1,154	877	△ 277
減価償却費	71	84	13
受託業務費	5	7	1
財務費用	-	1	1
雑損	-	0	0
臨時損失	-	110	110
収益の部	60,684	58,534	△ 2,150
經常収益	60,684	58,443	△ 2,241
運営費交付金収益	6,795	6,626	△ 169
国庫補助金収益	241	226	△ 15
その他の政府交付金収益	8,159	8,100	△ 60
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,329	4,060	△ 268
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,160	2,132	△ 1,028
受託収入	5	7	1
業務収入	35,907	34,681	△ 1,226
運用収入	866	875	9
その他の収益	67	71	4
財務収益	1,103	1,361	258
雑益	51	303	252
臨時利益	-	92	92
純利益	930	2,200	1,270
前中期目標期間繰越積立金取崩額	201	86	△ 115
総利益	1,131	2,286	1,155

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	40,703	38,330	△ 2,373	905	794	△ 110	41,608	39,124	△ 2,484
經常費用	40,703	38,329	△ 2,374	905	794	△ 110	41,608	39,124	△ 2,484
公害健康被害補償予防業務経費	40,532	38,192	△ 2,340	797	711	△ 86	41,329	38,903	△ 2,426
補償業務費	40,532	38,192	△ 2,340	-	-	-	40,532	38,192	△ 2,340
予防業務費	-	-	-	797	711	△ 86	797	711	△ 86
一般管理費	140	104	△ 37	103	77	△ 26	243	180	△ 63
減価償却費	31	34	3	4	6	2	36	40	4
財務費用	-	0	0	-	0	0	-	0	0
臨時損失	-	1	1	-	-	-	-	1	1
収益の部	40,683	38,296	△ 2,387	705	710	4	41,388	39,005	△ 2,383
經常収益	40,683	38,295	△ 2,388	705	710	4	41,388	39,004	△ 2,384
運営費交付金収益	329	314	△ 14	-	-	-	329	314	△ 14
国庫補助金収益	41	26	△ 15	200	200	-	241	226	△ 15
その他の政府交付金収益	7,361	7,355	△ 6	-	-	-	7,361	7,355	△ 6
業務収入	32,936	30,574	△ 2,362	-	-	-	32,936	30,574	△ 2,362
資産見返負債戻入	16	21	5	-	-	-	16	21	5
運用収入	-	-	-	505	509	4	505	509	4
財務収益	0	1	0	-	0	0	0	1	0
雑益	-	4	4	-	0	0	-	4	4
臨時利益	-	1	1	-	-	-	-	1	1
純利益(△純損失)	△ 20	△ 34	△ 14	△ 200	△ 85	115	△ 220	△ 119	101
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	1	△ 0	200	85	△ 115	201	86	△ 115
総利益(△総損失)	△ 19	△ 33	△ 14	-	-	-	△ 19	△ 33	△ 14

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,138	4,817	△ 321
経常費用	5,138	4,817	△ 321
石綿健康被害救済業務経費	4,843	4,599	△ 243
受託業務費	5	6	1
一般管理費	284	200	△ 84
減価償却費	6	12	5
財務費用	-	0	0
臨時損失	-	0	0
収益の部	5,138	4,817	△ 321
経常収益	5,138	4,817	△ 321
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,329	4,060	△ 268
受託収入	5	6	1
その他の政府交付金収益	798	745	△ 54
資産見返負債戻入	6	7	0
臨時利益	-	0	0
純利益	-	-	-
総利益	-	-	-

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,103	4,969	△ 134
経常費用	5,103	4,969	△ 134
環境保全研究・技術開発業務費	4,970	4,877	△ 94
受託業務費	0	0	△ 0
一般管理費	128	88	△ 40
減価償却費	4	4	△ 0
財務費用	-	0	0
収益の部	5,103	5,042	△ 61
経常収益	5,103	5,005	△ 99
運営費交付金収益	5,098	5,001	△ 97
受託収入	0	0	△ 0
資産見返負債戻入	4	3	△ 1
臨時利益	-	37	37
純利益	-	73	73
総利益	-	73	73

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	1,036	975	△ 61	3,193	2,161	△ 1,032	330	274	△ 56	4,559	3,410	△ 1,150
経常費用	1,036	975	△ 61	3,193	2,161	△ 1,032	317	264	△ 53	4,547	3,400	△ 1,147
基金業務経費	920	888	△ 31	3,177	2,149	△ 1,028	-	-	-	4,097	3,037	△ 1,059
地球環境基金業務費	920	888	△ 31	-	-	-	-	-	-	920	888	△ 31
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	-	-	3,177	2,149	△ 1,028	-	-	-	3,177	2,149	△ 1,028
維持管理積立金業務費	-	-	-	-	-	-	12	10	△ 2	12	10	△ 2
一般管理費	113	81	△ 32	15	11	△ 4	5	5	△ 0	134	97	△ 36
減価償却費	4	5	2	0	1	0	-	0	0	4	6	2
財務費用	-	0	0	-	0	0	-	-	-	-	0	0
収益の部	1,036	1,036	△ 1	3,193	2,165	△ 1,028	279	283	4	4,509	3,484	△ 1,025
経常収益	1,036	1,036	△ 1	3,193	2,165	△ 1,028	279	277	△ 3	4,509	3,477	△ 1,031
運営費交付金収益	898	897	△ 1	32	32	△ 0	36	29	△ 6	966	959	△ 7
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	-	-	3,160	2,132	△ 1,028	-	-	-	3,160	2,132	△ 1,028
地球環境基金運用収益	118	119	1	-	-	-	-	-	-	118	119	1
維持管理積立金運用収益	-	-	-	-	-	-	243	247	4	243	247	4
寄附金収益	17	16	△ 1	-	-	-	-	-	-	17	16	△ 1
資産見返負債戻入	4	4	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0
雑益	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
純利益(△純損失)	-	61	61	0	4	4	△ 51	9	60	△ 51	74	125
総利益(△総損失)	-	61	61	0	4	4	△ 51	9	60	△ 51	74	125

別表-12

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	3,345	4,014	669
経常費用	3,345	3,905	560
承継業務費	2,967	3,575	608
一般管理費	359	309	△ 51
減価償却費	19	21	2
財務費用	-	0	0
雑損	-	0	0
臨時損失	-	109	109
収益の部	4,546	6,186	1,640
経常収益	4,546	6,139	1,593
運営費交付金収益	402	352	△ 50
事業資産譲渡元金収入	2,970	4,107	1,137
資産見返負債戻入	19	20	0
財務収益	1,103	1,361	258
雑益	51	299	248
純利益	1,201	2,172	971
総利益	1,201	2,172	971

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
資金支出	286,742	287,331	589
業務活動による支出	58,109	54,801	△ 3,309
投資活動による支出	186,228	186,022	△ 206
財務活動による支出	4	16	12
翌年度への繰越金	42,400	46,492	4,092
資金収入	286,742	287,331	589
業務活動による収入	62,338	63,528	1,190
運営費交付金収入	6,601	6,601	-
国庫補助金収入	1,041	1,035	△ 6
その他の政府交付金収入	11,433	11,431	△ 2
都道府県補助金等収入	900	814	△ 86
業務収入	34,263	34,105	△ 158
運用収入	8,019	7,726	△ 293
その他の収入	81	1,816	1,735
投資活動による収入	192,856	192,256	△ 600
財務活動による収入	7	6	△ 1
前年度よりの繰越金	31,541	31,541	-

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
資金支出	68,148	66,234	1,914	4,444	4,447	△ 4	72,592	70,681	1,911
業務活動による支出	40,663	38,328	2,336	883	839	45	41,547	39,166	2,380
投資活動による支出	25,000	24,501	499	2,370	2,302	68	27,370	26,803	567
財務活動による支出	3	5	△ 2	-	2	△ 2	3	7	△ 4
翌年度への繰越金	2,482	3,400	△ 918	1,190	1,305	△ 115	3,672	4,705	△ 1,033
資金収入	68,148	66,234	1,914	4,444	4,447	△ 4	72,592	70,681	1,911
業務活動による収入	37,760	37,845	△ 86	702	706	△ 4	38,462	38,551	△ 89
運営費交付金収入	308	308	-	-	-	-	308	308	-
国庫補助金収入	41	35	6	200	200	-	241	235	6
その他の政府交付金収入	7,361	7,359	2	-	-	-	7,361	7,359	2
業務収入	30,050	30,140	△ 90	-	-	-	30,050	30,140	△ 90
運用収入	0	1	△ 0	502	506	△ 3	502	506	△ 4
その他の収入	-	4	△ 4	-	-	-	-	4	△ 4
投資活動による収入	28,000	26,000	2,000	2,070	2,070	-	30,070	28,070	2,000
前年度よりの繰越金	2,389	2,389	-	1,671	1,671	-	4,060	4,060	-

別表-15

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
資金支出	94,972	92,275	△ 2,697
業務活動による支出	5,111	4,834	△ 278
投資活動による支出	77,800	81,406	3,606
財務活動による支出	-	5	5
翌年度への繰越金	12,061	6,031	△ 6,030
資金収入	94,972	92,275	△ 2,697
業務活動による収入	4,205	4,308	103
その他の政府交付金収入	4,072	4,072	-
地方公共団体等拠出金収入	115	126	11
受託収入	5	12	7
その他の収入	13	98	85
投資活動による収入	86,800	84,000	△ 2,800
前年度よりの繰越金	3,967	3,967	-

別表-16

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
資金支出	5,277	5,290	13
業務活動による支出	5,250	5,074	△ 176
投資活動による支出	-	19	19
財務活動による支出	-	1	1
翌年度への繰越金	26	195	169
資金収入	5,277	5,290	13
業務活動による収入	5,021	5,034	13
運営費交付金収入	5,021	5,021	-
受託収入	0	0	△ 0
その他の収入	-	13	13
前年度よりの繰越金	255	255	-

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
資金支出	6,220	6,219	△ 1	29,619	30,533	914	63,031	63,439	409	98,870	100,192	1,322
業務活動による支出	1,034	985	△ 50	3,192	2,313	△ 880	1,615	2,051	436	5,842	5,349	△ 494
投資活動による支出	4,780	4,688	△ 92	25,000	23,401	△ 1,599	51,200	49,701	△ 1,499	80,980	77,790	△ 3,190
財務活動による支出	-	0	0	-	0	0	1	1	0	1	1	0
翌年度への繰越金	406	546	141	1,427	4,820	3,393	10,214	11,687	1,472	12,047	17,053	5,006
資金収入	6,220	6,219	△ 1	29,619	30,533	914	63,031	63,439	409	98,870	100,192	1,322
業務活動による収入	993	993	△ 0	1,746	1,660	△ 86	7,396	7,105	△ 291	10,135	9,758	△ 377
運営費交付金収入	848	848	-	31	31	-	29	29	-	908	908	-
国庫補助金収入	-	-	-	800	800	-	-	-	-	800	800	-
都道府県補助金等収入	-	-	-	900	814	△ 86	-	-	-	900	814	△ 86
運用収入	129	128	△ 0	15	16	1	7,367	7,075	△ 291	7,511	7,220	△ 291
その他の収入	17	17	-	-	0	0	-	0	0	17	17	0
投資活動による収入	4,740	4,740	-	26,000	27,000	1,000	45,200	45,900	700	75,940	77,640	1,700
財務活動による収入	7	6	△ 1	-	-	-	-	-	-	7	6	△ 1
前年度よりの繰越金	480	480	-	1,873	1,873	-	10,434	10,434	-	12,788	12,788	-

別表-18

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
資金支出	15,031	18,893	3,862
業務活動による支出	359	378	19
投資活動による支出	78	4	△ 74
財務活動による支出	-	-	-
翌年度への繰越金	14,594	18,509	3,915
資金収入	15,031	18,893	3,862
業務活動による収入	4,514	5,876	1,362
運営費交付金収入	365	365	-
業務収入	4,098	3,840	△ 259
その他の収入	51	1,671	1,620
投資活動による収入	46	2,546	2,500
財務活動による収入	-	-	-
前年度よりの繰越金	10,471	10,471	-

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 運営費交付金債務の発生状況

当期の運営費交付金債務については、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため、存在しない。

(単位：百万円)

	①29年度末	②当期発生額	③当期取崩額	④精算収益化額	30年度末 (①+②-③-④)	主な要因
公健勘定	21	—	21	0	—	システム開発経費及び情報セキュリティ強化等のために前期からの繰越した21百万円のうち21百万円を取崩し。
研究勘定	78	—	41	37	—	競争的資金及びシステム開発経費のために前期から繰越した78百万円のうち41百万円を取崩し。
基金勘定	58	—	52	6	—	情報セキュリティ強化及び地球環境基金運用益減少分の財源補填等のために前期から繰越した58百万円のうち52百万円を取崩し。
承継勘定	38	17	8	47	—	情報セキュリティ強化等のために前期から繰越した38百万円のうち8百万円を取崩し。 当期、予算の変更により17百万円発生。
計	195	17	122	91	—	

(注) 運営費交付金の会計処理については、独立行政法人会計基準第81の運営費交付金の会計処理に基づき、業務達成基準(管理部門の活動については期間進行基準)を採用している。

3. 財務の状況

(1) 当期総利益

平成30年度の総利益は、2,286百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における割賦譲渡元金の利息分の回収の増加等によるものである。

各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	▲33	二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失(▲57)及び業務の効率化による経費の縮減等(25)
石綿勘定	—	—
研究勘定	73	業務の効率化による経費の縮減等(73)
基金勘定	74	業務の効率化による経費の縮減等(74)
承継勘定	2,172	建設譲渡事業にかかる貸倒引当金戻入分(529)及び利息収支差(1,361)
計	2,286	

(注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。

(2) 利益剰余金

利益剰余金は、平成29年度末の26,212百万円に対して、平成30年度は、繰越積立金取崩額86百万円、当期積立額2,286百万円を計上し、当期末残高は28,412百万円となった。各勘定別の利益剰余金については、以下のとおり。

(単位：百万円)

	①29年度末	②国庫納付額	③繰越積立 金取崩額	④当期 積立額	30年度末 (①-②-③+④)
公健勘定	718	—	86	▲33	600
石綿勘定	—	—	—	—	—
研究勘定	23	—	—	73	96
基金勘定	108	—	—	74	182
承継勘定	25,362	—	—	2,172	27,534
計	26,212	—	86	2,286	28,412

(3) 資金の運用

資金の運用については、平成28年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、

- ① 平成29年度に引き続き、直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等、預金内容の弾力化を図った。
- ② また、平成28年度まで有価証券等での運用をしていなかった資金の余裕金について、資金の性質も考慮しつつ中期での債券運用を実施した。(13銘柄、96億円)

これらの結果、全体の資産が増えている中でも、普通預金残額の圧縮を図ることができた。(平成29年度比、平均残額は2.59%減少)

○資金別・種類別の平均残額対比

(単位：百万円)

【平成29年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
40,021	73,612	53,620	128,035	255,267	295,288
13.55%	24.93%	18.16%	43.36%	86.45%	100%

【増減】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
▲6,592	10,141	▲819	7,111	16,433	9,841
▲2.59%	2.52%	▲0.86%	0.93%	2.59%	

【平成30年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
33,429	83,753	52,801	135,146	271,700	305,129
10.96%	27.45%	17.30%	44.29%	89.04%	100%

(資料編 P87_共通 2 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係)

(資料編 P106_共通 8-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体))

(資料編 P108_共通 8-② 財務情報 財務諸表の概況)

(資料編 P110_共通 8-③ 事業の説明 財源構造)

(資料編 P111_共通 9 運用方針について)

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

■中期目標

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を100億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。

■中期計画

(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要がある。

平成26年度期首において約220億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に100億円以下に圧縮することを目指す。

なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。

上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。

① 約定弁済先の管理強化

正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。

② 返済恣憑

延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。

③ 法的処理

債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。

④ 償却処理

形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。

(2) サービサーの活用と借入金等の完済

返済確実性を見込めない債権は、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図る。

また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

■平成 30 年度計画

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を本中期目標期間中に 100 億円以下に圧縮するという目標は達成したが、今後、残高の圧縮に伴い回収困難案件の割合が増加している状況に留意しつつ、更なる圧縮を図るため、

- ① 約定弁済先の管理強化
- ② 返済慫慂
- ③ 厳正な法的処理
- ④ 迅速な償却処理

に引き続き積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化に当たっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、決算書の厳格な分析などにより、その経営状況に目を配り、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済慫慂については、保有資産の売却、他金融機関への借換、法的・私的再生の活用など、返済確実性の高い返済策を債務者に慫慂することにより、残高の圧縮を図る。

さらに、平成 30 年度期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとの期中の回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、正常債権以外の債権への取組状況を明らかにする。

返済確実性の見込めない債権は、サービサーを効果・効率的に活用し、回収強化を図る。

また、債権残高に占める割合の増加が今後見込まれる回収困難事案について、分析の上、対処方針を検討する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法附則第 7 条第 1 項（平成 15 年法律第 43 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
正常債権以外の債権残高 (計画値)	最終年度に100億円以下	約220億円	196億円 (対前年度▲24億円)	150億円 (対前年度▲17億円)	133億円 (対前年度▲17億円)	116億円 (対前年度▲17億円)	100億円以下 (対前年度▲16億円、期間中累計▲120億円)	最終年度の達成目標を踏まえつつ、平成26年度の実績を反映し、平成27年度以降の計画値を設定。
正常債権以外の債権残高 (実績値) 及び 圧縮額累計			167億円 (対前年度▲51億円) 51億円	115億円 (対前年度▲53億円) 104億円	88億円 (対前年度▲26億円) 130億円	47億円 (対前年度▲41億円) 171億円	36億円 (対前年度▲11億円) 182億円	
達成度 (圧縮額累計／中期目標値)			42.5%	86.7%	108.3%	142.5%	151.7%	達成度は中期計画期間中の目標値である▲120億円に対する達成割合を示す。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

正常債権以外の債権残高の圧縮状況

■ 評定と根拠

<自己評定>

S

<根拠>

平成 30 年度においても正常債権以外の債権の圧縮に努めた。回収困難案件が大宗を占め、大幅な債権残高の圧縮が困難な状況においても、期首残高 47 億円から 11 億円（平成 29 年度比▲23.4%（各年度対前年度比▲14.6%で目標達成の水準となるが、それを上回る成果を達成（達成度 160.3%））を圧縮し、平成 30 年度末残高 36 億円となったことから、自己評価を「S」とした。

なお、平成 26 年度期首において約 220 億円の正常債権以外の債権の残高を第 3 期中期目標期間中に 100 億円以下とする目標については平成 28 年度において 100 億円以下となり、その後も更なる圧縮に努めた結果、目標値（▲120 億円）に対しての圧縮額は 182 億円となり、達成度は目標を大幅に超える 151.7%となった。

■ 課題と対応

正常債権以外の債権の残高の大幅な圧縮は達成できたが、今後は、業績低迷のため少額弁済に留まる等の回収困難案件が残り、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生の防止、回収額の増額に努めることとする。

■ 主要な業務実績

（1）債権残高の期中変動状況

平成 30 年度期中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。債権残高は期首 154 億円から 39 億円（前年度比▲25.3%）減少し、期末現在 115 億円となった。

<債権残高変動状況表>

（単位：億円、単位未満四捨五入）

債権区分	平成 30 年度 期首残高①	回 収 ②	償 却 ③	移 入 ④	移 出 ⑤	平成 30 年度 期末残高 ①-②-③+④-⑤
破産更生債権等	10	2	2	1	-	7
貸倒懸念債権	37	6	-	-	2	29
小 計	47	8	2	1	2	36
一般債権	108	29	-	1	-	80
合 計	154	38	2	2	2	115

（2）「正常債権以外の債権」の圧縮のための回収努力

回収にあたっては、単に法的な手続に訴えるのではなく、公平性、公正性を重んじ、個々の債務者と丁寧に向きあい、ねばり強く交渉を重ねていった。

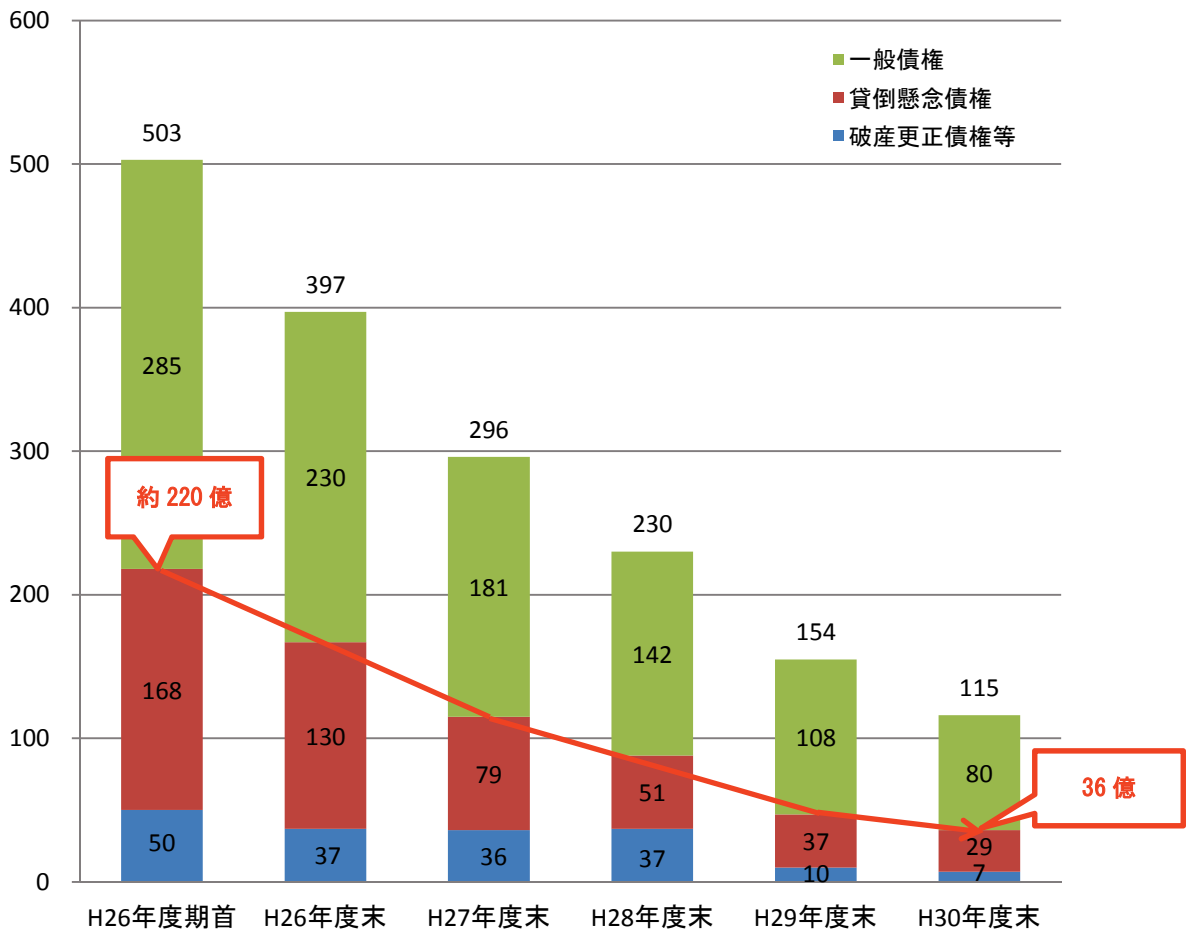
- ① 面談や財務分析の結果、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について話し合い、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞のリスクを回避し、確実な回収につなげた。
- ② 面談や財務分析の結果、今後、業況の回復等が見込め、他金融機関からの支援が得られる

と思われる債務者については、他金融機関からの借換による機構債権の全部又は一部繰上償還を粘り強く交渉し、また不動産調査の結果、有休不動産がある場合には、不動産の任意売却を交渉し、早期の回収につなげた。

- ③ 業況の低迷等により、今後の回収が困難と認められる債務者等に対し、民事再生法や特定調停等、一定の整理を促し、債務者等から再生計画等の提出があった場合は、その内容を厳しく精査の上、回収の極大化に努め、債権残高の圧縮を図った。
- ④ 正常債権以外の債権にかかる法的処理は、平成 29 年度から係属していた 4 件（仮差押 1 件、訴訟 1 件、仮処分 2 件）のうち 3 件（訴訟 1 件、仮処分 2 件）が終結。新たに 2 件（差押 1 件、訴訟 1 件）を実施した。
- ⑤ 平成 30 年度の貸倒償却処理は 1 件、2 億円を実施した。
- ⑥ 個別債権の管理を厳格に実施し、正常債権から非正常債権となる債権を発生させなかった。
- ⑦ 上記の取組等の結果、正常債権以外の債権を 47 億円から 36 億円とし、11 億円（平成 29 年度比▲23.4%）圧縮した。
- ⑧ 正常債権も含めた全ての債権について、今後も経営状況に目を配り、決算書等を徴取の上決算分析を行い、財務内容等を注視していくこととする。

(単位:億円)

債権残高の推移

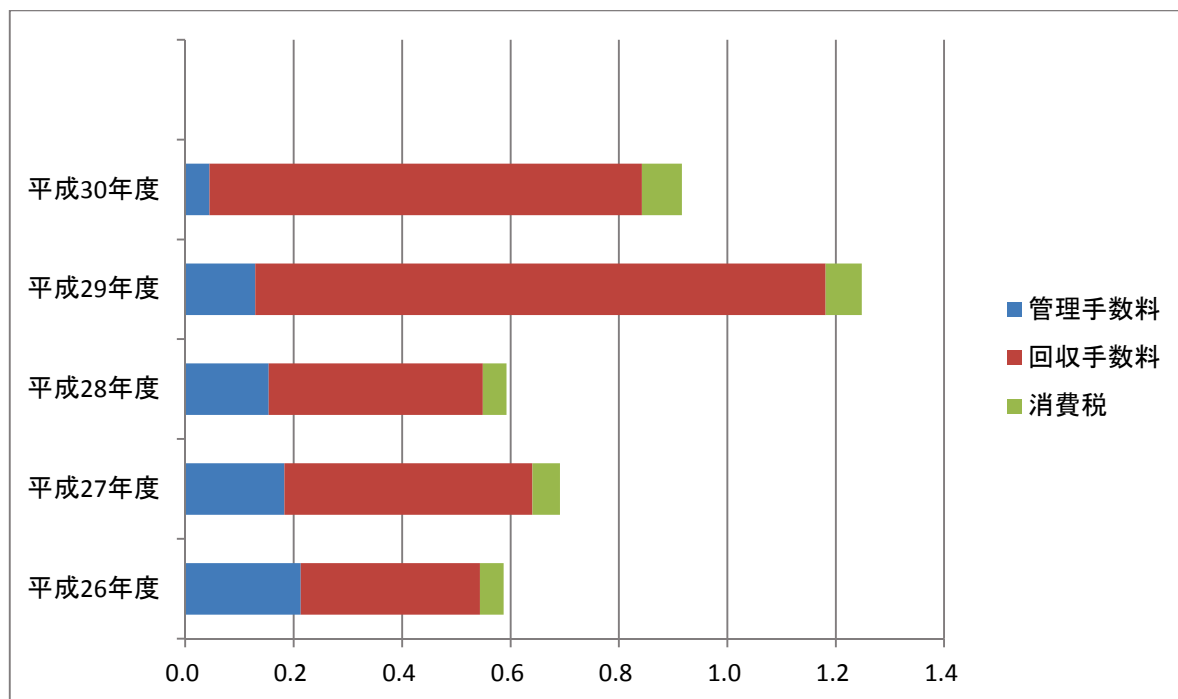


(3) サービス委託債権からの回収

平成30年度のサービス委託債権からの回収額は平成30年度末現在13.8億円で、委託費は0.9億円であった。委託費に対する回収額は15.0倍であった。

<サービス委託費内訳>

(単位：億円)



IV. 短期借入金の限度額

■中期目標

—

■中期計画

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。

■平成 30 年度計画

平成 30 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人通則法第 30 条第 2 項第 4 号（平成 11 年法律第 103 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(参考情報) 当該年度までの累 積値等、必要な情報
短期借入金の 限度額	10,000 百万円	18,600 百万円	10,000 百万円 (5,500 百万円)	10,000 百万円 (2,200 百万円)	— (—)	— (—)	— (—)	一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額に対して、より少額で対応。

(注) () 書きは、借入金残高の最大値 (実績)

<その他の指標>

—

<評価の視点>

短期借入金の抑制状況

■ 評価と根拠

<自己評価>

B

<根拠>

資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、平成 28 年度以降は短期借入を行わなかったことを踏まえ、自己評価を「B」とした。

■ 課題と対応

—

■ 主要な業務実績

—

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 30 年度計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 30 年度計画

なし

VII. 剰余金の使途

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 30 年度計画

なし

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 30 年度計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

■中期目標

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。

■中期計画

- (1) 第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。
- (2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。
- (3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- (4) 人員に関する指標
管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。

(参考)

期初の常勤職員数 140 人

期末の常勤職員数の見込み 148 人

■平成 30 年度計画

- (1) 職員によるより質の高いサービスの提供を行うことができるよう、「ERCA 研修計画」に基づく研修を展開し、各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。
また、女性活躍推進や働き方改革等のための研修を進めるとともに、自主選択制の研修の実施などにより、職員の自発的かつ積極的な研修受講及び自己啓発等を促す。
なお、政府機関等主催の外部研修の活用及び階層別研修の実施においては、講座数及び参加者数とも前中期目標期間の最終年度の実績を上回るよう努め、また、業務専門性研修の実施においては、当初計画講座数上回るよう努める。
- (2) 平成 29 年度に把握した人事評価制度の運営上の課題解決等を通じて、職員一人ひとりの成長、組織全体の成長をより確実なものとするとともに、評価結果の人事及び給与への反映により、士気の高い組織運営に努める。
また、指導役制度についても、その運用状況等を確認し、適宜見直しを図ることで、職員の更なる成長を促す。
- (3) 人員に関する指標
(参考)
第 3 期中期目標期間の期初常勤職員数 140 人

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
政府機関等主催の外部研修の活用（講座数）	—	20 講座 (25 年度実績)	24 講座	37 講座 (当初計画：28 講座)	46 講座 (当初計画：39 講座)	37 講座 (当初計画：32 講座)	32 講座 (当初計画：35 講座)	
政府機関等主催の外部研修の活用（参加者数）	—	25 名 (25 年度実績)	37 名	65 名 (当初計画：40 名)	64 名 (当初計画：42 名)	58 名 (当初計画：43 名)	58 名 (当初計画：44 名)	
階層別研修の実施・参加（講座数）	—	4 講座 (25 年度実績)	8 講座	10 講座 (当初計画：11 講座)	7 講座 (当初計画：9 講座)	13 講座 (当初計画：13 講座)	13 講座 (当初計画：16 講座)	平成 30 年度については、研修内容について検討を行い、複数の研修を統合して実施したこと等

								により、実施講座数が当初予定よりも3講座減となった。
階層別研修の実施・参加（参加者数）	—	36名 (25年度実績)	76名	123名 (当初計画：80名)	67名 (当初計画：62名)	132名 (当初計画：102名)	106名 (当初計画：163名)	平成30年度については、複数の研修を統合して実施したこと等により、参加者数が当初見込みよりも57名減となった。
業務専門性研修の実施（講座数）		88講座 (年度当初計画講座数)	—	89講座 (当初計画：88講座)	83講座 (当初計画：92講座)	81講座 (当初計画：100講座)	72講座 (当初計画：92講座)	

<その他の指標>

—

<評価の視点>

年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 階層別研修を含む各種研修については、平成28年度に策定した3か年の「ERCA研修計画」に基づき、研修運営に係るPDCAサイクル等を明確化した上で着実に研修を実施し、職員の能力開発・人材育成に取り組んだ。

- 人事評価制度については、平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度について、中間評価の一部廃止や評価シートの見直し等により運用の合理化を図るとともに、人事評価規程、マニュアル等の改正を行い、運営の改善を行った。また、平成 29 年度評価結果について、定期昇給等に適正に反映した。

■課題と対応

- ・職員の人事に関する計画については、上記実績等を踏まえると、目標水準を達成できた。
- ・第 4 期中期目標期間においても、引き続き、組織の活性化を図るため、人事評価制度の着実な運用を行うとともに、研修内容の改善等に取り組む。

■主要な業務実績

(1) 各種研修の実施等

総務部が実施する「一般研修」、「階層別研修」等と各部が実施する「業務専門性研修」を 2 本の柱とする「ERCA 研修計画」に基づき研修を実施し、平成 30 年度は「一般研修」、「階層別研修」、「自主研修」、「業務専門性研修」の計 92 講座を延 2,108 人が受講した。研修実績は次のとおり。

区分	一般研修	階層別研修	自主研修及び 資格取得支援策	業務専門性研修(※)	計
講座数	4 講座	13 講座	2 講座	72 講座 (32 講座)	92 講座
参加者数	579 名	106 名	197 名	1,226 名 (58 名)	2,108 名

※括弧内の数値は業務専門性研修のうち政府機関等主催の外部研修の数を示すもの。

(資料編 P112_共通 10 平成 30 年度 独立行政法人環境再生保全機構研修実績)

① 一般研修

行政に携わる者として欠かせない倫理観や内部統制・情報セキュリティ等の知識を持ち、明るく働きやすい職場をつくる職員を育成することを目的として、各種一般研修を実施し、5 講座を延べ 579 名が受講した。

コンプライアンスや内部統制の基礎知識については、事前にEラーニングによる学習を全役職員に義務づけた上で、集合研修においては内部統制・コンプライアンス・情報セキュリティの各テーマを一度に学べるようにするとともに、本年度のテーマは①平成 29 年度に実施したメディア対応トレーニングを題材とした危機管理広報（内部統制）、②職員の秘密保持義務（コンプライアンス）、③機構の情報セキュリティ対策（情報セキュリティ）について取り上げ、132 名が受講した（10 月）。

また、ストレスチェック制度及び早期かつ適切なメンタルヘルス対策の重要性への理解を深めることを目的として、当機構でストレスチェックを初めて受検する全役職員を対象とし

たメンタルヘルス研修を実施し、32名が受講した。さらに、定期健康診断を最大限に活用し、その結果を健康保持・増進につなげることを目的として、「健康診断の結果の見方」をテーマとした保健師による健康管理研修（講演会）を7月及び8月に実施し、128名が受講した他、職場におけるハラスメントの予防を目的として、ハラスメント防止研修を一般職員向け（受講者129名）・管理職向け（受講者20名）とに分けて実施した。

その他、政府が提唱する働き方改革や女性活躍推進の趣旨に鑑み、各役職員が結婚、出産、育児、介護等のライフイベントと仕事の両立に関する知識を学ぶライフプラン研修を全役職員を対象として実施し、138名が受講した。

② 階層別研修

キャリアアップに応じた職員の能力・スキルの向上を目的として、各種の階層別研修を実施し、13講座を延べ106名が受講した。

平成29年度に引き続き新入職員及び若手職員の育成に重点を置き、新入職員研修については、新たに法人文書管理に関するカリキュラムを取り入れ、公文書管理法と機構文書管理規程の関係など法人文書管理に関する基礎固めを促した。また、機構本部がある川崎市の公害の歴史を学ぶカリキュラムも新たに取り入れ、機構の所掌業務に関する理解を深めた。その他、10月に入構1・2年目職員を対象としたフォローアップ研修、12月から2月に入構3年目職員を対象としたキャリアデザイン研修、12月及び2月に内定者を対象とした内定者研修を実施した。

また、管理職層については、マネジメント力向上に重点を置いた中期計画を踏まえ、管理職クラスの職員（2等級）を対象に、公正かつ効果的な人事評価に必要な知識・スキルを身につけることを目的とした人事評価研修を新たに実施した。その他、政府が提唱する女性活躍推進の趣旨に鑑み、機構における女性管理職を育成すべく、次期管理職クラスの女性職員（3・4等級）を対象に、女性管理職としての働き方を具体的にイメージできるようになることを目的とした3・4等級女性職員研修を新たに実施した。

<階層別研修の実績>

研修名	研修概要	対象者	講座数	受講者数 (延べ人数)
内定者研修	業務理解、社会人の心構え	内定者	1講座	3名
新入職員研修	ビジネスマナー、コンプライアンス、法令・規程、文書管理、各事業部の業務等の理解	平成30年度新入職員	1講座	6名
フォローアップ研修	これまでの業務等の振り返り、今後の目標設定	1・2年目職員	1講座	7名
キャリアデザイン研修	自身の今後のキャリアを描ける力の習得	3年目職員	1講座	5名
人事評価研修	客観的・効果的・公正な人事評価スキルの習得	2等級職員 (課長、主幹級)	1講座	16名
3等級研修	フォロワーシップ能力の開発	3等級職員 (課長代理、副主幹級)	1講座	18名
人事院行政研修 (課長補佐級)	リーダーシップ開発、行政課題の把握	3等級職員 (選抜)	1講座	1名
4等級研修	チームのマネジメント能力の開発	4等級職員 (主査級)	1講座	22名
人事院行政研修 (課長級)	リーダーシップ開発、行政課題の把握	2等級職員 (選抜)	1講座	1名
3・4等級女性職員研修	女性活躍推進の必要性、女性管理職としての働き方の理解	3・4等級女性職員	1講座	13名
新任昇格者研修	各等級に必要なとされるマネジメントスキルの習得	平成30年4月昇格者	3講座	14名

③ 職員の自発的かつ積極的な研修受講及び自己啓発の促進

業務遂行に有益な知識・スキルを自主的に身につけ業務改善に取り組む職員を育成するため、「自主研修」及び「資格取得支援策」を実施し、2講座を延べ197名が受講した。

自主研修については、各人が必要な知識・スキルを自主的に学べる環境を創出するため、平成29年度は試行的に導入した120種類以上のビジネススキル講座等を自由に受講できるEラーニングを全役職員に導入した。また、資格取得支援策については、より専門性の高い職員の育成支援を目的とし、平成29年度に支援対象としていた4つの業務上必要な資格(簿記、メンタルヘルス・マネジメント検定、医療事務、ITパスポート)に加え、情報セキュリティマネジメント試験、公文書管理検定等を新たに支援対象とした。結果、4名が対

象資格を取得した（公文書管理検定 1 名、ビジネス実務法務検定 1 名、二級ボイラー技士 2 名）。

④ 業務専門性研修の実施

72 講座を延べ 1,226 名が受講し、各部門の業務遂行に必要な専門スキルを向上させた。

また、業務専門性研修の一環として、各種環境施策の知識等を身につけるため、環境省及び環境省環境調査研修所が主催する研修に職員 20 名が参加した。特に、環境問題史現地研修（四日市コース、西淀川コース及び富山コース）には 5 名が参加し、機構の所掌業務である公害健康被害補償予防業務の原点を学んだ。

（2）人事評価制度の運営改善等

① 人事評価制度の運用の改善

平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度を 2 年間運用した中で把握した課題を改善するため、中間評価の一部廃止や評価シートの見直し等による運用の合理化を図るとともに、人事評価規程、マニュアル等の改正を行った（7 月）。また、管理職及び一般職員のそれぞれを対象とした人事評価制度の改正ポイントについて説明会を開催し、改正した人事評価制度の理解を促した（7 月）。さらに、人事評価の中核を担う 2 等級職員（課長級）を対象に、管下職員に対して行う人事評価の際の「くせ」や「傾向」を把握し、客観的・効果的・公正な評価ができる力を身につけることを目的とした人事評価研修を実施した（2 月）。

② メンター制度の導入

平成 29 年度に人事評価制度から切り離れた「指導役制度」については、「若手職員が気軽に相談しやすい風土を醸成し、もって働きやすい職場づくりを目指すとともに、社会人として日常抱える不安や組織全般への疑問等の解消に向け、相談を受けたり精神的なサポートをしたりすることで若手職員の内面を支えること」を目的として、職員の成長を支える「メンター制度」として再整理した（10 月）。本年度はメンターとメンティーの初回面談（メンタリング）を 10 月に行い、その内容等についてメンター同士で意見交換を行う中間報告会を 12 月に開催した。また、平成 30 年度の振り返りと理事長を交えた意見交換の場を設け、課題の把握に努めた（3 月）。

③ 人事評価結果の反映

平成 29 年度の人事評価結果について、平成 30 年度定期昇給及び 6 月期賞与の業績手当に適正に反映した。

3. 積立金の処分に關する事項

■中期目標

—

■中期計画

第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

■平成 30 年度計画

前中期目標期間から繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用に充てることとする。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 公害健康被害予防事業の財源及び第 2 期中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取崩し、適正な期間損益を計上した。

■課題と対応

今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切に処理する。

■主要な業務実績

公害健康被害予防事業の財源 83,092 千円及び第 2 期中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 2,857 千円を取り崩した。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

■中期目標

—

■中期計画

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

■平成30年度計画

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・ 中期計画期間を超える債務負担の必要性

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

- 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、第4期中期目標期間にわたって契約を行った。

■課題と対応

業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。

■主要な業務実績

平成 30 年度は以下にかかる調達（予定価格 100 万円以上）について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。

- ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（平成 30 年 4 月派遣開始分）」
（契約期間：平成 30 年 4 月～令和 3 年 3 月）
- ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（平成 30 年 7 月派遣開始分）」
（契約期間：平成 30 年 7 月～令和 3 年 6 月）
- ・「平成 30 事業年度会計監査人による監査業務」
（契約期間：平成 30 年 9 月～令和元年 6 月）
- ・「石綿健康被害救済制度に係る医学的資料マスキングツールの導入及び運用保守業務」
（契約期間：平成 30 年 9 月～令和 3 年 3 月）
- ・「石綿健康被害救済認定・給付システムにおける元号変更改修業務」
（契約期間：平成 30 年 9 月～令和元年 5 月）
- ・「維持管理積立金システムに係るサーバ移行、改修及び保守業務」
（契約期間：平成 30 年 11 月～令和 4 年 2 月）
- ・「例規システムの提供及び法制執務支援等業務」
（契約期間：平成 30 年 12 月～令和 6 年 3 月）
- ・「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」
（契約期間：平成 31 年 3 月～令和 6 年 2 月）

主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況

＜国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置＞

評価項目	指摘事項等	反映状況
I-1-2 都道府県等に対する納付金の納付	適正な申告納付を維持するため、現地調査、研修をはじめとする機会を設けて自治体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。	納付金の納付業務の適正かつ円滑な執行を図るため、指導調査（支出証拠書類等による支出額の書面確認、事務処理方法等に関するヒアリング）を15都道府県等に対し実施した。また、納付業務システム担当者研修会を、補償給付については5月に東京会場で2回、大阪会場で1回、名古屋会場で1回、福祉事業については8月に東京会場で2回、大阪会場で1回、名古屋会場で2回、計9回実施した。
I-2-1 収入の安定的な確保と事業の重点化	運用収入については、市中金利の上昇が見込めない状況が続くことにより、今後さらに減少していくおそれがあることから、より一層の事業の重点化、効率化及び他団体との連携等により、必要とされる事業の実施を確保していくこと。	昨今の低金利の状況により、基金の運用収入が減少傾向にあることから、ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図るなど、事業の重点化・効率化を図り、また、他の主体（厚生労働省、医学系学会）と連携した事業の実施により、必要な事業の確保に努めている。 また、今日の低金利の状況による運用収入の減少を踏まえ、事業の休止等を含め更なる事業の重点化や効率化などを検討し平成29年度に取りまとめた今後の公害健康被害予防事業の実施に向けた基本方針を、第4期中期計画に反映させた。
I-2-3 調査研究	昨年の指摘を踏まえて調査研究の評価指標の見直しが検討され、次期中期目標及び中期計画では調査研究の内容を評価する方向となっている。 しかしながら環境改善事業に目を向けると、調査研究事業の運営事務局として不適切と思われる運営がなされている。公募型の研究課題の採択は、外部専門家による専門的見地からの意見を参考としつつ、募集テーマ及び予防事業の事業方針との整合、研究成果の事業への活用等を総合的に判断して機構が決定するものであるが、運営事務局が実施すべき検討又は内	指摘を受けた環境改善分野の調査研究（1課題）については、大学の研究フィールドを活用して大気浄化植樹に係る最新の実証データの蓄積に重点をおいた研究を着実に進めたところである。 また、第4期中期目標期間から開始される環境改善分野の調査研究に当たっては、研究の公募、評価、契約毎に規定されていた各規程を統合し、環境研究総合推進業務との整合も図りつつ、新たに取扱要領を定めた。 また、地方公共団体の要望や環境省関係部局とのヒアリング及び外部有識者の意見を踏まえ

	<p>容の調整が年度末の評価も含めて行われていると評価できない。具体的に第 11 期応募課題の評価過程で見ると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択する意義について、募集テーマとの整合性、予防事業として実施する意義、特に調査研究としての成果は何か、その成果がどう事業に活用できるのか等、運営事務局として行うべきスクリーニングを実施又は検討したと評価できないこと、 ・調査研究評価委員会について、事業採択における専門家の評価の位置づけは実施要領上確認できないが、評価委員によって採点にバラツキが見られるにも関わらず、評価委員の専門分野や採点に係る個性を考慮せず、委員のつけた評価点数をもって採択の可否が決定されていると思われること、 ・採択事業について、事業予算が縮減する中で、需要も少なく、事業としての優先順位を低くすべき植樹事業の需要喚起及び取組の促進が研究計画に掲げられている。そのことは評価委員からも指摘されているにも関わらず、予防事業の全体方針との整合性の検討又は調査研究内容の調整等が何ら行われることが無いまま採択されており、このままでは予防事業全体の運営方針に影響を与えかねないこと、 <p>上記のように公募型の調査研究事業の運営事務局として本来行うべきことの実施が確認できず、採択に係る透明性や公平性の観点にも疑問があること、及び調査研究として期待できる成果が乏しいこと等から、昨年も本評価を通じて緊急に改善を促したところであるが、次期中期計画期間で対応する一部を除いて改善が見られない。</p> <p>次期中期計画期間では、調査研究が内容・質で客観的に評価され、公募型の調査研究を行う事務局として、同様</p>	<p>研究課題を設定し、公募を行ったほか、評価方法については、従来の総合評価に加え、予防事業や社会・経済に対する貢献度などの各評価軸の内容が反映できるように改訂した。また、応募件数が 1 分野 1 件のケースでは、全体評価（各評価軸の平均）で高い評価を得ているものであっても、予防事業や社会・経済への貢献度が低いなど、研究目的、記述評価の内容等が不適切な課題は採択しないことを採択方針に定めた。</p> <p>公募の結果、2 課題のうち 1 課題については、事前評価点が 5 段階中 3.5 未満であったことから不採択とした。</p> <p>以上のとおり予防事業に資する成果が得られるよう、研究内容の質を確保するための取組を進めた。</p>
--	---	--

	<p>の業務を行う環境研究推進業務の事務局運営を参考とした業務改善が行われ、適切な事務局運営がなされることを期待する。</p> <p>また、予防事業における調査研究事業の課題として、予算総額が縮減する現状を踏まえ、1課題あたりの研究費の確保、適切な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業に資する研究成果が得られるよう適切に運営していくことが重要であり、そのために状況に応じて柔軟に対応することが求められる。</p> <p>なお、環境改善分野は、様々な要因により事業の需要も低迷しており、調査研究も公募テーマの設定や実際の研究需要等が厳しい状況にあるため調査研究の公募を一時的に停止することも含めて検討すべきである。その上で調査研究を公募するのであれば、調査研究としての質を確保することを優先し、①募集テーマとの整合性、②研究としての水準、③予防事業全体の事業方針との整合、等を検討し、調整しても②や③に難がある応募しかない場合には採択を見送るなど、適正な調査研究事業の運営となるよう改善策の検討が必要である。</p>	
<p>I-3-1 助成事業にかかる事項</p>	<p>助成事業の効率的な実施に向けて、評価制度の着実な実施及びこれにより得られる評価結果のより効率的な活用に努めること。</p>	<p>評価要領に基づき、平成30年度も対象となるすべての団体（198団体）の評価を着実に実施するとともに、中間コンサルテーションの結果を踏まえ翌年度の要望を行うよう「振り返りシート」の作成を試行するなど改善を図った。また、環境NGO・NPOの活動継続や自立の観点で、より効果的な成果の発信に努めるべく、優良事例のフォローアップ実地調査を令和元年度から実施できるよう評価要領の一部改正を行った。</p>
<p>I-3-2 振興事業にかかる事項</p>	<p>若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業について引き続きその効果的な実施を図るとともに、ユース世代による環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。</p>	<p>若手プロジェクトリーダー育成支援制度については今年度も修了生を8名輩出するなど着実に支援を行った。また、ユースの活動支援・交流事業として平成27年度から行っている「全国ユース環境活動発表大会」については、</p>

		今年度から新たな取組として全国8地区で地方大会を開催し、参加校数も平成29年度の100校から152校へと大幅に増加するなど、全国的な拡大を促進した。
I-3-3 地球環境基金の運用等について	企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き企業等の事業に対するニーズの把握及び周知に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。	寄付者の貢献が見える「地球環境基金企業協働プロジェクト」について、成果及び効果により前年度の寄付の水準を引き続き確保することができた。また、役員、職員ともに、継続を含めて寄付獲得に向けた企業への働きかけや、身近な寄付方法の周知、さらに広域な地域で開催されるイベントや機構の他部署が行う市民等参加型イベントにおいて地球環境基金事業の幅広い周知を行うことで寄付の獲得に努めている。
I-4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	今後も、中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保していただきたい。また、代執行事業においては、都道府県等が実施するPCB廃棄物の処理に係る行政代執行に係る業務の資金支援に関する申請に対する審査について、着実かつ適正に実施されるようにしていただきたい。	軽減事業及び代執行事業について、着実かつ適正に実施するとともに、基金の管理状況等の機構ホームページでの公表により、事業の透明性、公平性の確保に努めている。
I-6-1 認定・支給等の迅速かつ適正な実施	環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、引き続き処理期間の短縮に努める必要がある。	染色標本に限らず、経過が分かる放射線画像、呼吸機能検査結果の記録などを医療機関から収集し、医学的判定の申出を行うなど1回の判定で結果を通知できるよう期間短縮に努めた。
I-6-3 制度運営の円滑化等	今後も、看護師や医療ソーシャルワーカーも含め医療従事者・医療機関等に対する制度や申請手続き等の周知を推進する必要がある。また、効果的な制度の周知のため、対象団体や手段等を引き続き検討していく必要がある。	学会セミナーを通じて制度周知を進めたほか、医療関係団体の協力を得、また、環境省及び厚生労働省との連携により、医師・医療機関、医療ソーシャルワーカー等への制度や申請（請求）手続に関する情報発信等に取り組んだ。
I-6-4 救済制度の広報・相談	一時的な効果に限定されるマスメディアを用いた広報に留まらず、継続	各種広報媒体を活用した広報における無料電話相談の導入経路について調査・分析し、最も

<p>の実施</p>	<p>的に救済制度の広報活動を推進し、周知徹底を図る必要がある。また、相談件数の増加が申請件数の増加に反映されているか注視する必要がある。</p>	<p>効果が高かったテレビCMと新聞を中心に予算を重点的に配分することとし、テレビCM（全国地上波42局）、テレビ番組パブリシティ（全国地上波35局）及び新聞（全国紙3紙）を使って、全国規模の広報を行った。また、院内ビジョンの活用、ポスター掲出（駅、郵便局、保健所、医療機関等）、住民説明会・相談会の開催など、地域性にも配慮し、きめ細やかで効果的な広報の実施に努めた。</p> <p>これらの取組により、平成30年度における無料電話相談件数は、基準値である中期目標期間の期初（平成26年度）の実績4,832件と比べ、28.0%増の6,183件であり、無料電話相談件数の増加が申請（請求）件数の増加（平成26年度920件に対し、平成30年度は41.6%増の1,303件）にもつながったと考えている。</p>
<p>I-6-6 救済制度の見直しへの対応</p>	<p>今後も引き続き制度運用に係る統計調査等を着実に実施し、環境省との意見交換を行っていくとともに、中央環境審議会における報告書を踏まえ関係機関とも連携をとった上で適切な対応を図っていく必要がある。</p>	<p>制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査を着実に実施した（1-6-3参照）。</p> <p>また、環境省との意見交換会を行い、平成28年12月にとりまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の指摘事項を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査に係るデータ解析業務の実施、「石綿による肺がん」の重点周知、医療機関への広報、申請（請求）書類の様式の電子化などの取組を行った。</p>

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に係る措置状況について(平成30年7月1日時点)

別紙2
(様式)

No	99	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
----	----	----	-----	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-
02	旧環境事業団から承継した債権管理回収業務については、債権の回収状況を踏まえつつ、次期中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しを行い組織の縮減を検討し、その結論を得る。	1	債権回収等の動向を踏まえ、27年度末をもって事業管理部財務資金課を廃止し、前倒して債権管理課へ統合した。債権管理回収業務を所掌する事業管理部を経理部に統合するという結論を得て、29年11月に両部を統合し、名称を新たに「財務部」とした。	実施済み。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査的確認を実施するとともに、受給団体の法令順守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	・不正受給、不正使用を防ぐための交付後の調査を実施するとともに、事業の進捗中における報告、指導、調査又は検査を実施している。 ・なお、石綿健康被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。	引き続き監査等を実施していく。
04	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。	1	・そもそも資格停止等の制裁措置に馴染まない地方公共団体への法に基づく助成金を除き、資格停止等の制裁措置については、内務府等において導入している。 ・不正受給、不正使用を行った場合の制裁措置として、加算金及び延滞金の納付等の措置を講じている。 ・なお、石綿健康被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。	実施済み。
05	補助金等に係る予算の適正化等に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのハンドブック等に記載し周知する。	1	助成先に配付する募集案内等において、助成金の返還や加算金等に関して規定している交付要綱を示し、周知を行っている。	実施済み。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	各法人の効率的かつ効果的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	主務省及び関係法人等と情報交換を行っているところ。	引き続き主務省及び関係法人等と情報交換をするなど、共同調達や共同実施について検討を行う予定。
07	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成29年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を求めた自主的な業務改善を図る。	1	公共サービス改革基本方針(平成25年6月閣議決定)に基づきつつ、コストの分析を行うなどとして、平成25年度に民間競争入札を行い、公営健康被害補償業務における汚染負荷量賦課金徴収関連業務について日本商工会議所と委託契約を締結、申告書等の点検及び未申告督促業務を行うことなどにより、機構業務の効率化を図った。	今後該当する事業があれば適宜検討する。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。